

2019年4月1日
以降始期用

航空機保険 の約款

普通保険約款、特約条項

- 航空機保険の内容
- 保険金のお支払いについて
- 契約締結後のご注意
- 事故発生の場合の措置と手続き



ご契約者の皆様へ

- この「航空機保険普通保険約款・特約」では、「航空機保険」について説明致します。
- 詳しくは23ページ以降の約款および特約をご一読いただき、内容を良くご確認ください。
- もし、おわかりにならない点、お気づきの点がありましたら、ご遠慮なくご契約の代理店または東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）にお問い合わせください。
- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- 「航空機保険普通保険約款・特約」は、ご契約になった後も保険証券同様、大切に保管いただきますようお願い致します。
- ご契約者と被保険者（保険の補償を受けることができる方）が異なる場合は、保険契約についての重要な事項を被保険者にご説明いただきますようお願い致します。
- 付属書類を含む保険契約申込書の記載事項が事実と違っている場合には、ご契約を解除し、保険金もお支払いできないことがあります。
- 保険料を直接ご契約の代理店にお支払いいただいた場合、弊社所定の保険料領収証が発行されますのでご確認ください。
- 万が一ご契約手続から1ヶ月を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までお問い合わせください。
- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

目 次

I. 航空機保険の内容	3
1. 航空機（機体）保険	
2. 第三者賠償責任保険	
3. 第三者・乗客包括賠償責任保険	
4. 搭乗者傷害保険	
5. 捜索救助費用等包括保険（検索救助費用等包括補償特約）	
6. 事業継続費用保険（航空機事業継続費用補償特約）	
7. 貨物賠償責任保険（貨物賠償責任補償特約）	
II. 保険金のお支払いについて	4
1. 航空機（機体）保険	
○機械的事故等の免責について	
2. 第三者賠償責任保険	6
3. 第三者・乗客包括賠償責任保険	8
4. 搭乗者傷害保険	10
5. 捜索救助費用等包括保険（検索救助費用等包括補償特約）	12
6. 事業継続費用保険（航空機事業継続費用補償特約）	14
7. 貨物賠償責任保険（貨物賠償責任補償特約）	16
III. ご契約締結後のご注意	18
1. 通知義務	
2. 航空機の譲渡とその通知	
3. 解約・解除	
4. 使用目的およびリスク区分	20
5. 外貨建保険契約における為替変動	
6. 暴動・ハイジャック・悪意による加害行為危険等補償特約（第三者賠償責任条項用）について	
IV. 事故発生の場合の措置と手続き	21
1. 事故の通知	
2. 弊社にご相談いただきたいこと	
3. この保険契約と重複する保険契約がある場合	
4. その他のお願い	
5. 保険金請求に必要な書類	22
V. 航空機保険約款	23
第1章 航空機条項	
第2章 第三者賠償責任条項	29
第3章 乗客賠償責任条項	34
第4章 搭乗者傷害条項	39
第5章 基本条項	50
VI. 特約	66
1. 航空機（機体）条項に付帯される特約	
2. 第三者賠償責任条項（第三者・乗客包括賠償責任条項の第三者賠償責任部分を含みます。）に付帯される特約	76
3. 第三者・乗客包括賠償責任条項（乗客賠償責任部分）に付帯される特約	81
4. 搭乗者傷害条項に付帯される特約	88
5. 各条項共通に付帯される特約	92

I. 航空機保険の内容

主な航空機保険には次の7つの種類があります。

1. 航空機（機体）保険

ご契約の航空機が、墜落、衝突、接触、転覆、沈没、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮など偶然な事故によって損害を受けた場合、保険金をお支払いする保険です。

2. 第三者賠償責任保険

ご契約の航空機の所有、使用または管理に起因し、偶然な事故によって機外の第三者の生命または身体を害しあるいは機外の第三者の財物に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負担された場合、保険金をお支払いする保険です。

3. 第三者・乗客包括賠償責任保険

ご契約の航空機の所有、使用または管理に起因し、偶然な事故によって機外の第三者または乗客の生命または身体を害し、あるいは機外の第三者の財物または乗客の手荷物に損害を与えたことにより法律上の損害賠償責任を負担された場合、保険金をお支払いする保険です。

4. 搭乗者傷害保険

ご契約の航空機に搭乗中または乗降中の方が偶然な事故によって後遺障害または傷害を被った場合または被った傷害により死亡された場合、保険金をお支払いする保険です。

5. 捜索救助費用等包括保険（検索救助費用等包括補償特約）

ご契約の航空機が偶然な事故によって損害を受けた場合、その航空機・航空機の一部・貨物・被害者の検索費用、被害者の救助費用、被害者の移送費用、航空機等の一時保管費用、救援者の交通費・宿泊費、被害者または被害者の法定相続人への弔慰金・見舞金、従業員派遣費用、合同葬祭費用、残存物の撤去・廃棄費用等を保険金としてお支払いする保険です。

6. 事業継続費用保険（航空機事業継続費用補償特約）

ご契約の航空機が偶然な事故により損害（機体保険で保険金をお支払いする場合に限ります）を受けた結果、復旧期間内に代替航空機のリース費用等、事業を継続するために必要な追加費用を負担された場合、保険金をお支払いする保険です。

7. 貨物賠償責任保険（貨物賠償責任補償特約）

ご契約の航空機の所有、使用、管理に起因し、または運送契約の履行に起因し、偶然な事故によって、貨物（運航者等が航空機で輸送することを目的として乗客以外の者から受託した財物をいいます。）に損害を与えたことにより貨物について正当な権利を有する者に対し、法律上の損害賠償を負担された場合、保険金をお支払いする保険です。

※現在弊社は「乗客賠償責任保険」単独でのお引受けを行っておりません。

※上記5、7の保険（特約）は、上記1～4のいずれかの保険にそれぞれの特約をセットしたご契約となります。単独でのお引受けはできません。

※上記6の保険（特約）は、上記1の保険に特約をセットしたご契約となります。単独でのお引受けはできません。

II. 保険金のお支払いについて

保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合および保険金の算出方法は下表の通りです。

1. 航空機（機体）保険

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払い
	航空機（機体）保険に特有なもの
被保険航空機（＊）が次の事故によって損害を被つたとき 墜落、衝突、接触、転覆、沈没、火災、爆発、 盗難、台風、洪水、高潮、その他偶然な事故 （＊）被保険航空機には、被保険航空機に定着または装備されている物を含みます。ただし、下記の(1)～(5)は除きます。 (1) 燃料、油脂および消耗品 (2) 法律、命令、規則、条例等により、航空機に定着または装備することを禁止されている物 (3) 通常装飾品とみなされる物 (4) 乗客の手荷物および貨物 (5) 被保険航空機に含まない物として保険証券に明記された装備品	(1) 次に定める者の故意または重大な過失によって生じた損害 (イ) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関） (ロ) 上記(イ)に定める者の法定代理人 (ハ) 上記(イ)に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。 (2) 上記(1)(イ)～(ハ)に定める者による被保険航空機の耐空性の維持または航行の安全性に関する法律、命令、規則、条例等に対する故意の違反によって生じた損害 (3) 詐欺または横領によって生じた損害 (4) 被保険航空機に存在する欠陥、摩滅・腐しょく・さびその他自然の消耗、機能の低下または被保険航空機を通常の使用方法に従ってその用に供している間に生じた故障（偶然な外來の事故に直接起因しない被保険航空機の電気的または機械的損害をいいます。）。ただし、石、砂、埃、氷等の急激かつ偶然な吸入に起因する動力推進装置の損害を除きます。

○機械的事故等の免責について

航空機（機体）保険では「被保険航空機に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗、機能の低下または被保険航空機を通常の使用方法に従ってその用に供している間に生じた故障」を免責として保険金支払いの対象からはずしています。これは急激かつ偶然な外來の事故によらずに発生したエンジンその他航空機各種機器の故障や消耗は保険の対象にならないことを明確にしたもので、このように航空機（機体）保険の対象とならない例としては次のようなものがあります。

Ⓐ 自然の消耗
　　反復して使用している間にシャフト軸受部がすりへり、シャフトが折損した。

Ⓑ 機能の低下
　　長時間使用している間に規定のエンジン出力が得られなくなった。

Ⓒ 故障
　　電気的なトラブルにより計器が動かなくなった。

なお、この免責が適用される範囲はこれらの損害が生じる原因となった部分と機能的に一体となった航空機の部品の最小の単位（これを単位部分といいます。）に生じた損害に限られます（ただし、動力推進装置についてはこれをひとつの単位部分とし、また、発動機とトランスマッキシヨンが同一の潤滑系統を有している場合には動力推進装置、トランスマッキシヨンおよびこれらの補助装置の全体をひとつの単位部分とします。）。したがって、損害が他の部分に波及した場合の他の部分の損害はお支払いの対象となります。

できない主な場合	保険金の算出方法
各保険に共通なもの	
<p>(1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変による損害</p> <p>(2) ストライキ、暴動（群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）、社会的騒乱または労働争議による損害</p> <p>(3) 政治的暴力行為またはテロを目的とした行為による損害</p> <p>(4) 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使による損害。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。</p> <p>(5) ハイジャック（被保険航空機の搭乗者等によって行われた被保険航空機、乗組員または客室乗務員に対する不法なだ補または不当な支配をいいます。この場合において、不法なだ補または不当な支配はその企てを含みます。）による損害</p> <p>(6) 悪意による加害行為によって生じた損害</p> <p>(7) 上記(1)～(6)の事由によって被保険航空機が運航者等の支配下にない間に生じた損害</p> <p>(8) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）または核燃料物質（使用済燃料を含みます。）によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故による損害</p> <p>(9) 上記(8)以外の放射線照射または放射能汚染による損害</p> <p>(10) 被保険航空機が保険証券記載の担保地域外で運航されている間に生じた損害。ただし、不可抗力により担保地域外で運航されている場合を除きます。</p> <p>(11) 被保険航空機が保険証券記載の操縦士以外の者によって操縦されている間に生じた損害</p> <p>(12) 被保険航空機が違法な目的で使用されている間に生じた損害</p> <p>(13) 被保険航空機が薬剤散布に使用されている間に生じた損害</p> <p>(14) 被保険航空機が物輸に使用されている間に生じた損害</p> <p>(15) 被保険航空機が曲技（曲技のための練習を含みます。）に使用されている間に生じた損害</p> <p>(16) 被保険航空機が飛行訓練に使用されている間に生じた損害</p> <p>※上記(1)～(7), (13)～(16)については、追加保険料をお支払いいただくことにより、その全部または一部について保険金をお支払いできるようになる場合があります。</p>	<p>(1) 全損の場合（被保険航空機を事故発生直前の状態に復旧することが物理的もしくは技術的に不可能な場合、修理費が協定価額をこえる場合または被保険航空機が10日以上行方不明となった場合をいいます。）</p> <p>次の計算式によってお支払いの額を決定します。</p> <p>保険金の額 = $\begin{cases} \text{損害額または保険金額の} \\ \text{いずれか低い額} \end{cases}$</p> <p style="text-align: right;">- (残存物の価額 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{協定価額}}$)</p> <p>(2) 分損の場合</p> <p>損害額または保険金額のいずれか低い額から保険証券記載の免責金額を差引いた額をお支払いします。</p> <p>上記にいう損害額とは次の(i)～(vi)の合計から、修理にともなって生じた残存物の価値を差し引いた額をいいます。</p> <p>(i) 修理費</p> <p>(ii) 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用</p> <p>(iii) 他人に損害賠償の請求ができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>(iv) 盗難にあった被保険航空機を引き取るために必要であった費用</p> <p>(v) 離陸不可能な場所に着陸した場合の被保険航空機の解体費用、着陸した場所から離陸可能な最寄りの飛行場までの運搬費用およびその飛行場での再組立費用（被保険航空機の損傷の有無を問いません）</p> <p>(vi) 連続事故の場合</p> <p>被保険航空機に連続して事故が発生し、かつ第二の事故で機体が滅失した場合、先行する第一の事故に対する未修理の修理費についても保険金をお支払いします。ただし、第二の事故の結果、全損として保険金が支払われる場合には、全損保険金のみをお支払いします。</p>

2. 第三者賠償責任保険

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払い 第三者賠償責任保険に特有のもの
<p>(1) お支払いする損害 被保険航空機の所有、使用または管理に起因し、偶然な事故によって、機外の第三者の生命もしくは身体を害することまたは他人の財物を滅失、破損もしくは汚損することにより被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害</p> <p>(2) 被保険者の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 記名被保険者 (ロ) 被保険航空機を使用または管理中の次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ● 記名被保険者の配偶者 ● 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ● 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 (ハ) 記名被保険者の承諾を得て被保険航空機を使用または管理中の者 <p>※ただし、上記(2)(ハ)については、航空機取扱業者が製造、修理、販売または貸与等をした被保険航空機の欠陥または航空機取扱業者が行った仕事の結果に起因して、航空機取扱業者の占有を離れた後または仕事の終了もしくは放棄の後に航空機取扱業者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害については、その航空機取扱業者を被保険者とはみなしません。</p> <p>第三者賠償責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権（＊）を有します（保険法第22条第1項）。</p> <p>（＊）「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受けれる権利をいいます。</p> <p>被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。</p> <p>このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合 ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合 ③ 被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合 	<p>(1) 次に定める者の故意によって生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関） (ロ) 記名被保険者以外の被保険者（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）。ただし、それによってその被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。 <p>(2) 上記(1)に定める者による被保険航空機の耐空性の維持または航行の安全性に関する法律、命令、規則、条例等に対する故意の違反によって生じた損害。ただし、(1)(ロ)に定める者による場合にはその違反した者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。</p> <p>(3) 驚音（人の耳に知覚されるか否かを問いません。）、振動、衝撃波、電気的妨害または電磁気の妨害によって生じた損害および被保険航空機から散布、噴霧、投下もしくは放出され、または流出もしくは落下した農薬、肥料、種子、有毒物質、細菌、燃料、油脂、排出ガスその他化学製品による汚染または汚濁によって生じた損害。ただし、被保険航空機の墜落、衝突、火災、爆発その他偶然な事故による場合または異常な運航につながる緊急事態による場合を除きます。</p> <p>(4) 被保険者が損害賠償に関し、第三者との間に契約を締結している場合は、その契約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害</p> <p>(5) 次の者の生命もしくは身体が害された場合または次の者の所有、使用もしくは管理する財物が滅失、破損または汚損された場合には、それによって被保険者が被る損害</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 記名被保険者 (ロ) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子 <p>(6) 次の者の生命もしくは身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 被保険者の業務（家事を除きます。以下同様とします。）に従事中の被保険者の使用者 (ロ) 被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用者。ただし、被保険者が被保険航空機をその使用者の業務に使用している場合に限ります。 <p>(7) 被保険者の使用者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合に被保険者が被る損害。ただし被保険者が被保険航空機をその使用者の業務に使用している場合に限ります。</p> <p>(8) 救助その他の目的で被保険航空機に装着されたウインチその他これに準ずる用具により、運航中の被保険航空機外において移送されている者およびその者の手荷物に生じた損害</p>

でき な い 主 な 場 合 各 保 险 に 共 通 な も の	保 险 金 の 算 出 方 法
<p>(1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変による損害</p> <p>(2) ストライキ、暴動（群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）、社会的騒乱または労働争議による損害</p> <p>(3) 政治的暴力行為またはテロを目的とした行為による損害</p> <p>(4) 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使による損害。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。</p> <p>(5) ハイジャック（被保険航空機の搭乗者等によって行われた被保険航空機、乗組員または客室乗務員に対する不法なだ補または不当な支配をいいます。この場合において、不法なだ補または不当な支配にはその企てを含みます。）による損害</p> <p>(6) 悪意による加害行為によって生じた損害</p> <p>(7) 上記(1)～(6)の事由によって被保険航空機が運航者等の支配下にない間に生じた損害</p> <p>(8) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）または核燃料物質（使用済燃料を含みます。）によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故による損害</p> <p>(9) 上記(8)以外の放射線照射または放射能汚染による損害</p> <p>(10) 被保険航空機が保険証券記載の担保地域外で運航されている間に生じた損害。ただし、不可抗力により担保地域外で運航されている場合を除きます。</p> <p>(11) 被保険航空機が保険証券記載の操縦士以外の者によって操縦されている間に生じた損害</p> <p>(12) 被保険航空機が違法な目的で使用されている間に生じた損害</p> <p>(13) 被保険航空機が薬剤散布に使用されている間に生じた損害</p> <p>(14) 被保険航空機が物輸に使用されている間に生じた損害</p> <p>(15) 被保険航空機が曲技（曲技のための練習を含みます。）に使用されている間に生じた損害</p> <p>(16) 被保険航空機が飛行訓練に使用されている間に生じた損害</p> <p>※上記(1)～(7), (13)～(16)については、追加保険料をお支払いいただくことにより、その全部または一部について保険金をお支払いできるようになる場合があります。</p>	<p>(1) 1回の事故につきお支払いする保険金の額は、次の(イ)～(ニ)の合計額となります。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。</p> <p>(イ) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</p> <p>(ロ) 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用</p> <p>(ハ) 他人に損害賠償の請求ができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>(ニ) 保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用およびあらかじめ弊社の書面による同意を得て支出した費用</p> <p>(2) 上記(1)に定める保険金のほか、損害賠償に関する争訟について被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。この場合、上記(1)の保険金との合計額が保険金額を超えるときでもお支払いします。</p>

3. 第三者・乗客包括賠償責任保険

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払い 第三者・乗客包括賠償責任保険に特有なもの
<p>(1) お支払いする損害 被保険航空機の所有、使用もしくは管理に起因し、偶然な事故によって、機外の第三者または乗客の生命もしくは身体を害し、あるいは機外の第三者の財物または乗客の手荷物を滅失、破損もしくは汚損することにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害</p> <p>(2) 被保険者の範囲</p> <p>(イ) 記名被保険者</p> <p>(ロ) 被保険航空機を使用または管理中の次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●記名被保険者の配偶者 ●記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ●記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 <p>(ハ) 記名被保険者の承諾を得て被保険航空機を使用中または管理中の者</p> <p>※ただし、上記(2)(ハ)については、航空機取扱業者が製造、修理、販売または貸与等をした被保険航空機の欠陥または航空機取扱業者が行った仕事の結果に起因して、航空機取扱業者の占有を離れた後または仕事の終了もしくは放棄の後に航空機取扱業者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害については、その航空機取扱業者を被保険者とはみなしません。</p> <p>第三者・乗客包括賠償責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権（＊）を有します（保険法第22条第1項）。</p> <p>（＊）「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。</p> <p>被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。</p> <p>このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。</p> <p>① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合</p> <p>② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合</p> <p>③ 被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合</p>	<p>(1) 次に定める者の故意によって生じた損害</p> <p>(イ) 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）</p> <p>(ロ) 記名被保険者以外の被保険者（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）。ただし、それによってその被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。</p> <p>(2) 上記(1)に定める者による被保険航空機の耐空性の維持または航行の安全性に関する法律、命令、規則、条例等に対する故意の違反によって生じた損害。ただし、(1)(ロ)に定める者による場合にはその違反した者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。</p> <p>(3) 騒音（人の耳に知覚されるか否かを問いません。）、振動、衝撃波、電気的妨害または電磁気の妨害によって生じた損害および被保険航空機から散布、噴霧、投下もしくは放出され、または漏出もしくは落下した農薬、肥料、種子、有毒物質、細菌、燃料、油脂、排出ガスその他化学製品による汚染または汚濁によって生じた損害。ただし、被保険航空機の墜落、衝突、火災、爆発その他偶然な事故による場合または異常な運航につながる緊急事態による場合を除きます。</p> <p>(4) 被保険者が損害賠償に関し、第三者との間に契約を締結している場合は、その契約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、その契約が航空運送事業に係わる運送約款またはあらかじめ弊社の書面による同意を得たものである場合を除きます。</p> <p>(5) 次の者の生命もしくは身体が害された場合または次の者の所有、使用もしくは管理する財物（これらの者および被保険者の使用者以外の乗客の手荷物を除きます。）が滅失、破損または汚損された場合に被保険者が被る損害</p> <p>(イ) 記名被保険者</p> <p>(ロ) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子</p> <p>(6) 次の者の生命もしくは身体が害された場合に被保険者が被る損害</p> <p>(イ) 被保険者の業務（家事を除きます。以下同様とします。）に従事中の被保険者の使用者</p> <p>(ロ) 被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用者。ただし、被保険者が被保険航空機をその使用者の業務に使用している場合に限ります。</p> <p>(7) 被保険者の使用者の所有、使用または管理する財物（上記(5)(イ)(ロ)および被保険者の使用者以外の乗客の手荷物を除きます）が滅失、破損または汚損された場合に被保険者が被る損害。ただし、被保険者が被保険航空機をその使用者の業務に使用している場合に限ります。</p> <p>(8) 救助その他の目的で被保険航空機に装着されたウインチその他これに準ずる用具により、運航中の被保険航空機外において移送されている者およびその者の手荷物に生じた損害</p>

でき な い 主 な 場 合 各 保 险 に 共 通 な も の	保 险 金 の 算 出 方 法
<p>(1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変による損害</p> <p>(2) ストライキ、暴動（群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）、社会的騒乱または労働争議による損害</p> <p>(3) 政治的暴力行為またはテロを目的とした行為による損害</p> <p>(4) 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使による損害。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。</p> <p>(5) ハイジャック（被保険航空機の搭乗者等によって行われた被保険航空機、乗組員または客室乗務員に対する不法なだ補または不当な支配をいいます。この場合において、不法なだ補または不当な支配にはその企てを含みます。）による損害</p> <p>(6) 悪意による加害行為によって生じた損害</p> <p>(7) 上記(1)～(6)の事由によって被保険航空機が運航者等の支配下にない間に生じた損害</p> <p>(8) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）または核燃料物質（使用済燃料を含みます。）によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故による損害</p> <p>(9) 上記(8)以外の放射線照射または放射能汚染による損害</p> <p>(10) 被保険航空機が保険証券記載の担保地域外で運航されている間に生じた損害。ただし、不可抗力により担保地域外で運航されている場合を除きます。</p> <p>(11) 被保険航空機が保険証券記載の操縦士以外の者によって操縦されている間に生じた損害</p> <p>(12) 被保険航空機が違法な目的で使用されている間に生じた損害</p> <p>(13) 被保険航空機が薬剤散布に使用されている間に生じた損害</p> <p>(14) 被保険航空機が物輸に使用されている間に生じた損害</p> <p>(15) 被保険航空機が曲技（曲技のための練習を含みます。）に使用されている間に生じた損害</p> <p>(16) 被保険航空機が飛行訓練に使用されている間に生じた損害</p> <p>※上記(1)～(7), (13)～(16)については、追加保険料をお支払いいただくことにより、その全部または一部について保険金をお支払いできるようになる場合があります。</p>	<p>(1) 1回の事故につきお支払いする保険金の額は、次の(イ)～(ニ)の合計額となります。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。</p> <p>(イ) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</p> <p>(ロ) 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用</p> <p>(ハ) 他人に損害賠償の請求ができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>(ニ) 保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用およびあらかじめ弊社の書面による同意を得て支出した費用</p> <p>(2) 上記(1)に定める保険金のほか、損害賠償に関する争訟について被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。この場合、上記(1)の保険金との合計額が保険金額を超えるときでもお支払いします。</p>

4. 搭乗者傷害保険

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払い 搭乗者傷害保険に特有なもの
<p>被保険航空機の正規の搭乗用構造装置またはその装置のある室内に搭乗中または乗降中の者で、保険証券の被保険者の分類に記載の者（被保険者）が急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被つた場合に保険金をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none">(1) 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人について生じた傷害(2) 被保険者による被保険航空機の耐空性の維持または航行の安全性に関する法律、命令、規則、条例等に対する故意の違反によって、その本人について生じた傷害(3) 被保険者が、運航者等の承諾を得ないで被保険航空機に搭乗中または乗降中に生じた傷害(4) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人について生じた傷害(5) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じたときは、その者の受け取るべき金額(6) 被保険者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

でき な い 主 な 場 合 各 保 险 に 共 通 な も の	保 险 金 の 算 出 方 法
<p>(1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変による傷害</p> <p>(2) ストライキ、暴動（群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）、社会的騒乱または労働争議による傷害</p> <p>(3) 政治的暴力行為またはテロを目的とした行為による傷害</p> <p>(4) 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使による傷害。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。</p> <p>(5) ハイジャック（被保険航空機の搭乗者等によって行われた被保険航空機、乗組員または客室乗務員に対する不法なだ補または不当な支配をいいます。この場合において、不法なだ補または不当な支配にはその企てを含みます。）による傷害</p> <p>(6) 悪意による加害行為によって生じた損害</p> <p>(7) 上記(1)～(6)の事由によって被保険航空機が運航者等の支配下にない間に生じた傷害</p> <p>(8) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）または核燃料物質（使用済燃料を含みます。）によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故による傷害</p> <p>(9) 上記(8)以外の放射線照射または放射能汚染による傷害</p> <p>(10) 被保険航空機が保険証券記載の担保地域外で運航されている間に生じた傷害。ただし、不可抗力により担保地域外で運航されている場合を除きます。</p> <p>(11) 被保険航空機が保険証券記載の操縦士以外の者によって操縦されている間に生じた傷害</p> <p>(12) 被保険航空機が違法な目的で使用されている間に生じた傷害。ただし、被保険航空機への搭乗が被保険者の責めに帰すことのできない事由による場合を除きます。</p> <p>(13) 被保険航空機が薬剤散布に使用されている間に生じた傷害</p> <p>(14) 被保険航空機が物輸に使用されている間に生じた傷害</p> <p>(15) 被保険航空機が曲技（曲技のための練習を含みます。）に使用されている間に生じた傷害</p> <p>(16) 被保険航空機が飛行訓練に使用されている間に生じた傷害</p> <p>※上記(1)～(7), (13)～(16)については、追加保険料をお支払いいただくことにより、その全部または一部について保険金をお支払いできるようになる場合があります。</p>	<p>保険金は次によりお支払いします。</p> <p>(1) 死亡保険金 被保険者が傷害を被り、その直接の結果として事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、または被保険航空機が行方不明となってからまたは遭難してからその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されない場合は、保険証券記載の1名あたりの死亡保険金額の全額（保険期間を通じてすでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡保険金額からすでに支払った後遺障害保険金の額を控除した残額）</p> <p>(2) 後遺障害保険金 被保険者が傷害を被り、その直接の結果として事故発生の日からその日を含めて180日以内に、後遺障害が生じたときは、保険証券記載の1名あたりの死亡保険金額に後遺障害等級表の各号に掲げる割合を乗じた額</p> <p>(3) 医療保険金 被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、治療を要した場合は、平常の生活または業務に従事することができる程度になおった日までの治療日数に対し、1日につき保険証券記載の1名あたりの医療保険金日額。ただし、医療保険金のお支払いは事故発生の日からその日を含めて180日をもって限度とします。 また、被保険者が医療保険金の支払いを受けられる期間中にさらに医療保険金の支払いを受けられる傷害を被った場合でも、医療保険金は重複してお支払いできません。</p>

5. 捜索救助費用等包括保険（検索救助費用等包括補償特約）

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払い 検索救助費用等包括保険に特有なもの
<p>(1) 被保険航空機が、航空機（機体）保険の「保険金をお支払いする場合」に記載された事故によって損害を被ったとき</p> <p>(2) 被保険航空機の一部、被保険航空機に定着または装備されている物（＊）、貨物または吊下げ物件が、被保険航空機から偶然な事故によって落下したとき</p> <p>（＊）下記の物を除きます。</p> <p>(イ) 燃料、油脂および消耗品</p> <p>(ロ) 法律、命令、規則、条例等により、航空機に定着または装備することを禁止されている物</p> <p>(ハ) 通常装飾品とみなされる物</p> <p>(二) 乗客の手荷物および貨物</p> <p>(ホ) 被保険航空機に含まない物として保険証券に明記された装備品</p>	<p>(1) 次に定める者の故意または重大な過失によって生じた事故による費用</p> <p>(イ) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）</p> <p>(ロ) 上記(イ)に定める者の法定代理人</p> <p>(ハ) 上記(イ)に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。</p> <p>(2) 上記(1)(イ)～(ハ)に定める者による被保険航空機の耐空性の維持または航行の安全性に関する法律、命令、規則、条例等に対する故意の違反によって生じた事故による費用</p> <p>(3) 詐欺または横領によって生じた事故による費用</p>

でき な い 主 な 場 合	各 保 险 に 共 通 な も の	保 险 金 の 算 出 方 法
<p>(1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変による生じた費用</p> <p>(2) ストライキ、暴動（群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）、社会的騒乱または労働争議による費用</p> <p>(3) 政治的暴力行為またはテロを目的とした行為による費用</p> <p>(4) 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使による費用。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。</p> <p>(5) ハイジャック（被保險航空機の搭乗者等によって行われた被保險航空機、乗組員または客室乗務員に対する不法なだ補または不当な支配をいいます。この場合において、不法なだ補または不当な支配にはその企てを含みます。）による費用</p> <p>(6) 悪意による加害行為によって生じた費用</p> <p>(7) 上記(1)～(6)の事由によって被保險航空機が運航者等の支配下にない間に生じた費用</p> <p>(8) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）または核燃料物質（使用済燃料を含みます。）によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故による費用</p> <p>(9) 上記(8)以外の放射線照射または放射能汚染による費用</p> <p>(10) 被保險航空機が被保險証券記載の担保地域外で運航されている間に生じた費用。ただし、不可抗力により担保地域外で運航されている場合を除きます。</p> <p>(11) 被保險航空機が被保險証券記載の操縦士以外の者によって操縦されている間に生じた費用</p> <p>(12) 被保險航空機が違法な目的で使用されている間に生じた費用</p> <p>(13) 被保險航空機が薬剤散布に使用されている間に生じた費用</p> <p>(14) 被保險航空機が物輸に使用されている間に生じた費用</p> <p>(15) 被保險航空機が曲技（曲技のための練習を含みます。）に使用されている間に生じた費用</p> <p>(16) 被保險航空機が飛行訓練に使用されている間に生じた費用</p> <p>※上記(1)～(7), (12)～(16)については、追加保険料をお支払いいただくことにより、その全部または一部について保険金をお支払いできるようになる場合があります。</p>	<p>被保險者が負担することが必要かつやむを得ないものとして弊社が正当と認めた次の費用の合計額を保険金としてお支払いします。支払い保険金は、保険証券記載の保険期間を通じ、保険証券記載の保険金額を限度とします。</p> <p>(1) 被保險航空機、落下した被保險航空機の一部、装備品、貨物または吊下げ物件（以下、「被保險航空機等」といいます。）または被保險航空機に搭乗していた者等（以下、「被害者」といいます。）の搜索に要した費用</p> <p>(2) 被害者を救助し、最寄りの医療機関または公共交通機関を利用できる場所まで移送する費用および被害者が死亡した場合にはその遺体輸送費用、または治療を継続中の被害者を医師の指示に従つて他の医療機関に移転するためには要した移転費用</p> <p>(3) 被害者の搜索、救助もしくは移送、看護または事故処理を行う目的をもって現地（事故発生の地または被害者の収容地をいいます。）に赴いた救援者の現地までの往復運賃（被害者1名について救援者2名分を限度とします。）、現地および現地までの行程における救援者の宿泊費用（救援者1名につき14日分を限度とします。）、救援者の渡航手続費および被害者または救援者が現地において支出した交通費、通信費</p> <p>(4) 被害者または被害者の法定相続人に対して支払われた弔慰金（被害者1名当たり50万円を限度とします。）、見舞金（被害者1名当たり10万円を限度とします。）。ただし弔慰金と見舞金が重複した場合は、被害者1名あたり50万円を限度とします。</p> <p>(5) 被保險者がその役員、使用人等を現地に派遣したときの交通費、宿泊費等（事故発生から180日以内に負担した費用に限ります。）</p> <p>(6) 事故が発したことにより被保險者が負担した通信費（事故発生から180日以内に負担した費用に限ります。）</p> <p>(7) 被害者もしくは被害者の法定相続人またはそれらの代理人と応対したときの応対施設借り上げ費用、被害者もしくは被害者の法定相続人またはそれらの代理人が被保險者の指定する連絡場所（現地以外をいいます。）を訪問したとき、被保險者がその役員、使用人またはこれらの代理人を連絡場所に派遣したときの交通費および宿泊費（事故発生から180日以内に負担した費用に限り、宿泊費については1名につき14日分を限度とします。）</p> <p>(8) 被害者が死亡した場合の遺体処理費用</p> <p>(9) 被保險者が被害者のうち死亡した者のために行う合同葬祭費用（500万円+30万円×被害者のうち死亡した者の数）を限度とします。）</p> <p>(10) 損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用</p> <p>(11) 被保險航空機等の残存物の撤去または廃棄に要した費用</p> <p>(12) 事故調査等の目的で、公の機関の指示またはやむを得ない状況により被保險航空機等を保管または保存するためには要した費用</p> <p>(13) 被災世帯に支払われた見舞金（1被災世帯あたり50万円を限度とします。）</p>	

6. 事業継続費用保険（航空機事業継続費用補償特約）

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払い
	事業継続費用保険に特有なもの
(1) 航空機（機体）保険の「保険金をお支払いする場合」に記載された事故によって損害を被った結果、標準営業収益に相当する額の減少を防止もしくは軽減するため、または被保険者が被保険航空機を使用して行っている事業を継続するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える費用を負担することによって被る損害	(1) 航空機（機体）保険において保険金のお支払いがない損害。ただし、免責金額の適用により保険金のお支払いがない場合を除きます。 (2) この保険が付帯されていない間に発生した事故による損害 (3) 国または公共機関による法令等の規制により生じた損害 (4) 被保険航空機の復旧（代替航空機の購入を含みます。）または事業の継続に対する妨害によって生じた損害 (5) 被保険航空機が復旧されない場合

でき な い 主 な 場 合 各 保 险 に 共 通 な も の	保 险 金 の 算 出 方 法								
<p>(1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変による損害</p> <p>(2) ストライキ、暴動（群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）、社会的騒乱または労働争議による損害</p> <p>(3) 政治的暴力行為またはテロを目的とした行為による損害</p> <p>(4) 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使による損害。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。</p> <p>(5) ハイジャック（被保険航空機の搭乗者等によって行われた被保険航空機、乗組員または客室乗務員に対する不法なだ補または不当な支配をいいます。この場合において、不法なだ補または不当な支配にはその企てを含みます。）による損害</p> <p>(6) 悪意による加害行為によって生じた損害</p> <p>(7) 上記(1)～(6)の事由によって被保険航空機が運航者等の支配下にない間に生じた損害</p> <p>(8) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）または核燃料物質（使用済燃料を含みます。）によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故による損害</p> <p>(9) 上記(8)以外の放射線照射または放射能汚染による損害</p> <p>(10) 被保険航空機が保険証券記載の担保地域外で運航されている間に生じた損害。ただし、不可抗力により担保地域外で運航されている場合を除きます。</p> <p>(11) 被保険航空機が保険証券記載の操縦士以外の者によって操縦されている間に生じた損害</p> <p>(12) 被保険航空機が違法な目的で使用されている間に生じた損害</p> <p>(13) 被保険航空機が薬剤散布に使用されている間に生じた損害</p> <p>(14) 被保険航空機が物輸に使用されている間に生じた損害</p> <p>(15) 被保険航空機が曲技（曲技のための練習を含みます。）に使用されている間に生じた損害</p> <p>(16) 被保険航空機が飛行訓練に使用されている間に生じた損害</p> <p>※上記(1)～(7), (13)～(16)については、追加保険料をお支払いいただくことにより、その全部または一部について保険金をお支払いできるようになる場合があります。</p>	<p>(1) 事業継続費用を保険金としてお支払いします。ただし、この保険の保険金額に下記に記載された復旧期間に対応する割合を乗じて得た額をこえないものとし、かつ、5,000万円をこえないものとします。</p> <table border="0" data-bbox="582 425 1059 525"> <tr> <td>復旧期間が30日以下の場合</td> <td style="text-align: right;">25%</td> </tr> <tr> <td>復旧期間が30日を超え60日以下の場合</td> <td style="text-align: right;">50%</td> </tr> <tr> <td>復旧期間が60日を超え120日以下の場合</td> <td style="text-align: right;">75%</td> </tr> <tr> <td>復旧期間が120日を超える場合</td> <td style="text-align: right;">100%</td> </tr> </table> <p>ただし、以下の費用は事業継続費用には含まれないものとします。</p> <p>(イ) 事故の有無にかかわらず、事業を継続するために支出を要する費用</p> <p>(ロ) 収益減少の防止・軽減または事業の継続的目的ではなく、もっぱら被保険者の趣味、嗜好の目的のために支出を要する費用</p> <p>(ハ) 代替航空機の購入に要する費用。ただし、復旧期間を短縮するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用をこえる部分は、それによって軽減できた額を限度として、含めるものとします。</p> <p>(ニ) 一時使用のために取得した物件の復旧期間終了時における価格部分</p> <p>(ホ) 航空機（機体）保険でお支払いする修理費および費用。ただし、これらの費用のうち、復旧期間を短縮するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分は、それによって軽減できた追加費用の額を限度として、含めるものとします。</p> <p>(2) 弊社がお支払いする保険金の額は、保険期間を通じ、この保険の保険金額をもって限度とし、かつ、5,000万円を超えないものとします。</p>	復旧期間が30日以下の場合	25%	復旧期間が30日を超え60日以下の場合	50%	復旧期間が60日を超え120日以下の場合	75%	復旧期間が120日を超える場合	100%
復旧期間が30日以下の場合	25%								
復旧期間が30日を超え60日以下の場合	50%								
復旧期間が60日を超え120日以下の場合	75%								
復旧期間が120日を超える場合	100%								

7. 貨物賠償責任保険（貨物賠償責任補償特約）

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払い
	貨物賠償責任保険に特有のもの
(1) お支払いする損害 被保険航空機の所有、使用、管理に起因し、または運送契約の履行に起因し、偶然な事故によって貨物を滅失、破損、汚損もしくは紛失、または盗取されたことにより、貨物について正当な権利を有するものに対し、被保険者が法律上の損害賠償を負担することによって被る損害	(1) 次に定める者の故意によって生じた損害 (イ) 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人 (ロ) 記名被保険者以外の被保険者（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）。ただし、それによってその被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。
(2) 被保険者の範囲 (イ) 記名被保険者 (ロ) 被保険航空機を使用または管理中の次のいずれかに該当する者 ●記名被保険者の配偶者 ●記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ●記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 (ハ) 記名被保険者の承諾を得て被保険航空機を使用中または管理中の者	(2) 上記(1)に定める者による被保険航空機の耐空性の維持または航行の安全性に関する法律、命令、規則、条例等に対する故意の違反によって生じた損害。ただし、(1)(ロ)に定める者による場合はその違反した者が損害賠償責任を負担することによって被る損害にかぎります。 (3) 騒音（人の耳に知覚されるか否かを問いません。）、振動、衝撃波、電気的妨害または電磁気の妨害によって生じた損害および被保険航空機から散布、噴霧、投下もしくは放出され、または流出もしくは落下した農薬、肥料、種子、有毒物質、細菌、燃料、油脂、排出ガスその他化学製品による汚染または汚濁によって生じた損害。ただし、被保険航空機の墜落、衝突、火災、爆発その他偶然な事故による場合または異常な運航につながる緊急事態による場合はこの限りではありません。 (4) 被保険者が損害賠償に関し、第三者との間に契約を締結している場合は、その契約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、その契約があらかじめ弊社の書面による同意を得たものである場合を除きます。 (5) 次の者の所有する財物を滅失、破損、汚損もしくは紛失、または盗取された場合に被保険者が被る損害 (イ) 記名被保険者 (ロ) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子 (ハ) 被保険者の使用者（ただし被保険者が被保険航空機をその使用者の業務に使用している場合に限ります） (6) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害 (イ) 被保険航空機もしくはその部品、乗客の手荷物または被保険者が管理する受託物（貨物を除きます）の滅失、破損、汚損、紛失または盗取 (ロ) 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雑型その他これらに類する貨物の滅失、破損、汚損、紛失または盗取 (ハ) 保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の法定代理人またはこれらの者の使用人が行い、または加担した盗取 (7) 原因がいかなる場合でも、自然発火または自然爆発した貨物の滅失、破損または汚損 (ホ) 自然の消耗もしくは性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等による貨物の滅失、破損または汚損 (ヘ) 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による貨物の滅失、破損または汚損 (ト) 雨、雪等による貨物の滅失、破損または汚損 (チ) 貨物が委託者に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した日以降に発見された貨物の破損または汚損 (リ) 貨物の荷造りの不完全
※ただし、上記(2)(ハ)については、航空機取扱業者が製造、修理、販売または貸与等をした被保険航空機の欠陥または航空機取扱業者が行った仕事の結果に起因して、航空機取扱業者の占有を離れた後または仕事の終了もしくは放棄の後に航空機取扱業者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害については、その航空機取扱業者を被保険者とはみなしません。	

貨物賠償責任保険（貨物賠償責任補償特約）において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権（＊）を有します（保険法第22条第1項）。

（＊）「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③ 被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

でき な い 主 な 場 合 各 保 险 に 共 通 な も の	保 险 金 の 算 出 方 法
<p>(1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変による損害</p> <p>(2) ストライキ、暴動（群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）、社会的騒乱または労働争議による損害</p> <p>(3) 政治的暴力行為またはテロを目的とした行為による損害</p> <p>(4) 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使による損害。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。</p> <p>(5) ハイジャック（被保険航空機の搭乗者等によって行われた被保険航空機、乗組員または客室乗務員に対する不法なだ補または不当な支配をいいます。この場合において、不法なだ補または不当な支配にはその企てを含みます。）による損害</p> <p>(6) 悪意による加害行為によって生じた損害</p> <p>(7) 上記(1)～(6)の事由によって被保険航空機が運航者等の支配下にない間に生じた損害</p> <p>(8) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）または核燃料物質（使用済燃料を含みます。）によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故による損害</p> <p>(9) 上記(8)以外の放射線照射または放射能汚染による損害</p> <p>(10) 被保険航空機が保険証券記載の担保地域外で運航されている間に生じた損害。ただし、不可抗力により担保地域外で運航されている場合を除きます。</p> <p>(11) 被保険航空機が保険証券記載の操縦士以外の者によって操縦されている間に生じた損害</p> <p>(12) 被保険航空機が違法な目的で使用されている間に生じた損害</p> <p>(13) 被保険航空機が薬剤散布に使用されている間に生じた損害</p> <p>(14) 被保険航空機が物輸に使用されている間に生じた損害</p> <p>(15) 被保険航空機が曲技（曲技のための練習を含みます。）に使用されている間に生じた損害</p> <p>(16) 被保険航空機が飛行訓練に使用されている間に生じた損害</p> <p>※上記(1)～(7), (13)～(16)については、追加保険料をお支払いいただくことにより、その全部または一部について保険金をお支払いできるようになる場合があります。</p>	<p>(1) 1回の事故につきお支払いする保険金の額は、次の(イ)～(ニ)の合計額となります。ただし保険証券記載の保険金額を限度とします。</p> <p>(イ) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償の額</p> <p>(ロ) 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用</p> <p>(ハ) 他人に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用</p> <p>(ニ) 保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち緊急措置のために要した費用およびあらかじめ弊社の書面による同意を得て支出した費用</p> <p>(2) 上記(1)に定める保険金のほか、損害賠償に関する争訟について被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。この場合、上記(1)の保険金との合計額が保険金額を超えるときでもお支払いします。</p> <p>(3) 弊社がお支払いする保険金の額は、上記(2)に定める費用を除き、保険期間を通じ、保険証券記載の保険金額の2倍の額をもって限度とします。</p>

III. ご契約締結後のご注意

1. 通知義務

＜航空機保険／第三者賠償責任保険／乗客賠償責任保険をご契約の場合＞

通知義務の対象となる項目(*)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやか（ご契約者または被保険者になる方の責めに帰すべき事由により変更が生じた場合にはあらかじめ）にご契約の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また内容の変更によってご契約を解除させていただくことがありますので、ご注意ください。

＜搭乗者傷害保険をご契約の場合＞

通知義務の対象となる項目(*)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(*)通知義務対象項目は保険の種類ごとに異なります。下表をご確認ください。

	航空機保険 第三者賠償責任保険 乗客賠償責任保険	搭乗者傷害保険
対象となる項目	<ul style="list-style-type: none">・被保険航空機の機種・型式・被保険航空機の登録記号（製造・修理番号）・被保険航空機の総座席数・使用目的およびリスク区分	<ul style="list-style-type: none">・被保険航空機の機種・型式・被保険航空機の登録記号（製造・修理番号）・被保険航空機の総座席数

2. 航空機の譲渡とその通知

保険期間の中途中でご契約の航空機を他人に譲渡されてもこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利・義務は譲受人に移りません。保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利・義務を航空機の譲受人に譲渡したい場合は直ちにご契約の代理店または弊社に通知の上、手続きをお取りください（手続きが終了するまでの間に生じた損害については、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。）。

この場合、弊社の規定により追加保険料を請求することがあります。

3. 解約・解除

(1) 契約の解約を希望される場合

契約の解約を希望される場合は、ご契約の代理店または弊社にお申し出ください。解約の条件によって未経過期間に対し弊社の定めた短期率または日割りによって計算した保険料をお返し致します。

(2) 弊社から解除する場合

弊社は次の場合には保険契約を解除することができます。

(イ) 危険に関する重要な事項について、ご契約者または被保険者が故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合

- (ロ) ご契約の航空機が譲渡され、ご契約者から弊社に譲渡の承認の通知があった場合で、弊社がこれを承認しなかったとき
- (ハ) ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、弊社にその保険契約に基づく保険金を支払わせる目的で損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとした場合
- (ニ) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、その保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- (ホ) ご契約者または被保険者が、次のいずれかに該当する場合
 - (a) 反社会的勢力に該当すると認められること。
 - (b) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - (c) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - (d) 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - (e) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (ヘ) ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、上記(イ)、(ニ)または(ホ)と同程度に弊社のこれらの者に対する信頼を損ない、その保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- (ト) 以下のいずれかの場合
 - (a) 航空機保険/第三者賠償責任保険/乗客賠償責任保険
通知義務の対象となる項目（＊）に内容の変更が生じた場合。ただし、変更の内容によります。
 - (b) 搭乗者傷害保険
通知義務の対象となる項目（＊）に内容の変更が生じた場合。ただし、そのことによって危険の増加が生じ、ご契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく弊社に対して通知を行わなかったときに限ります。
- (チ) ご契約者が、弊社が求める追加保険料の支払を怠った場合（弊社が、ご契約者に対して追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります）

<以下の項目は、航空機保険/第三者賠償責任保険/乗客賠償責任保険に適用されます>

- (リ) ご契約者、被保険者またはご契約の航空機の運航を管理する者が、正当な理由がなくご契約の航空機の耐空性の維持および航行の安全性に関する法律、命令、規則、条例等を遵守しなかった場合
- (ヌ) ご契約者または被保険者が、正当な理由がなくご契約の航空機に關し弊社が求めた上記(チ)の法令の遵守状況等についての説明または証明に応じない場合

<以下の項目は、搭乗者傷害保険のみに適用されます>

- (ル) 通知義務の対象となる項目（＊）に内容の変更が生じたことにより、危険の増加が発生し、この保険契約での引受範囲を超えることとなった場合
- (＊)通知義務の対象となる項目は、この冊子のP18の表をご確認ください。

4. 使用目的およびリスク区分

各々の使用目的およびリスク区分で補償される飛行目的の範囲は下表の通りです。

○ 保険証券記載の使用 目的およびリスク区分 △	薬 剤 散 布	物 輸	一 般	航 空 測 量	リ ー ジ ョ ナ ル エ ア ラ イ ン	イン ダ ス ト リ ア ル エ イ ド
薬 剂 散 布	○	○	○	○	○	○
物 輸	×	○	○	○	○	○
一 般	×	×	○	○	○	○
航 空 测 量	×	×	×	○	×	×
リージョナルエアライン	×	×	×	×	○	×
インダストリアルエイド	×	×	×	×	×	○

○=保険金お支払いの対象となります。

×=保険金お支払いの対象となりません。

5. 外貨建保険契約における為替変動

保険金額または支払限度額を外国通貨で表示する「外貨建保険契約」において、円貨での保険金受け取りをご希望される場合、保険金算出にあたって使用される為替換算レートは損害協定時のものとします。よって、ご契約時における為替換算レートを使用して算出された円貨の保険金の額と、損害協定時の為替換算レートを使用して算出された実際に支払われる円貨の保険金の額とは、為替相場の変動により異なる可能性があり、場合によっては後者が前者を下回る可能性もあります。

6. 暴動・ハイジャック・悪意による加害行為危険等補償特約(第三者賠償責任条項用)について

暴動・ハイジャック・悪意による加害行為危険等補償特約(第三者賠償責任条項用)におきましては、主契約のお支払い限度額が5,000万米ドル（1事故／期間中）を超える場合であっても、5,000万米ドル（1事故／期間中）を保険金支払いの上限とさせていただきます。詳細につきましては、ご契約の代理店または弊社にお問い合わせください。

IV. 事故発生の場合の措置と手続き

1. 事故の通知

保険の対象となっている航空機について万一事故が発生した場合は、

- ① 損害の発生または拡大の防止につとめてください。
- ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちにご契約の代理店または弊社にご連絡ください。
- ③ 次の事項をすみやかに書面でご契約の代理店または弊社にご通知ください。
 - (イ) 事故の状況、原因、被害者の住所、氏名、または名称
 - (ロ) 事故発生の日時、場所、事故の状況について証人となる者があるときはその者の住所、氏名
 - (ハ) 損害賠償の請求を受けたときはその内容

2. 弊社にご相談いただきたいこと

- ① 航空機（機体）保険を付保いただいた航空機を修理される場合には、あらかじめ弊社の承認を得てください。ただし、必要な応急の解体作業および仮修理についてはこの必要はありません。
- ② 被害者から損害賠償の請求を受けたときには、必ず弊社にご相談いただき、承認を得てください。弊社が承認しないで被保険者ご自身で示談されますと保険金の全部または一部が支払われないことがあります。
- ③ 損害賠償に関する告訴を提起しましたは提起された場合には、すみやかにご通知の上ご相談ください。

3. この保険契約と重複する保険契約がある場合

＜他の保険契約で保険金が支払われていない場合＞

他の保険契約とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

＜他の保険契約により優先して保険金が支払われる場合または既に他の保険契約で保険金が支払われている場合＞

既に他の保険契約で支払われた保険金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。ただし搭乗者傷害保険については、他の保険契約とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

4. その他のお願い

- ① 事故の原因が他人にもあり、損害賠償請求ができる場合、その権利の保全または行使について必要な手続きをお取りください。
- ② 弊社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、すみやかにご提出ください。また弊社が事故について調査を実施する場合、ご協力ををお願いすることができます。

5. 保険金請求に必要な書類

保険金の請求には以下の書類が必要となります。

なお、追加の書類の請求をお願いする場合もありますのでお含みおきください。

保険種類 必要書類	航空機 (機体) 保険	第三者賠償		乗客賠償		搭乗者 傷害	補足説明
		対人	対物	身体	手荷物		
保険金請求書	○	○	○	○	○	○	弊社所定の用紙をご使用ください。
航空法第76条に基づく国土交通大臣あての事故報告書の写	○	○	○	○		○	
社内事故報告書の写	○	○	○	○	○	○	
耐空証明、技能証明の写	○	○	○	○	○	○	
航空機情報	○	○	○	○	○	○	
運航情報	○	○	○	○	○	○	・機体エンジン、 プロペラ等に関するもの ・機長、飛行計画、 気象等に関するもの ・整備状況、 燃料等に関するもの
整備情報	○	○	○	○	○	○	
社内事故原因調査報告書の写	○	○	○	○	○	○	
修理工場の事故原因究明報告書の写	○						
修理改造申請書、修理計画書の写	○						国土交通省令で定める修理、改造を行う場合
修理工場の修理実施計画書、不具合検査報告書の写	○						
修理見積書（外注請求書、部品リスト添付）	○						工賃、技術者出張旅費、部品・材料費、機体運搬費用または空輸費用、試験飛行費用等
その他費用立証書類	○	○	○	○	○	○	救助費、損害防止費用、求償権保全行使手続費用等
航空機の登録抹消を証明する書類	○						全損処理の場合
被害者（または被害搭乗者）の医師の診断書		○		○		○	場合によっては死亡診断書、後遺障害診断書、診療報酬明細書を含みます。
被害者（または被害搭乗者）の除籍謄本		○		○		○	死亡事故の場合
被害者の休業証明、収入証明		○		○			
被害者（または被害搭乗者）の法定相続人全員の同意書		○		○		○	死亡事故で法定相続人が複数の場合（全員の印鑑証明添付）
その他被害者の損害額を証明する書類		○	○	○	○		修理見積書、損害額見積書（場合によっては代品購入見積書、鑑定書等）
被害者（または遺族）との示談交渉経緯報告書		○	○	○	○		
被害者（または遺族）との示談書・示談金領収書		○	○	○	○		損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類が必要になります。
乗客名簿（状況によっては航空券、搭乗券添付）				○	○	○	
その他弊社がお願いした書類	○	○	○	○	○	○	

必要書類

○ = 必ず必要

○ = 場合によって必要

航空機保險

普通保險約款·特約

V. 航空機保険約款

第1章 航空機条項

第1条（用語の定義）

この航空機条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運航者等	保険契約者、被保険航空機の所有者その他被保険航空機の使用について正当な権利を有する者をいいます。
貨物	運航者等が航空機で運送することを目的として乗客以外の者から受託した財物をいいます。
協定価額	保険契約時に当会社と保険契約者との間で評価および協定された保険証券記載の被保険航空機の価額をいいます。
曲技	宙返り、横転、反転、背面、きりもみ、ヒップストールその他航空機の姿勢の急激な変化、航空機の異常な姿勢または航空機の速度の異常な変化を伴う一連の飛行をいいます。 (注) 曲技のための練習を含みます。
乗客	被保険航空機に飛行の目的をもって搭乗中または乗降中の者で、被保険航空機の乗組員または客室乗務員としての職務に従事する者を除くすべての者をいいます。
乗客の手荷物	乗客が携行し、もしくは装着する機内持込手荷物または運航者等が原則として乗客の搭乗する航空機で運送することを目的として乗客から受託した受託手荷物（注1）のうち、身回品（注2）等の財物をいいます。 (注1) 積載中、積み込み中または積みおろし中の物に限ります。 (注2) 日常生活の用に供する動産をいいます。
全損	次のいずれかに該当する場合をいいます。 ① 被保険航空機を事故発生直前の状態に復旧することが物理的または技術的に不可能な場合 ② 第7条（修理費）に定める修理費が協定価額を超える場合。ただし、あらかじめ当会社の承認を得て被保険航空機を修理した場合を除きます。 ③ 被保険航空機に第2条（保険金を支払う場合）(3)に規定する事故が発生した場合
装備品	被保険航空機に定着または装備されている物をいい、次の物を含みません。 ① 燃料、油脂および消耗品 ② 法律、命令、規則、条例等により、航空機に定着または装備することを禁止されている物 ③ 通常装飾品とみなされる物 ④ 乗客の手荷物および貨物 ⑤ 被保険航空機に含まない物として保険証券に明記された装備品
担保地域	保険証券の「担保地域」欄に記載された地域をいいます。担保地域が「日本国内」とされている場合は、日本領土および領海の上空をいいますが、一時的に公海上空へ出ることがあっても、外国の領海上空を経由せずに日本国領海上空へ戻るときは、公海上空も「日本国内」に含まれるものとします。

配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
親族	6 親等内の血族、配偶者または3 親等内の姻族をいいます。
飛行訓練	操縦技能証明を受けていない者であって、固定翼または回転翼別の通算操縦経験時間が200時間に満たない者が、操縦の練習をする飛行をいいます。操縦教育証明を受けている者が同乗していると否とを問いません。
被保険航空機	保険証券記載の航空機をいいます。被保険航空機の部品が取り替えられる場合は、代替部品が被保険航空機に装着された時点をもって、その代替部品を被保険航空機に含め、取り替えのため被保険航空機から取り外された部品を被保険航空機から除外します。ただし、代替部品を将来にわたってまたはその部品の取り替えに通常要する期間を超えて装着することなく被保険航空機が運航または定置される場合には、被保険航空機から取り外された部品は、その取り外された時点をもって、被保険航空機から除外します。
物輸	航空機外に吊り下げた用具を用いて、資材、貨物等の輸送を行うことをいいます。航空機外に吊り下げた用具から薬剤等（注）の散布を行う場合であって、当会社が特別に認めるときを含みます。 （注）肥料、種子、水、消火剤等を含みます。
保険価額	損害が生じた地および時における被保険航空機の価額をいいます。
保険金額	保険証券記載の航空機保険金額をいいます。
未修理の修理費	修理を行えば要すると認められる修理費の見積額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
薬剤散布	航空機の運航中に、航空機または装備品から薬剤等（注）の散布を行うことをいいます。ただし、航空機外に吊り下げた用具から薬剤等（注）の散布を行う場合等、当会社が特別に認めるときを除きます。 （注）肥料、種子、水、消火剤等を含みます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、墜落、衝突、接触、転覆、沈没、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって被保険航空機に生じた損害に対して、この航空機条項および基本条項に従い、被保険者に保険金を支払います。
- (2) (1)の被保険航空機には、装備品を含みます。
- (3) 被保険航空機が離陸後行方不明となり、連絡が途絶えた日からその日を含めて10日間を経過してもなお被保険航空機が発見されない場合は、被保険航空機から最後の通信があった時をもって、(1)の事故が発生したものと推定します。
- (4) 当会社は、被保険航空機が離陸不可能な場所に着陸した場合は、あらかじめ当会社が承認した場合に限り、被保険航空機の損傷の有無にかかわらず、被保険航空機の解体費用、着陸した場所から離陸可能な最寄りの飛行場までの運搬費用およびその飛行場での再組立費用に対して、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
 - ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注1）
 - イ. アに定める者の法定代理人
 - ウ. アに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
 - ② ①に定める者による被保険航空機の耐空性の維持または航行の安全性に関する法律、命令、規則、条例等に対する故意の違反
 - ③ 詐欺または横領
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
 - ⑤ ストライキ、暴動（注2）、社会的騒乱または労働争議
 - ⑥ 政治的暴力行為またはテロを目的とした行為
 - ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国（注3）または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - ⑧ ハイジャック（注4）
 - ⑨ 核燃料物質（注5）または核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑩ ⑨に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- （注1）これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注3）外国を含みます。この場合日本国が承認していると否とを問いません。
- （注4）被保険航空機の搭乗者等によって行われた被保険航空機、乗組員または客室乗務員に対する不法なだ捕または不当な支配をいいます。この場合において、不法なだ捕または不当な支配にはその企てを含みます。
- （注5）使用済燃料を含みます。
- （注6）原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、(1)④から⑧までのいずれかに該当する事由によって、被保険航空機が運航者等の支配下にない間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、被保険航空機が保険証券記載の担保地域内の飛行場で発動機を停止して駐機し、いかなる脅迫下にもない状態で運航者等に返還され、かつ、運航に完全に適していると認められた時に、被保険航空機は運航者等の支配下に復したものとみなします。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険航空機に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗、機能の低下または被保険航空機を通常の使用方法に従ってその用に供している間に生じた故障（注1）による損害。ただし、石、砂、埃、氷等の急激かつ偶然な吸入に起因する動力推進装置（注2）の損害を除きます。

- ② ①の事由に起因して生じたその単位部分（注3）の損害
- ③ 被保険航空機が違法な目的で使用されている間に生じた損害
- ④ 被保険航空機が薬剤散布に使用されている間に生じた損害
- ⑤ 被保険航空機が物輸に使用されている間に生じた損害
- ⑥ 被保険航空機が曲技に使用されている間に生じた損害
- ⑦ 被保険航空機が飛行訓練に使用されている間に生じた損害

（注1）偶然な外来の事故に直接起因しない被保険航空機の電気的または機械的損害をいいます。

（注2）発動機および動力推進に必要な補助装置ならびにプロペラの全体をいいます。

（注3）機能的に一体となった航空機の部品の最小の単位をいいます。ただし、動力推進装置については、これをひとつの単位部分とします。また、発動機およびトランスミッションが同一の潤滑系統を有している場合には、動力推進装置、トランスミッションおよびこれらの補助装置の全体をひとつの単位部分とします。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、あらかじめ当会社の承認を得た場合を除きます。

- ① 被保険航空機が保険証券記載の担保地域外で運航されている間に生じた損害。ただし、不可抗力により担保地域外で運航されている場合を除きます。
- ② 被保険航空機が保険証券記載の操縦士以外の者によって操縦されている間に生じた損害

第5条（被保険者の範囲）

この航空機条項における被保険者は、被保険航空機の所有者とします。

第6条（損害額の決定）

当会社が保険金を支払うべき損害の額（注）は、次のとおりとします。

- ① 全損の場合は、協定価額
- ② ①以外の場合は、次の算式によって算出した額

$$\text{第7条（修理費）} + \text{第8条（費用）} - \text{修理に伴って生じた残存物} = \text{損害額}$$

に定める修理費 に定める費用 がある場合は、その価額

③ 第8条（費用）に定める費用のみを保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用

（注）以下「損害額」といいます。

第7条（修理費）

（1）前条の修理費とは、次の額の合計額をいいます。

- ① 損害が生じた地および時において、被保険航空機を事故発生直前の状態に復旧するため必要な修理費（注）。この場合、被保険航空機の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
- ② 被保険航空機を仮修理および解体するために必要な費用
- ③ 被保険航空機を事故発生の地から撤去し、修理可能な場所まで運搬するために必要な費用および公の機関の指示またはやむを得ない状況により緊急を要する一時的仮移動に必要な費用

- ④ 修理完了後、被保険航空機の試験飛行に必要な費用
 - ⑤ 修理完了後、被保険航空機を事故発生の地または保険証券記載の定置場まで運搬するため必要な費用のうちいづれか低い額
- (注) 修理改造申請に必要な費用を含みます。
- (2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、当会社は、未修理の修理費を修理費とみなします。
- ① 被保険航空機に生じた損傷を未修理のまま被保険航空機が売却または解体された場合
 - ② 被保険航空機に生じた損傷の修理完了前に、被保険航空機が全損となった場合。ただし、この航空機条項で全損保険金が支払われる場合を除きます。

第8条 (費用)

第6条 (損害額の決定) の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した次の費用をいいます。ただし、収入の喪失を含みません。

- ① 基本条項第23条 (事故発生時の義務) (1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 基本条項第23条(1)⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ③ 盗難にあった被保険航空機を引き取るために必要であった費用
- ④ 第2条 (保険金を支払う場合) (4)に規定する解体費用、運搬費用および再組立費用

第9条 (支払保険金の計算)

1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次のとおりとします。

- ① 全損の場合は、第6条 (損害額の決定) ①に定める損害額または保険証券記載の保険金額のいづれか低い額。ただし、残存物がある場合で、第13条 (被害物についての当会社の権利) (1)の規定により当会社が被保険航空機についての権利を取得しないことを選択した場合には、次の算式によります。

$$\left(\frac{\text{損害額または保険金}}{\text{額のいづれか低い額}} \right) - \left(\frac{\text{残存物} \times \text{保険金額}}{\text{の価額} \times \text{協定価額}} \right) = \text{保険金の額}$$

- ② ①以外の場合は、第6条②または③に定める損害額または保険金額のいづれか低い額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額

第10条 (協定価額が保険価額を著しく超える場合)

協定価額が保険価額を著しく超える場合は、第6条 (損害額の決定) および前条の規定の適用においては、その保険価額を協定価額および保険金額とします。

第11条 (現物による支払)

当会社は、被保険航空機の損害の全部または一部について、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第12条 (保険契約の終了)

当会社が全損として保険金を支払った場合には、この航空機条項は事故発生の時に終了します。

第13条 (被害物についての当会社の権利)

- (1) 当会社が全損として保険金を支払った場合は、当会社の選択により、被保険航空機につい

て被保険者が有する所有権その他の物権を取得することができます。この場合において、保険金額が協定価額に達しないときは、当会社は、保険金額の協定価額に対する割合によってその権利を取得します。

- (2) 当会社は、被保険航空機の一部が盗難にあった場合に、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当会社の選択により、支払った保険金の額の損害額に対する割合によって被保険者が盗難にあった物について有する所有権その他の物権を取得することができます。

第14条（盗難航空機の返還）

当会社が被保険航空機の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に被保険航空機が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に被保険航空機に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第2章 第三者賠償責任条項

第1条（用語の定義）

この第三者賠償責任条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運航者等	保険契約者、被保険航空機の所有者その他被保険航空機の使用について正当な権利を有する者をいいます。
貨物	運航者等が航空機で運送することを目的として乗客以外の者から受託した財物をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
曲技	宙返り、横転、反転、背面、きりもみ、ヒップストールその他航空機の姿勢の急激な変化、航空機の異常な姿勢または航空機の速度の異常な変化を伴う一連の飛行をいいます。 (注) 曲技のための練習を含みます。
航空機取扱業者	航空機の製造業、修理業、保管業、給油業、販売業、賃貸業、空輸業等航空機を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
乗客	被保険航空機に飛行の目的をもって搭乗中または乗降中の者で、被保険航空機の乗組員または客室乗務員としての職務に従事する者を除くすべての者をいいます。
乗客の手荷物	乗客が携行しもしくは装着する機内持込手荷物または運航者等が原則として乗客の搭乗する航空機で運送することを目的として乗客から受託した受託手荷物（注1）のうち、身回品（注2）等の財物をいいます。 (注1) 積載中、積み込み中または積みおろし中の物に限ります。 (注2) 日常生活の用に供する動産をいいます。

対人事故	被保険航空機の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。 ただし、他人には乗客、乗組員、客室乗務員および救助その他の目的で被保険航空機に装着されたウインチその他これに準ずる用具により、運航中の被保険航空機外において移送されている者を含みません。
対物事故	被保険航空機の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。 ただし、他人の財物には被保険航空機、乗客、乗組員、客室乗務員および救助その他の目的で被保険航空機に装着されたウインチその他これに準ずる用具により、運航中の被保険航空機外において移送されている者の手荷物または貨物を含みません。
担保地域	保険証券の「担保地域」欄に記載された地域をいいます。担保地域が「日本国内」とされている場合は、日本領土および領海の上空をいいますが、一時的に公海上空へ出ることがあっても、外国の領海上空を経由せずに日本国領海上空へ戻るときは、公海上空も「日本国内」に含まれるものとします。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
飛行訓練	操縦技能証明を受けていない者であって、固定翼、回転翼別の通算操縦経験時間が200時間に満たない者が、操縦の練習をする飛行をいいます。操縦教育証明を受けている者が同乗していると否とを問いません。
被保険航空機	保険証券記載の航空機をいいます。
物輸	航空機外に吊り下げた用具を用いて、資材、貨物等の輸送を行うことをいいます。航空機外に吊り下げた用具から薬剤等（注）の散布を行う場合であって、当会社が特別に認めるときを含みます。 (注) 肥料、種子、水、消火剤等を含みます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
薬剤散布	航空機の運航中に、航空機または装備品から薬剤等（注）の散布を行うことをいいます。ただし、航空機外に吊り下げた用具から薬剤等（注）の散布を行う場合等、当会社が特別に認めるときを除きます。 (注) 肥料、種子、水、消火剤等を含みます。

第2条（保険金を支払う場合—対人賠償）

当会社は、対人事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この第三者賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払う場合—対物賠償）

当会社は、対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この第三者賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

第4条（保険金を支払わない場合—その1 対人・対物賠償共通）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（注1）の故意
 - ② 記名被保険者以外の被保険者（注2）の故意
 - ③ ①および②に定める者による被保険航空機の耐空性の維持または航行の安全性に関する法律、命令、規則、条例等に対する故意の違反
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
 - ⑤ ストライキ、暴動（注3）、社会的騒乱または労働争議
 - ⑥ 政治的暴力行為またはテロを目的とした行為
 - ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国（注4）または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - ⑧ ハイジャック（注5）
 - ⑨ 核燃料物質（注6）もしくは核燃料物質（注6）によって汚染された物（注7）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑩ ⑨に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注4) 外国を含みます。この場合、日本国が承認していると否とを問いません。
- (注5) 被保険航空機の搭乗者等によって行われた被保険航空機、乗組員または客室乗務員に対する不法なだ捕または不当な支配をいいます。この場合において、不法なだ捕または不当な支配にはその企てを含みます。
- (注6) 使用済燃料を含みます。
- (注7) 原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、(1)④から⑧までのいずれかに該当する事由によって、被保険航空機が運航者等の支配下にない間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、被保険航空機が保険証券記載の担保地域内の飛行場で発動機を停止して駐機し、いかなる脅迫下にもない状態で運航者等に返還され、かつ、運航に完全に適していると認められた時に、被保険航空機は運航者等の支配下に復したものとみなします。
- (3) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、被保険航空機の墜落、衝突、火災、爆発その他偶然な事故による場合または異常な運航につながる緊急事態による場合を除きます。
- ① 騒音（注）、振動、衝撃波、電気的妨害または電磁気の妨害
 - ② 被保険航空機から散布、噴霧、投下もしくは放出され、または流出もしくは落下した農薬、肥料、種子、有毒物質、細菌、燃料、油脂、排出ガスその他化学製品による汚染または汚濁

(注) 人の耳に知覚されるか否かを問いません。

- (4) 当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に契約を締結している場合は、その契約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条 (保険金を支払わない場合ーその2 対人・対物賠償共通)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険航空機が違法な目的で使用されている間に生じた損害
 - ② 被保険航空機が薬剤散布に使用されている間に生じた損害
 - ③ 被保険航空機が物輸に使用されている間に生じた損害
 - ④ 被保険航空機が曲技に使用されている間に生じた損害
 - ⑤ 被保険航空機が飛行訓練に使用されている間に生じた損害
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、あらかじめ当会社の承認を得た場合を除きます。
- ① 被保険航空機が保険証券記載の担保地域外で運航されている間に生じた損害。ただし、不可抗力により担保地域外で運航されている場合を除きます。
 - ② 被保険航空機が保険証券記載の操縦士以外の者によって操縦されている間に生じた損害

第6条 (保険金を支払わない場合ーその3 対人賠償)

当会社は、対人事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② 被保険者の父母、配偶者または子
- ③ 被保険者の業務（注）に従事中の使用人
- ④ 被保険者の使用者の業務（注）に従事中の他の使用人。ただし、被保険者が被保険航空機をその使用者の業務（注）に使用している場合に限ります。

（注）家事を除きます。

第7条 (保険金を支払わない場合ーその4 対物賠償)

当会社は、対物事故により次のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子
- ③ 被保険者の使用者。ただし、被保険者が被保険航空機をその使用者の業務（注）に使用している場合に限ります。

（注）家事を除きます。

第8条 (被保険者の範囲ー対人・対物賠償共通)

この第三者賠償責任条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 被保険航空機を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
 - ア. 記名被保険者の配偶者
 - イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

③ 記名被保険者の承諾を得て被保険航空機を使用または管理中の者。

ただし、航空機取扱業者が製造、修理、販売または貸与等をした被保険航空機の欠陥または航空機取扱業者が行った仕事の結果に起因して、航空機取扱業者の占有を離れた後または仕事の終了もしくは放棄の後に航空機取扱業者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害については、その航空機取扱業者を被保険者とはみなしません。

第9条（個別適用）

- (1) この第三者賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第4条（保険金を支払わない場合－その1 対人・対物賠償共通）(1)①の規定を除きます。
- (2) (1)の規定によって、第11条（支払保険金の計算－対人・対物賠償共通）(1)に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第10条（費用－対人・対物賠償共通）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

- ① 基本条項第23条（事故発生時の義務）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 基本条項第23条(1)⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ③ 対人事故または対物事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ④ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

（注）収入の喪失を含みません。

第11条（支払保険金の計算－対人・対物賠償共通）

- (1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。
ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して + 前条①から③までの費用
負担する法律上の損害賠償責任の額 = 保険金の額

- (2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、前条④の費用を支払います。この場合、(1)の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも支払います。

第12条（先取特権－対人・対物賠償共通）

- (1) 対人事故または対物事故にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
（注）第10条（費用－対人・対物賠償共通）の費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注1）
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注2）
- （注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。
- （注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)(3)の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- （注）第10条（費用－対人・対物賠償共通）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第3章 乗客賠償責任条項

第1条（用語の定義）

この乗客賠償責任条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運航者等	保険契約者、被保険航空機の所有者その他被保険航空機の使用について正当な権利を有する者をいいます。
貨物	運航者等が航空機で運送することを目的として乗客以外の者から受託した財物をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
曲技	宙返り、横転、反転、背面、きりもみ、ヒップストールその他航空機の姿勢の急激な変化、航空機の異常な姿勢または航空機の速度の異常な変化を伴う一連の飛行をいいます。（注） （注）曲技のための練習を含みます。
航空機取扱業者	航空機の製造業、修理業、保管業、給油業、販売業、賃貸業、空輸業等航空機を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
乗客	被保険航空機に飛行の目的をもって搭乗中または乗降中の者で、被保険航空機の乗組員または客室乗務員としての職務に従事する者を除くすべての者をいいます。

乗客の手荷物	<p>乗客が携行しもしくは装着する機内持込手荷物または運航者等が原則として乗客の搭乗する航空機で運送することを目的として乗客から受託した受託手荷物（注1）のうち、身回品（注2）等の財物をいいます。</p> <p>（注1）積載中、積み込み中または積みおろし中の物に限ります。</p> <p>（注2）日常生活の用に供する動産をいいます。</p>
対人事故	<p>被保険航空機の所有、使用もしくは管理に起因し、または運送契約の履行に起因して乗客の生命もしくは身体を害することをいいます。</p> <p>ただし、救助その他の目的で被保険航空機に装着されたウインチその他これに準ずる用具により、運航中の被保険航空機外において移送されている者に生じた損害は対人事故とはみなしません。</p>
対物事故	<p>被保険航空機の所有、使用もしくは管理に起因し、または運送契約の履行に起因して乗客の手荷物を滅失、破損または汚損することをいいます。</p> <p>ただし、救助その他の目的で被保険航空機に装着されたウインチその他これに準ずる用具により、運航中の被保険航空機外において移送されている者の手荷物に生じた損害は対物事故とはみなしません。</p>
担保地域	保険証券の「担保地域」欄に記載された地域をいいます。担保地域が「日本国内」とされている場合は、日本領土および領海の上空をいいますが、一時的に公海上空へ出ることがあっても、外国の領海上空を経由せずに日本国領海上空へ戻るときは、公海上空も「日本国内」に含まれるものとします。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
親族	6 親等内の血族、配偶者または3 親等内の姻族をいいます。
飛行訓練	操縦技能証明を受けていない者であって、固定翼、回転翼別の通算操縦経験時間が200時間に満たない者が、操縦の練習をする飛行をいいます。操縦教育証明を受けている者が同乗していると否とを問いません。
被保険航空機	保険証券記載の航空機をいいます。
物輸	航空機外に吊り下げた用具を用いて、資材、貨物等の輸送を行うことをいいます。航空機外に吊り下げた用具から薬剤等（注）の散布を行う場合であって、当会社が特別に認めるときを含みます。 （注）肥料、種子、水、消火剤等を含みます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
薬剤散布	航空機の運航中に、航空機または装備品から薬剤等（注）の散布を行うことをいいます。ただし、航空機外に吊り下げた用具から薬剤等（注）の散布を行う場合等、当会社が特別に認めるときを除きます。 （注）肥料、種子、水、消火剤等を含みます。

第2条（保険金を支払う場合－対人賠償）

当会社は、対人事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被

る損害に対して、この乗客賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払う場合－対物賠償）

当会社は、対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この乗客賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

第4条（保険金を支払わない場合－その1 対人・対物賠償共通）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（注1）の故意
- ② 記名被保険者以外の被保険者（注2）の故意
- ③ ①および②に定める者による被保険航空機の耐空性の維持または航行の安全性に関する法律、命令、規則、条例等に対する故意の違反
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑤ ストライキ、暴動（注3）、社会的騒乱または労働争議
- ⑥ 政治的暴力行為またはテロを目的とした行為
- ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国（注4）または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑧ ハイジャック（注5）
- ⑨ 核燃料物質（注6）もしくは核燃料物質（注6）によって汚染された物（注7）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑩ ⑨に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）外国を含みます。この場合、日本国が承認していると否とを問いません。

（注5）被保険航空機の搭乗者等によって行われた被保険航空機、乗組員または客室乗務員に対する不法なだ捕または不当な支配をいいます。この場合において、不法なだ捕または不当な支配にはその企てを含みます。

（注6）使用済燃料を含みます。

（注7）原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、(1)④から⑧までのいずれかに該当する事由によって、被保険航空機が運航者等の支配下にない間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、被保険航空機が保険証券記載の担保地域内の飛行場で発動機を停止して駐機し、いかなる脅迫下にもない状態で運航者等に返還され、かつ、運航に完全に適していると認められた時に、被保険航空機は運航者等の支配下に復したものとみなします。

(3) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、被保険航空機の墜落、衝突、火災、爆発その他偶然な事故による場合または異常な運航につながる緊急事態による場合を除きま

す。

- ① 騒音（注）、振動、衝撃波、電気的妨害または電磁気の妨害
- ② 被保険航空機から散布、噴霧、投下もしくは放出され、または流出もしくは落下した農薬、肥料、種子、有毒物質、細菌、燃料、油脂、排出ガスその他化学製品による汚染または汚濁

（注）人の耳に知覚されるか否かを問いません。

- (4) 当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に契約を締結している場合は、その契約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その契約が航空運送事業に係わる運送約款またはあらかじめ当会社の書面による同意を得たものである場合を除きます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2 対人・対物賠償共通）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険航空機が違法な目的で使用されている間に生じた損害
 - ② 被保険航空機が薬剤散布に使用されている間に生じた損害
 - ③ 被保険航空機が物輸に使用されている間に生じた損害
 - ④ 被保険航空機が曲技に使用されている間に生じた損害
 - ⑤ 被保険航空機が飛行訓練に使用されている間に生じた損害
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、あらかじめ当会社の承認を得た場合を除きます。
 - ① 被保険航空機が保険証券記載の担保地域外で運航されている間に生じた損害。ただし、不可抗力により担保地域外で運航されている場合を除きます。
 - ② 被保険航空機が保険証券記載の操縦士以外の者によって操縦されている間に生じた損害

第6条（保険金を支払わない場合—その3 対人賠償）

当会社は、対人事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② 被保険者の父母、配偶者または子
- ③ 被保険者の業務（注）に従事中の使用人
- ④ 被保険者の使用者の業務（注）に従事中の他の使用人。ただし、被保険者が被保険航空機をその使用者の業務（注）に使用している場合に限ります。

（注）家事を除きます。

第7条（保険金を支払わない場合—その4 対物賠償）

当会社は、対物事故により次のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物（注1）が滅失、破損または汚損された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子
- ③ 被保険者の使用者。ただし、被保険者が被保険航空機をその使用者の業務（注2）に使用している場合に限ります。

（注1）①から③までに規定する者以外の乗客の手荷物を除きます。

(注2) 家事を除きます。

第8条 (被保険者の範囲一対人・対物賠償共通)

この乗客賠償責任条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 被保険航空機を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
 - ア. 記名被保険者の配偶者
 - イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ③ 記名被保険者の承諾を得て被保険航空機を使用または管理中の者。ただし、航空機取扱業者が製造、修理、販売または貸与等をした被保険航空機の欠陥または航空機取扱業者が行った仕事の結果に起因して、航空機取扱業者の占有を離れた後または仕事の終了もしくは放棄の後に航空機取扱業者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害については、その航空機取扱業者を被保険者とはみなしません。

第9条 (個別適用)

- (1) この乗客賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第4条（保険金を支払わない場合－その1 対人・対物賠償共通）(1)①の規定を除きます。
- (2) (1)の規定によって、第11条（支払保険金の計算－対人・対物賠償共通）(1)に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第10条 (費用一対人・対物賠償共通)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

- ① 基本条項第23条（事故発生時の義務）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 基本条項第23条(1)⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ③ 対人事故または対物事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ④ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

(注) 収入の喪失を含みません。

第11条 (支払保険金の計算一対人・対物賠償共通)

- (1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して + 前条①から③までの費用 = 保険金の額
負担する法律上の損害賠償責任の額

- (2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、前条④の費用を支払います。この場合、(1)の保険金

との合計額が保険金額を超えるときでも支払います。

第12条（先取特権－対人・対物賠償共通）

- (1) 対人事故または対物事故にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
- （注）第10条（費用－対人・対物賠償共通）の費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注1）
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注2）
- （注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。
- （注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)(3)の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- （注）第10条（費用－対人・対物賠償共通）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第4章 搭乗者傷害条項

第1条（用語の定義）

この搭乗者傷害条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医療保険金日額	保険証券記載の医療保険金日額をいいます。
運航者等	保険契約者、被保険航空機の所有者その他被保険航空機の使用について正当な権利を有する者をいいます。
曲技	宙返り、横転、反転、背面、きりもみ、ヒップストールその他航空機の姿勢の急激な変化、航空機の異常な姿勢または航空機の速度の異常な変化を伴う一連の飛行をいいます。（注） （注）曲技のための練習を含みます。

後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
死亡保険金額	保険証券記載の死亡保険金額をいいます。
担保地域	保険証券の「担保地域」欄に記載された地域をいいます。担保地域が「日本国内」とされている場合は、日本領土および領海の上空をいいますが、一時的に公海上空へ出ることがあっても、外国の領海上空を経由せずに日本国領海上空へ戻るときは、公海上空も「日本国内」に含まれるものとします。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
飛行訓練	操縦技能証明を受けていない者であって、固定翼、回転翼別の通算操縦経験時間が200時間に満たない者が、操縦の練習をする飛行をいいます。操縦教育証明を受けている者が同乗していると否とを問いません。
被保険航空機	保険証券記載の航空機をいいます。
物輸	航空機外に吊り下げた用具を用いて、資材、貨物等の輸送を行うことをいいます。航空機外に吊り下げた用具から薬剤等（注）の散布を行う場合であって、当会社が特別に認めるときを含みます。 （注）肥料、種子、水、消火剤等を含みます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金または医療保険金をいいます。
薬剤散布	航空機の運航中に、航空機または装備品から薬剤等（注）の散布を行うことをいいます。ただし、航空機外に吊り下げた用具から薬剤等（注）の散布を行う場合等、当会社が特別に認めるときを除きます。 （注）肥料、種子、水、消火剤等を含みます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故（注）によってその身体に被った傷害に対して、この搭乗者傷害条項および基本条項に従い保険金を支払います。
 （注）以下「事故」といいます。
- (2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウィルス性食中毒は含みません。
 （注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合ーその1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
 ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害

- (2) 被保険者による被保険航空機の耐空性の維持または航行の安全性に関する法律、命令、規則、条例等に対する故意の違反によって生じた傷害
 - (3) 被保険者が、運航者等の承諾を得ないで被保険航空機に搭乗中または乗降中に生じた傷害
 - (4) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
- (2) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額についても、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- （注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合ーその2）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
 - ② ストライキ、暴動（注1）、社会的騒乱または労働争議
 - ③ 政治的暴力行為またはテロを目的とした行為
 - ④ 差押え、収用、没収、破壊など国（注2）または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - ⑤ ハイジャック（注3）
 - ⑥ 核燃料物質（注4）または核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- （注1）群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注2）外国を含みます。この場合日本国が承認していると否とを問いません。
- （注3）被保険航空機の搭乗者等によって行われた被保険航空機、乗組員または客室乗務員に対する不法なだ捕または不当な支配をいいます。この場合において、不法なだ捕または不当な支配にはその企てを含みます。
- （注4）使用済燃料を含みます。
- （注5）原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、(1)①から⑤までのいずれかに該当する事由によって、被保険航空機が運航者等の支配下にない間に生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、被保険航空機が保険証券記載の担保地域内の飛行場で発動機を停止して駐機し、いかなる脅迫下にもない状態で運航者等に返還され、かつ、運航に完全に適していると認められたときに、被保険航空機は運航者等の支配下に復したものとみなします。

第5条（保険金を支払わない場合ーその3）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険航空機が違法な目的で使用されている間に生じた傷害。ただし、被保険航空機への搭乗が被保険者の責めに帰すべきことのできない事由による場合を除きます。

- (2) 被保険航空機が薬剤散布に使用されている間に生じた傷害
 - (3) 被保険航空機が物輸に使用されている間に生じた傷害
 - (4) 被保険航空機が曲技に使用されている間に生じた傷害
 - (5) 被保険航空機が飛行訓練に使用されている間に生じた傷害
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、あらかじめ当会社の承認を得た場合を除きます。
- (1) 被保険航空機が保険証券記載の担保地域外で運航されている間に生じた傷害。ただし、不可抗力により担保地域外で運航されている場合を除きます。
 - (2) 被保険航空機が保険証券記載の操縦士以外の者によって操縦されている間に生じた傷害

第6条（被保険者の範囲）

この搭乗者傷害条項における被保険者は、被保険航空機の正規の搭乗用構造装置またはその装置のある室内に搭乗中または乗降中の者で、保険証券の被保険者の分類に記載の者とします。

第7条（個別適用）

この搭乗者傷害条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第8条（死亡保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、死亡保険金額の全額（注）を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
(注) 保険期間を通じて既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡保険金額から既に支払った後遺障害保険金の額を控除した残額とします。
- (2) 被保険航空機が行方不明となってからまたは遭難してからその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されない場合は、被保険航空機からの最後の通信があった時または遭難した日をもって被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。
- (3) (1)の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により(1)の死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第9条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表1の各等級に掲げる後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{死亡保険金額} \times \text{別表1に掲げる各等級の後遺障害に該当する保険金支払割合} = \text{後遺障害保険金の額}$$

- (2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する等

級の後遺障害に該当したものとみなします。

- (4) 同一の事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
- ① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ③ ①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\text{別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合} - \text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合} = \text{適用する割合}$$

- (6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡保険金額をもって限度とします。

第10条（医療保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、治療を要した場合は、その治療日数（注）に対し、次の算式によって算出した額を医療保険金として被保険者に支払います。

$$\text{医療保険金日額} \times \text{治療日数} = \text{医療保険金の額}$$

（注）入院および通院の日数をいいます。通院日数には、被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭（じん）帯損傷等の傷害を被った別表2に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものを常時装着したときは、その日数について通院をしたものとみなします。

- (2) (1)の治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）である場合には、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、医療保険金を支払いません。

- (4) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては医療保険金を支払いません。

第11条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第12条（保険証券記載の搭乗者数を超過する場合の支払保険金）

- (1) 実搭乗者数（注1）が申告搭乗者数（注2）を超過する場合には、当会社は、第8条（死亡保険金の支払）から第10条（医療保険金の支払）までの規定に定める保険金を、それぞれ次の算式によって算出した額により支払います。

$$\text{第8条（死亡保険金の支払）から第10条（医療保険金の支払）までに定める保険金の額} = \frac{\text{申告搭乗者数（注2）}}{\text{実搭乗者数（注1）}}$$

（注1）事故発生時に被保険航空機に搭乗していた被保険者の数をいいます。

（注2）保険証券記載の搭乗者数をいいます。

- (2) (1)の規定は、保険証券記載の被保険者の分類ごとに適用するものとします。

第13条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

＜別表1＞ 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリストラン関節以上で失ったもの	69%

第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリストラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの	42%

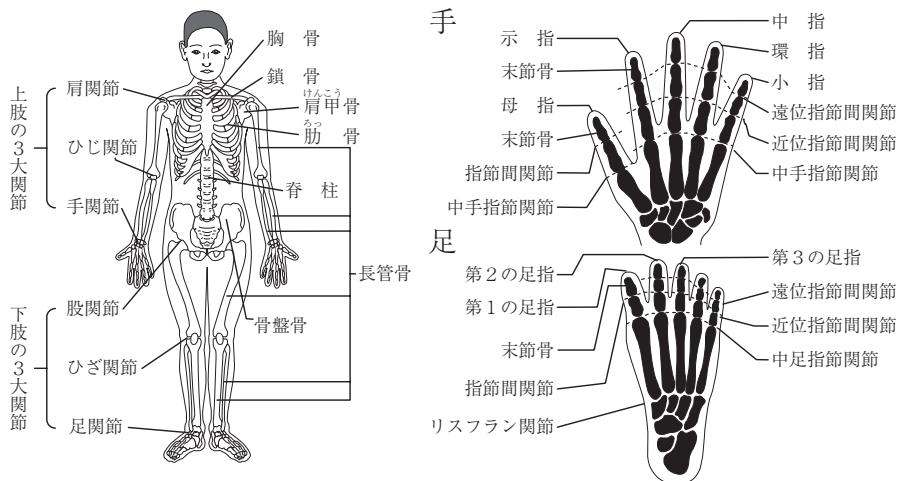
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 臼しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 臼しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%

第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎮骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しましたまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7 %

第14級	<p>(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの</p> <p>(2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの</p> <p>(8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの</p> <p>(9) 局部に神経症状を残すもの</p>	4%
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



<別表2> ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

- 長管骨または脊柱
- 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等（注）を装着した場合に限ります。
- 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等（注）を装着した場合に限ります。
(注) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

注 1. から 3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表1・注2の図に示すところによります。

第5章 基本条項

第1条（用語の定義）

この基本条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険増加	申込書の記載事項（注）についての危険が高くなり、この保険契約で定められていく保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。 (注) 付属書類等がある場合には、これを含みます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） (注) 他の保険契約に関する事項を含みます。
航空機取扱業者	航空機の製造業、修理業、保管業、給油業、販売業、賃貸業、空輸業等航空機を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
乗客	被保険航空機に飛行の目的をもって搭乗中または乗降中の者で、被保険航空機の乗組員または客室乗務員としての職務に従事する者を除くすべての者をいいます。
所有権留保条項付売買契約	航空機を販売する際に、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された航空機の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ航空機の売買契約をいいます。
他の保険契約	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
親族	6 親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

被保険航空機	保険証券記載の航空機をいいます。被保険航空機の部品が取り替えられる場合は、代替部品が被保険航空機に装着された時点をもって、その代替部品を被保険航空機に含め、取り替えのため被保険航空機から取り外された部品を被保険航空機から除外します。ただし、代替部品を将来にわたってまたはその部品の取り替えに通常要する期間をこえて装着することなく被保険航空機が運航または定置される場合には、被保険航空機から取り外された部品は、その取り外された時点をもって、被保険航空機から除外します。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	航空機条項、第三者賠償責任条項、乗客賠償責任条項または搭乗者傷害条項の保険金をいいます。
保険媒介者	当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（注）をいいます。 （注）当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

第2条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時（注）に終わります。
 （注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（告知義務）

- (1) 保険契約者または記名被保険者（注1）になる者は、保険契約締結の際、申込書の記載事項（注2）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
 （注1）航空機条項においては、被保険者とします。
 （注2）付属書類等がある場合はこれを含みます。なお、搭乗者傷害条項については、第34条（基本条項の読み替え（告知義務））の規定のとおり読み替えて適用するものとします。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または記名被保険者（注1）が、申込書の記載事項（注2）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 （注1）航空機条項においては、被保険者とします。
 （注2）付属書類等がある場合はこれを含みます。なお、搭乗者傷害条項については、第34条（基本条項の読み替え（告知義務））の規定のとおり読み替えて適用するものとします。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。なお、当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
 ③ 保険媒介者が、保険契約者または記名被保険者（注1）が事実を告げることを妨げた場

合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合

- ④ 保険契約者または記名被保険者（注1）が、当会社が保険金を支払うべき事故による損害または傷害の発生前に、申込書の記載事項（注2）について、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

- ⑤ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注1) 航空機条項においては、被保険者とします。

(注2) 付属書類等がある場合はこれを含みます。なお、搭乗者傷害条項については、第34条（基本条項の読み替え（告知義務））の規定のとおり読み替えて適用するものとします。

- (4) (3)(3)の規定は、(3)(3)に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者または記名被保険者（注）が事実を告げず、または事実と異なることを告げたと認められる場合には適用しません。

(注) 航空機条項においては、被保険者とします。

- (5) (2)に規定する事実が、申込書の記載事項（注）のうち、当会社が保険契約締結の際に交付する書面等において定めた危険に関する重要な事項に關係のないものであった場合には、(2)の規定を適用しません。ただし、他の保険契約に関する事項については、(2)の規定を適用します。

(注) 付属書類等がある場合はこれを含みます。なお、搭乗者傷害条項については、第34条（基本条項の読み替え（告知義務））の規定のとおり読み替えて適用するものとします。

- (6) (2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第16条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (7) (6)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずして発生した事故による損害または傷害については適用しません。

第4条（通知義務－その1）

- (1) この条の規定は、航空機条項、第三者賠償責任条項および乗客賠償責任条項について適用します。
- (2) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その事実を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社に申し出る必要はありません。

① 被保険航空機の型式または登録記号（注1）を変更すること。

② ①のほか、申込書の記載事項（注2）の内容に変更を生じさせる事実（注3）が発生すること。

(注1) 登録記号に準ずるものと含みます。

- (注2) 付属書類等がある場合は、これを含みます。
- (注3) 申込書の記載事項（注2）のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
- (3) (2)の事実がある場合（注）には、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （注）(5)ただし書の規定に該当する場合を除きます。
- (4) (3)の規定は、当会社が、(3)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(2)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (5) (2)に規定する手続を怠った場合には、当会社は、(2)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(2)に規定する事実が発生した場合において、危険増加が生じなかったときは除きます。
- (6) (5)の規定は、(2)の事実に基づかずして発生した事故による損害については適用しません。

第5条（通知義務ーその2）

- (1) この条の規定は、搭乗者傷害条項について適用します。
- (2) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その事実を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
- ① 被保険航空機の型式または登録記号（注1）を変更したこと。
- ② ①のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注2）が発生したこと。
- （注1）登録記号に準ずるものを含みます。
- （注2）告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
- (3) (2)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(2)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の規定は、当会社が、(3)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (5) (3)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第16条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (6) (5)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずして発生した事故による傷害については適用しません。
- (7) (3)の規定にかかわらず、(2)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（注）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （注）保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(8) (7)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第16条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第6条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その事実を当会社に通知しなければなりません。

第7条（被保険航空機の譲渡）

(1) 被保険航空機が譲渡（注1）された場合であっても、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は、譲受人（注2）に移転しません。ただし、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を被保険航空機の譲受人（注2）に譲渡（注1）する事実を書面をもって当会社に通知し承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときは、譲受人（注2）に移転します。

（注1）所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の被保険航空機の返還を含みます。

（注2）所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

(2) 当会社は、被保険航空機が譲渡（注1）された後（注2）に、被保険航空機について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

（注1）所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の被保険航空機の返還を含みます。

（注2）(1)ただし書の書面を受領した後を除きます。

(3) 当会社は、譲渡人（注1）以外の者を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合は、被保険航空機について生じた事故による損害または傷害のうち、譲渡人（注1）および譲受人（注2）以外の者が被る損害または傷害については、(2)の規定を適用しません。

（注1）所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を含みます。

（注2）所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

第8条（法令遵守義務）

保険契約者、被保険者または被保険航空機の運航を管理する者は、被保険航空機の耐空性の維持および航行の安全性に関する法律、命令、規則、条例等を遵守しなければなりません。

第9条（被保険航空機の調査）

当会社は、被保険航空機に関し、前条に規定する法令の遵守状況等について必要な調査をし、かつ、保険契約者または被保険者に対し必要な説明または証明を求めることができます。

第10条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第11条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合に

は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第12条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、航空機条項の保険金額が被保険航空機の価額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。
- (2) 保険契約締結の後、被保険航空機の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、航空機条項の保険金額について、減少後の被保険航空機の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第13条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険航空機が滅失した場合または当会社が全損として航空機保険金を支払う事故が発生した場合は、その事実が発生した時に保険契約は失効します。ただし、航空機条項第12条（保険契約の終了）の規定により終了した航空機条項を除きます。

第14条（保険契約の解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 第7条（被保険航空機の譲渡）(1)の規定により承認の請求があった場合において、これを承認しなかったとき
 - ② 正当な理由がなく第8条（法令遵守義務）の規定に違反した場合（注）
 - ③ 正当な理由がなく第9条（被保険航空機の調査）に規定する当会社の求めに応じない場合（注）
(注) ただし、搭乗者傷害条項については、第33条（基本条項の適用除外）のとおり適用しません。
- (2) 当会社は、保険契約者が第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合－その1）(2)、同条(3)または第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合－その2）(2)、同条(3)の追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3) 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)に基づく当会社の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

第15条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

- ③ 保険契約者または被保険者（注1）が、次のいずれかに該当すること。
- 7. 反社会的勢力（注2）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注2）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注2）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注2）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注2）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (注1) 記名被保険者または航空機条項の被保険者に限ります。
- (注2) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
- ① 被保険者（注1）が、(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者（注2）に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- (注1) 第三者賠償責任条項、乗客賠償責任条項または搭乗者傷害条項における被保険者であって、記名被保険者または航空機条項の被保険者以外の者に限ります。
- (注2) 搭乗者傷害条項における被保険者に限ります。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または記名被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
- ① 第三者賠償責任条項または乗客賠償責任条項に基づき保険金を支払うべき損害（注）
 - ② 航空機条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- (注) 第三者賠償責任条項第10条（費用－対人・対物賠償共通）または乗客賠償責任条項第10条（費用－対人・対物賠償共通）に規定する費用のうち、(1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。
- (5) 航空機条項の被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合、または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害または傷害については適用しません。
- ① (4)①および②の損害（注）

- ② 搭乗者傷害条項に基づき保険金を支払うべき傷害のうち、(1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた傷害。ただし、その傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当する場合には、その者の受け取るべき金額に限り、(3)の規定を適用するものとします。

(注) 第三者賠償責任条項第10条（費用－対人・対物賠償共通）または乗客賠償責任条項第10条（費用－対人・対物賠償共通）に規定する費用のうち、(1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

第16条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合－その1）

- (1) この条の規定は、航空機条項、第三者賠償責任条項および乗客賠償責任条項について適用します。
- (2) 第3条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 第4条（通知義務－その1）(2)の事実が生じた場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、未経過期間に対し当会社の定めるところにより計算した保険料を返還または請求します。
- (4) (2)および(3)の規定により追加保険料を請求する場合において、第14条（保険契約の解除）(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、第4条（通知義務－その1）(2)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。
- (6) 第7条（被保険航空機の譲渡）(1)の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、未経過期間に対し当会社の定めるところにより計算した保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (8) (2)、(3)および(6)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、未経過期間に対し当会社の定めるところにより計算した保険料を返還または請求します。
- (9) (8)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款および被保険航空機について適用される特約に従い、保険金を支払います。

第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合－その2）

- (1) この条の規定は、搭乗者傷害条項について適用します。
- (2) 第3条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更

する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(3) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、未経過期間に対し当会社の定めるところにより計算した保険料を返還または請求します。

(4) (2)および(3)の規定により追加保険料を請求する場合において、第14条（保険契約の解除）

(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による傷害については除きます。

（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(5) 第7条（被保険航空機の譲渡）(1)の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、未経過期間に対し当会社の定めるところにより計算した保険料を返還または請求します。

(6) (5)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

(7) (2)、(3)および(5)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、未経過期間に対し当会社の定めるところにより計算した保険料を返還または請求します。

(8) (7)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款および被保険航空機について適用される特約に従い、保険金を支払います。

第19条（保険料の返還－無効または失効の場合）

(1) 第10条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第20条（保険料の返還－取消しの場合）

第11条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第21条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

第12条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、次の算式によって算出した保険料を返還します。

$$\text{返還保険料} = \left(\frac{\text{旧条件による年間適用保険料}}{\text{新条件による年間適用保険料}} - 1 \right) \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間に對する短期率}}{(注)} \right)$$

（注）保険期間が1年に満たない契約については、当初の保険期間の日数を365で除した率と読み替えます。

第22条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第3条（告知義務）(2)、第4条（通知義務－その1）(3)、第5条（通知義務－その2）(3)、同条(7)、第14条（保険契約の解除）(1)、同条(2)、第15条（重大事由による解除）(1)、またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は次の算式によって算出した保険料を返還します。

$$\text{返還保険料} = \text{年間適用保険料} \times \left(\frac{1}{\text{(注) 対する短期率}} - \frac{\text{既経過期間に}}{\text{365}} \right)$$

（注）保険期間が1年に満たない契約については、当初の保険期間の日数を365で除した率と読み替えます。

- (2) 第14条（保険契約の解除）(3)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、次の算式によって算出した保険料を返還します。

$$\text{返還保険料} = \text{年間適用保険料} \times \left(\frac{1}{\text{(注) 対する短期率}} - \frac{\text{既経過期間に}}{\text{365}} \right)$$

（注）保険期間が1年に満たない契約については、当初の保険期間の日数を365で除した率と読み替えます。

第23条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。
- ① 損害の発生および拡大の防止に努め、または被保険航空機の操縦士その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。
 - ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
 - ③ 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。
 - 7. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
 - ④ 被保険航空機が盜難にあった場合には、遅滞なく警察署に届け出ること。
 - ⑤ 被保険航空機を修理する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の解体作業および仮修理を行う場合を除きます。
 - ⑥ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
 - ⑦ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
 - ⑧ ⑦の場合、当会社が必要と認めたときは、損害賠償の請求についてのすべての交渉および訴訟手続に関して当会社の指示に従うこと。
 - ⑨ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。

- ⑩ 他の保険契約の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑪ ①から⑩までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力すること。
（注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
 - （注2）既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第24条（事故発生時の義務違反）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 前条(1)①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② 前条(1)②から⑤まで、⑨から⑪までまたは前条(2)の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ③ 前条(1)⑥に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ 前条(1)⑦または⑧に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条(1)③、④もしくは⑪の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第25条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約により優先して保険金（注1）が支払われる場合または既に保険金（注1）が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金（注1）を支払います。
 - ① 航空機条項に関しては、損害の額（注2）
 - ② 第三者賠償責任条項および乗客賠償責任条項に関しては、損害の額

（注1）諸費用を含みます。

（注2）それぞれの保険契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。
- (3) (2)①および②の損害の額は、それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第26条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これ行使することができるものとします。
 - ① 航空機条項に係る保険金の請求に関しては、次の時

- ア. 全損の場合は、損害発生の時
- イ. 全損以外の場合は、被保険者が航空機条項第7条（修理費）(1)に定める修理費または同条項第8条（費用）に定める費用を負担した時。ただし、同条項第7条(2)に定める場合は、被保険航空機が売却もしくは解体された時または滅失した時とします。
- ② 第三者賠償責任条項および乗客賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
- ③ 搭乗者傷害条項に係る保険金の請求に関しては、次の時
- ア. 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
- イ. 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ウ. 医療保険金については、被保険者が平常の生活もしくは平常の業務に従事することができる程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
- ② 事故報告書
- ③ 被保険航空機の盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類
- ④ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ⑤ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑥ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑦ 第三者賠償責任条項および乗客賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があつたことを示す書類
- ⑧ 第三者賠償責任条項および乗客賠償責任条項における対物事故または航空機条項に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2）
- ⑨ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
(注1) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
(注2) 画像データを含みます。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその事実を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を

請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族（注2）
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の3親等内の親族（注2）
 - (注1) 第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
 - (注2) 第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係および治療の経過ならびに内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
 - ⑥ ①から⑤のほか、警察、検察、消防その他の公の機関により長期間にわたり現場への立ち入りが規制されている場合、損害を受けた保険の対象もしくは損害発生事由が特殊である場合または同一事故により多数の保険の対象に損害が生じた場合または多数の損害賠償請求をなされた場合その他これらに類する事由により(1)①から⑤までの事項を確認するために特に日数を要する照会または調査（注4） 180日
- (注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) 搭乗者傷害条項については、第33条（基本条項の適用除外）のとおり適用しません。
- (3) (2)①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(2)①から⑥までに掲げる期間内に被保険者または保険金を受け取るべき者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。（注）
- （注）搭乗者傷害条項については、第33条（基本条項の適用除外）のとおり適用しません。
- (4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間について、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。
- （注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第28条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、搭乗者傷害条項に関して、第23条（事故発生時の義務）(1)②もしくは③の規定による通知または第26条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。
 - （注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 - （注2）収入の喪失を含みません。

第29条（時効）

保険金請求権は、第26条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第30条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1)(2)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 被保険者が取得した債権が航空機損害に関するものである場合は、当会社は、正当な権利により被保険航空機を使用または管理していた者に対しては、その権利を行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、当会社はその権利を行使することができます。

① 正当な権利により被保険航空機を使用または管理していた者の故意または重大な過失によって生じた損害

② 正当な権利により被保険航空機を使用または管理していた者が法令により定められた操縦資格を持たないで被保険航空機を操縦している場合に生じた損害

③ 正当な権利により被保険航空機を使用または管理していた者が酒に酔った状態（注）で被保険航空機を操縦している場合に生じた損害

④ 正当な権利により被保険航空機を使用または管理していた者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で被保険航空機を操縦している場合に生じた損害

⑤ 航空機取扱業者が業務として受託した被保険航空機を使用または管理している間に生じた損害

（注）アルコールの影響により正常な操縦ができないおそれがある状態をいいます。

第31条（保険契約者の変更）

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、保険契約者がこの権利および義務を被保険航空機の譲受人（注）に移転させる場合は、第7条（被保険航空機の譲渡）(1)の規定によるものとします。

（注）所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

(2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその事実を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移

転するものとします。

第32条（保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることがあります。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第33条（基本条項の適用除外）

第14条（保険契約の解除）(1)(2)および(3)、第27条（保険金の支払時期）(2)(6)ならびに同条(3)については、搭乗者傷害条項においては適用しません。

第34条（基本条項の読み替え（告知義務））

搭乗者傷害条項については、第3条（告知義務）における「申込書の記載事項」を「告知事項」と読み替えます。

第35条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第36条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

VI. 特 約

適用される特約については、卷末の特約一覧表をご覧ください。

1. 航空機(機体)条項に付帯される特約

① 求償権不行使特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
航空機取扱業者	航空機の製造業、修理業、保管業、給油業、販売業、賃貸業、空輸業等航空機を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関を含みます。
被保険航空機	保険証券記載の航空機をいいます。被保険航空機の部品が取り替えられる場合は、代替部品が被保険航空機に装着された時点をもって、その代替部品を被保険航空機に含め、取り替えのため被保険航空機から取り外された部品を被保険航空機から除外します。ただし、代替部品を将来にわたってまたはその部品の取り替えに通常要する期間を超えて装着することなく被保険航空機が運航または定置される場合には、被保険航空機から取り外された部品は、その取り外された時点をもって、被保険航空機から除外します。
保険証券記載の者	保険証券の求償権不行使先欄記載の者をいいます。

第2条 (求償権の不行使)

- (1) 当会社は、航空機保険普通保険約款第5章基本条項第30条（代位）の規定にもとづき取得する権利のうち、保険証券記載の者が被保険航空機を占有、使用または管理している間に、被保険航空機に生じた損害に関わるものに対しては、これらの者に対して有する権利を行使しません。
- (2) (1)の規定は、次のいずれかに該当する損害に対しては適用しません。
- ① 保険証券記載の者（注）の故意または重大な過失によって生じた損害
 - ② 保険証券記載の者（注）による被保険航空機の耐空性の維持または航行の安全性に関する法律、命令、規則、条例等に対する故意の違反によって生じた損害
 - ③ 保険証券記載の者が航空機取扱業者である場合、航空機取扱業者が製造、修理、販売または貸与等をした被保険航空機の欠陥または航空機取扱業者が行った仕事の結果に起因して、航空機取扱業者の占有を離れた後または仕事の終了もしくは放棄の後に生じた損害
(注) その者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。

② 比例支払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。

第2条（比例支払）

1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、全損（注）の場合を除き、普通保険約款第1章航空機条項第9条（支払保険金の計算）②の規定にかかわらず、保険金額を限度として次の算式により算出した額とします。

$$\left(\text{普通保険約款第1章航空機条項第6条（損害額の決定）} - \text{免責金額} \right) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{協定価額}} = \text{保険金の額}$$

（注）あらかじめ当会社の承認を得て被保険航空機を修理した場合で、修理費が協定価額を超えるときを含みます。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

③ 地上危険のみ補償特約（作業輸送危険補償用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
走行中	飛行以外の目的をもって自力により被保険航空機が前進を始めた時から完全に静止にいたるまでの飛行中以外のすべての被保険航空機の運動中をいいます。この間に被保険航空機の運動が一時停止した場合でも、すべてのエンジンを停止しない限り走行中とみなします。
停泊中	飛行中および走行中以外で、被保険航空機が水上にある間（注）をいいます。 （注）引揚げおよび引卸し中を含みます。
飛行中	離陸または離水の目的をもって自力により被保険航空機が前進を始めた時から、空中にある間および着陸または着水のために地面または水面に接触して、その滑走を終え静止するまでの被保険航空機の運動中をいいます。
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。
ローター回転中	回転翼機について、ローターがエンジンの力によって回転を開始した時からローターが完全に静止するまでの間をいいます。ローター回転中は、飛行中または走行中とみなします。

第2条（地上危険のみ補償）

当会社は、普通保険約款第1章航空機条項第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、飛行中、走行中および停泊中以外の間に被保険航空機に生じた損害に対してのみ、普通保険約款第1章航空機条項および第5章基本条項に従い、保険金を支払います。なお、回転翼機において、暖機・防錆の目的でローターを回転させる場合は、これを飛行中または走行中とはみなさず、ローター回転中に被保険航空機に生じた損害に対しても、保険金を支払

います。

④ 地上危険のみ補償特約（作業輸送危険補償対象外用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
走行中	飛行以外の目的をもって自力により被保険航空機が前進を始めた時から完全に静止にいたるまでの飛行中以外のすべての被保険航空機の運動中をいいます。この間に被保険航空機の運動が一時停止した場合でも、すべてのエンジンを停止しない限り走行中とみなします。
停泊中	飛行中および走行中以外で、被保険航空機が水上にある間（注）をいいます。 (注)引揚げおよび引卸し中を含みます。
飛行中	離陸または離水の目的をもって自力により被保険航空機が前進を始めた時から、空中にある間および着陸または着水のために地面または水面に接触して、その滑走を終え静止するまでの被保険航空機の運動中をいいます。
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。
ローター回転中	回転翼機について、ローターがエンジンの力によって回転を開始した時からローターが完全に静止するまでの間をいいます。ローター回転中は、飛行中または走行中とみなします。

第2条（地上危険のみ補償）

当会社は、普通保険約款第1章航空機条項第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、飛行中、走行中、停泊中、地上における修理・整備・改造・組立等の作業中（注）および輸送中以外の間に被保険航空機に生じた損害に対してのみ、普通保険約款第1章航空機条項および第5章基本条項に従い、保険金を支払います。なお、回転翼機において、暖機・防錆の目的でローターを回転させる場合は、これを飛行中または走行中とはみなさず、ローター回転中に被保険航空機に生じた損害に対しても、保険金を支払います。

（注）航空法施行規則第24条に定める軽微な保守はこの特約でいう作業に該当しないものとします。

⑤ 飛行危険のみ補償特約（航空機条項用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
走行中	飛行以外の目的をもって自力により被保険航空機が前進を始めた時から完全に静止にいたるまでの飛行中以外のすべての被保険航空機の運動中をいいます。この間に被保険航空機の運動が一時停止した場合でも、すべてのエンジンを停止しない限り走行中とみなします。

停泊中	飛行中および走行中以外で、被保険航空機が水上にある間（注）をいいます。 （注）引揚げおよび引卸し中を含みます。
飛行中	離陸または離水の目的をもって自力により被保険航空機が前進を始めた時から、空中にある間および着陸または着水のために地面または水面に接触して、その滑走を終え静止するまでの被保険航空機の運動中をいいます。
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。
ローター回転中	回転翼機について、ローターがエンジンの力によって回転を開始した時からローターが完全に静止するまでの間をいいます。

第2条（飛行危険のみ補償）

当会社は、普通保険約款第1章航空機条項第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この特約の適用期間内における飛行中、走行中および停泊中に被保険航空機に生じた損害に対してのみ、普通保険約款第1章航空機条項および第5章基本条項に従い、保険金を支払います。なお、回転翼機におけるローター回転中は、これを飛行中または走行中とみなしそれに被保険航空機に生じた損害に対しても、保険金を支払います。

第3条（この特約の適用期間）

この特約の適用期間は契約者ごとに、被保険航空機が次の①から③までにある間とします。ただし、普通保険約款第5章基本条項第2条（保険責任の始期および終期）に定める期間内であることとします。

- ① 契約者が航空機メーカーまたは修理業者の場合
製造後またはユーザー等からの引渡しを受けた時から、ユーザー等に引き渡すまで。
- ② 契約者が商社の場合
輸入後ユーザー等への引渡しが行える状態になった時、またはユーザー等からの引渡しを受けた時から、ユーザー等に引き渡すまで。
- ③ 契約者が航空機メーカー、修理業者、商社以外の場合
試験飛行に要する期間

⑥ 追加被保険者特約（航空機条項用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
航空機取扱業者	航空機の製造業、修理業、保管業、給油業、販売業、賃貸業、空輸業等航空機を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。

第2条（被保険者の追加）

- (1) 当会社は、保険証券の航空機追加被保険者欄記載の被保険航空機の航空機取扱業者を被保険者として普通保険約款第1章航空機条項および第5章基本条項の規定を適用します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、航空機取扱業者が製造、修理、販売または貸与等をした被保険航

空機の欠陥または航空機取扱業者が行った仕事の結果に起因して、航空機取扱業者の占有を離れた後または仕事の終了もしくは放棄の後に被保険航空機に生じた損害については、その航空機取扱業者を被保険者とはみなしません。

第3条（当会社の損害賠償請求権の代位行使）

(1) 航空機取扱業者が製造、修理、販売または貸与等をした被保険航空機の欠陥または航空機取扱業者が行った仕事の結果に起因して航空機取扱業者の占有を離れた後または仕事の終了もしくは放棄の後に被保険航空機に損害が生じたことにより、その航空機取扱業者以外の被保険者が航空機取扱業者に損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社が航空機取扱業者以外の被保険者に保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の全額を保険金として支払った場合

航空機取扱業者以外の被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

航空機取扱業者以外の被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1)の場合において、当会社に移転せずに航空機取扱業者以外の被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

⑦ 航空機条項における他の保険契約に係る特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第5章基本条項第25条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、当会社所定の念書（注）の存在を確認した場合には、普通保険約款第1章航空機条項に関して他の保険契約がないものとみなして、この保険契約の保険金額を限度として保険金を支払うものとします。

（注）他の保険契約の被保険者が、他の保険契約に基づく保険金の請求を放棄することが記載され、かつ、他の保険契約の被保険者の住所の記載および署名もしくは記名押印のあるものを指します。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

⑧ 新価払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
損傷装置等	損傷を受けた装置または部品をいいます。
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。

第2条（修理費の範囲の拡大）

被保険航空機に生じた損害が全損以外の場合において、損傷装置等を新品と同等の状態に復旧することが物理的または技術的に不可能なとき（注1）は、交換費（注2）を普通保険約款第1章航空機条項第7条（修理費）(1)の修理費に含めます。

(注1) 塗装または表面処理のみによって復旧することができる場合等損傷装置等の損傷の程度が軽微である場合は、新品と同等の状態に復旧することが物理的または技術的に可能であるとします。

(注2) 損傷装置等を下取りとして、それと同一の質、用途、規模、型、能力の新品の装置または部品に交換する費用をいいます。また、損傷装置等を下取りとして、それと同一の質、用途、規模、型、能力の新品の装置または部品に交換することができない場合は、損傷装置等と同一の質、用途、規模、型、能力の新品の装置または部品の再取得費用を交換費とみなします。ただし、再取得費用は、この特約が付帯されていない場合の修理費の倍額を限度とします。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

⑨ 航空機事業継続費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事業継続費用	標準営業収益（注）に相当する額の減少を防止または軽減するためまたは被保険者が被保険航空機を使用して行っている事業を継続するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超えて発生する追加費用をいい、復旧期間内に支出を免れた費用があるときはその額を差し引いた額とします。 ただし次のいずれかに該当する費用は含まないものとします。 ① 事故による損害の有無にかかわらず、事業を継続するために支出を要する費用 ② 普通保険約款第1章航空機条項第7条（修理費）および同第8条（費用）に定める費用。ただし、これらの費用のうち、復旧期間を短縮するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分は、それによって軽減できた追加費用の額を限度として、含めるものとします。 ③ 収益減少の防止、軽減、または事業の継続の目的ではなく、もっぱら被保険者の趣味、嗜好の目的のために支出を要する費用

	<p>④ 代替航空機の購入に要する費用。ただし、復旧期間を短縮するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分は、それによって軽減できた額を限度として含めるものとします。</p> <p>⑤ 一時使用のために取得した物件の復旧期間終了時における価格部分 (注) 事故による損害発生直前12か月のうち復旧期間に応答する期間の、航空機を使用して行う事業にかかる営業上の収益をいいます。ただし、営業につき特殊な事情の影響があったときまたは営業のすう勢が著しく変化したときは、公正な調整を行った後の営業収益をいうものとします。</p>
事故による損害	当会社が主契約により補償する事故による損害をいいます。
主契約	普通保険約款第1章航空機条項をいいます。
損失	被保険者が負担した事業継続費用をいいます。
代替航空機	事故による損害を受けた被保険航空機の代替として購入する航空機をいいます。
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。
復旧期間	<p>保険金を支払う対象となる期間であって、被保険航空機が事故による損害を受けた時に始まり、それを復旧した時（注）に終わります。ただし、被保険航空機を、事故による損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとし、かつ、180日を超えないものとします。</p> <p>（注）代替航空機を購入した場合は、その航空機の引き渡しを受けた時とします。</p>
被保険航空機	<p>保険証券記載の航空機をいいます。被保険航空機の部品が取り替えられる場合は、代替部品が被保険航空機に装着された時点をもって、その代替部品を被保険航空機に含め、取り替えのため被保険航空機から取り外された部品を被保険航空機から除外します。ただし、代替部品を将来にわたってまたはその部品の取り替えに通常要する期間を超えて装着することなく被保険航空機が運航または定置される場合には、被保険航空機から取り外された部品は、その取り外された時点をもって、被保険航空機から除外します。</p>

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約に従い、保険期間中に発生した事故による損害を受けた結果生じる損失に対して、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

- ① 主契約において保険金の支払がない損害。ただし、主契約第9条（支払保険金の計算）②に定める免責金額の適用によって保険金の支払がない場合を除きます。
- ② この特約が付帯されていない間に発生した事故による損害
- ③ 国または公共機関による法令等の規制
- ④ 被保険航空機の復旧（注）または事業の継続に対する妨害
(注) 代替航空機の購入を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、被保険航空機が復旧（注）されない場合には、保険金を支払いません。なお、

当会社が保険金を支払った後に被保険航空機が復旧されないことが判明した場合には、当会社はすでに支払った保険金の返還を請求することができます。

(注) 代替航空機の購入を含みます。

第5条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故による損害が生じた場合は、損失の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、故意または重大な過失によって(1)を怠った場合は、当会社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損失を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 当会社は、損失の発生または拡大の防止に要した費用を負担しません。

第6条（保険金額）

この特約の保険金額は、主契約の保険金額に20%を乗じて得た額とします。ただし、この特約を付帯した後に、主契約の保険金額を増額または減額した場合でも、この特約の保険金額は変更しないものとします。

第7条（保険金の支払い）

1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、事業継続費用の額とします。ただし、次の算式によって算出した額を超えないものとし、かつ、5,000万円を限度とします。

復旧期間が30日以下の場合

保険金額 × 25%

復旧期間が30日を超え60日以下の場合

保険金額 × 50%

復旧期間が60日を超え120日以下の場合

保険金額 × 75%

復旧期間が120日を超え180日以下の場合

保険金額 × 100%

第8条（支払保険金の限度）

当会社がこの特約に基づいて支払うべき保険金の額は、保険期間を通じ、この特約の保険金額をもって限度とし、かつ、5,000万円を超えないものとします。

第9条（保険契約の失効）

普通保険約款第5章基本条項第13条（保険契約の失効）のほか、航空機を使用して行う事業を廃止した場合には、この特約はその事実が発生した時に失効します。

第10条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、この特約で支払われるべき費用を被保険者が負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるほか、同条項中「損害」とあるのは「損害または損失」と読み替えます。

読み替える規定	読替前	読替後
第15条（重大事由による解除） (2)(①)（注1）	または搭乗者傷害条項	、搭乗者傷害条項または航空機事業継続費用補償特約
第15条（重大事由による解除） (4)(②)	航空機条項	航空機条項または航空機事業継続費用補償特約

10 構成部品特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
全損	<p>次のいずれかに該当する場合をいいます。</p> <p>① 被保険航空機を事故発生直前の状態に復旧することが物理的または技術的に不可能な場合</p> <p>② 次条に定めるすべての構成部品について、普通保険約款第1章航空機条項第7条（修理費）に定める修理費が構成部品ごとの協定価額を超える場合。ただし、あらかじめ当会社の承認を得て被保険航空機を修理した場合を除きます。</p> <p>③ 被保険航空機に普通保険約款第1章航空機条項第2条（保険金を支払う場合）(3)に規定する事故が発生した場合</p>
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。

第2条（構成部品ごとの価額）

普通保険約款第1章航空機条項の適用にあたり、被保険航空機について、構成部品ごとにそれぞれ次の表に定める者を被保険者とし、かつ、当会社と保険契約者は構成部品ごとにそれぞれ次の表に記載する金額で協定価額および保険金額を定めます。

構成部品の名称	被保険者	協定価額	保険金額
証券記載の通り			
上記以外の部分			

第3条（損害額の決定）

当会社が保険金を支払うべき損害の額（注）は、次のとおりとします。

- ① 全損の場合は、協定価額
- ② ①以外の場合は、前条のそれぞれの構成部品について、構成部品ごとに次の算式によって算出した額

ただし、修理費が前条の構成部品ごとの協定価額を超える場合には、その協定価額を修

理費とします。

普通保険約款第1章航空機条項第7条（修理費）に定める修理費+同第8条（費用）に定める費用-修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額=損害額

- ③ 普通保険約款第1章航空機条項第8条（費用）に定める費用のみを保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用

(注) 以下「損害額」といいます。

第4条（支払保険金の計算）

1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次のとおりとします。

- ① 全損の場合は、第2条（構成部品ごとの価額）のそれぞれの構成部品について、第3条（損害額の決定）に定める損害額または第2条（構成部品ごとの価額）に定める保険金額のいずれか低い額。ただし、残存物がある場合で、普通保険約款第1章航空機条項第13条（被害物についての当会社の権利）(1)の規定により当会社が被保険航空機についての権利を取得しないことを選択した場合には、構成部品ごとに次の算式によります。

$$\left(\frac{\text{損害額または保険金}}{\text{額のいずれか低い額}} \right) - \left(\frac{\text{残存物} \times \text{保険金額}}{\text{価額} \times \text{協定価額}} \right) = \text{保険金の額}$$

- ② ①以外の場合は、第2条（構成部品ごとの価額）のそれぞれの構成部品について、構成部品ごとに計算した第3条（損害額の決定）②または③に定める損害額または保険金額のいずれか低い額から第5条（免責金額の適用）に定める免責金額を差し引いた額

第5条（免責金額の適用）

前条②に定める支払保険金の計算にあたり、第2条（構成部品ごとの価額）のそれぞれの構成部品に適用される免責金額は、保険証券記載の免責金額を、構成部品ごとの修理費の額（注）により比例按分した額とします。

(注) 普通保険約款第1章航空機条項第7条（修理費）(1)①に定める額をいいます。

第6条（求償権不行使）

(1) 当会社は、普通保険約款第5章基本条項第30条（代位）の規定にもとづき取得する権利のうち、被保険航空機に生じた損害に関わるものについては、第2条（構成部品ごとの価額）のいずれかの構成部品の被保険者である者に対して有する権利行使しません。

(2) (1)の規定は、次のいずれかに該当する損害に対しては適用しません。

- ① 第2条（構成部品ごとの価額）のいずれかの構成部品の被保険者である者（注）の故意または重大な過失によって生じた損害

② 第2条（構成部品ごとの価額）のいずれかの構成部品の被保険者である者（注）による被保険航空機の耐空性の維持または航行の安全性に関する法律、命令、規則、条例等に対する故意の違反によって生じた損害

③ 第2条（構成部品ごとの価額）のいずれかの構成部品の被保険者である者（注）が航空機取扱業者に該当する場合、航空機取扱業者が製造、修理、販売または貸与等をした被保険航空機の欠陥または航空機取扱業者等が行った仕事の結果に起因して、航空機取扱業者の占有を離れた後または仕事の終了もしくは放棄の後に生じた損害

(注) その者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

2. 第三者賠償責任条項（第三者・乗客包括賠償責任条項の第三者賠償責任部分を含みます。）に付帯される特約

⑪ 飛行危険のみ補償特約（第三者賠償責任条項用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
走行中	飛行以外の目的をもって自力により被保険航空機が前進を始めた時から完全に静止にいたるまでの飛行中以外のすべての被保険航空機の運動中をいいます。この間に被保険航空機の運動が一時停止した場合でも、すべてのエンジンを停止しない限り走行中とみなします。
停泊中	飛行中および走行中以外で、被保険航空機が水上にある間（注）をいいます。 （注）引揚げおよび引卸し中を含みます。
飛行中	離陸または離水の目的をもって自力により被保険航空機が前進を始めた時から、空中にある間および着陸または着水のために地面または水面に接触して、その滑走を終え静止するまでの被保険航空機の運動中をいいます。
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。
ローター回転中	回転翼機について、ローターがエンジンの力によって回転を開始した時からローターが完全に静止するまでの間をいいます。

第2条（飛行危険のみ補償）

当会社は、普通保険約款第2章第三者賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合－対人賠償）および同第3条（保険金を支払う場合－対物賠償）の規定にかかるらず、この特約の適用期間内における飛行中、走行中および停泊中に生じた対人事故または対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対してのみ、普通保険約款第2章第三者賠償責任条項および第5章基本条項に従い、保険金を支払います。なお、回転翼機におけるローター回転中は、これを飛行中または走行中とみなし、この間に生じた対人事故または対物事故による上記の損害に対しても、保険金を支払います。

第3条（この特約の適用期間）

この特約の適用期間は契約者ごとに、被保険航空機が次の①から③までにある間とします。ただし、普通保険約款第5章基本条項第2条（保険責任の始期および終期）に定める期間内であることとします。

① 契約者が航空機メーカーまたは修理業者の場合

製造後またはユーザー等からの引渡しを受けた時から、ユーザー等に引き渡すまで。

② 契約者が商社の場合

輸入後ユーザー等への引渡しが行える状態になった時、またはユーザー等からの引渡し

を受けた時から、ユーザー等に引き渡すまで。

- ③ 契約者が航空機メーカー、修理業者、商社以外の場合
試験飛行に要する期間

12 追加被保険者特約（第三者賠償責任条項用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
追加被保険者	保険証券の賠償追加被保険者欄に記載の者をいいます。
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第2章第三者賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合－対人賠償）、同第3条（保険金を支払う場合－対物賠償）または同第8条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）の規定にかかわらず、被保険航空機の所有、使用、管理、運航委託、被保険航空機を使用する業務の発注その他被保険航空機に関連して、偶然な事故によって他人の生命もしくは身体を害することまたは他人の財物を滅失、破損もしくは汚損することにより、追加被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、普通保険約款第2章第三者賠償責任条項、第5章基本条項およびこの特約の規定に従い、保険金を支払います。

第3条（記名被保険者と追加被保険者間の損害賠償責任）

- (1) 当会社は、追加被保険者の生命もしくは身体が害され、または、追加被保険者の所有、使用もしくは管理する財物が滅失、破損もしくは汚損された場合に、それによって記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、普通保険約款第2章第三者賠償責任条項第6条（保険金を支払わない場合－その3 対人賠償）①および同第7条（保険金を支払わない場合－その4 対物賠償）①の規定にかかわらず、記名被保険者の生命もしくは身体が害され、または、記名被保険者の所有、使用もしくは管理する財物が滅失、破損もしくは汚損された場合に、それによって追加被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第4条（被保険者の範囲）

第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、航空機取扱業者が製造、修理、販売または賃貸等をした被保険航空機の欠陥または航空機取扱業者が行った仕事の結果に起因して、航空機取扱業者の占有を離れた後または仕事の完了もしくは放棄の後に航空機取扱業者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害については、その航空機取扱業者を被保険者とはみなしません。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

⑬ 暴動・ハイジャック・悪意による加害行為危険等補償特約（第三者賠償責任条項用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
支払限度額	5,000万米ドルまたは保険証券記載の保険金額のいずれか低い額をいいます。
損害額	普通保険約款第2章第三者賠償責任条項第10条（費用－対人・対物賠償共通）①から③までに規定する費用の合計額および普通保険約款第2章第三者賠償責任条項第11条（支払保険金の計算－対人・対物賠償共通）(1)に規定する額をいいます。
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款第2章第三者賠償責任条項第4条（保険金を支払わない場合－その1 対人・対物賠償共通）(1)④から⑧までおよび(2)の規定ならびに悪意による加害行為危険補償対象外特約の規定にかかるらず、被保険航空機の所有、使用または管理に起因し、次のいずれかに該当する事由によって他人の生命もしくは身体を害することまたは他人の財物を滅失、破損もしくは汚損することにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、普通保険約款第2章第三者賠償責任条項および第5章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ② ストライキ、暴動（注1）、社会的騒乱または労働争議
- ③ 政治的暴力行為またはテロを目的とした行為
- ④ 悪意による加害行為（注2）
- ⑤ 差押え、収用、没収、破壊など国（注3）または公共団体の公権力の行使
- ⑥ ハイジャック（注4）
- ⑦ ①から⑥までのいずれかの事由によって、被保険航空機が運航者等の支配下にない間に生じた事故。この場合において、被保険航空機が保険証券記載の担保地域内の飛行場で発動機を停止して駐機し、いかなる脅迫下にもない状態で運航者等に返還され、かつ、運航に完全に適していると認められた時に、被保険航空機は運航者等の支配下に復したものとみなします。

（注1）群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注2）正当な理由なく、他人の生命、身体もしくは財物に対して危害を加える意思またはそれらが危険にさらされる予見をもってなされた行為をいいます。

（注3）外国を含みます。この場合日本国が承認していると否とを問いません。

（注4）被保険航空機の搭乗者等によって行われた被保険航空機、乗組員または客室乗務員に対する不法なだ捕または不当な支配をいいます。この場合において、不法なだ捕または不当な支配にはその企てを含みます。

第3条（費用）

当会社は、前条に定める保険金のほか、普通保険約款第2章第三者賠償責任条項第10条

(費用－対人・対物賠償共通) ④に規定する争訟費用を支払います。

第4条 (支払保険金の限度)

- (1) 1回の事故につき当会社がこの特約に基づいて支払う保険金の額は、損害額とします。ただし、支払限度額を限度とします。
- (2) 当会社がこの特約に基づいて損害額に対する保険金を支払った場合は、支払限度額から、その支払った保険金の額を控除した残額をもって、その事故の発生した時以後の保険証券記載の保険期間に対する支払限度額とします。
- (3) 前条に定める争訟費用を支払う場合、(1)に定める保険金との合計額が支払限度額を超えるときでも支払います。ただし、(1)に定める損害額が支払限度額を超える場合は、当会社は、支払限度額の(1)に定める損害額に対する割合によって争訟費用を支払います。

第5条 (特約の自動終了)

- (1) 次の事実が生じた場合、この特約は、その事実が生じた時に自動的に終了します。
 - ① 英国、米国、仏国、ロシア連邦または中国のいずれかの間における開戦（注）
 - ② 被保険航空機が所有権または用益権の徴発を受けた場合

（注）宣戦布告の有無を問いません。
- (2) 原子力、核分裂もしくは核融合、他の同種の反応、放射能もしくは放射性物質等を用いた戦争兵器の敵対行為としての爆発（注）が生じた場合、第2条（保険金を支払う場合）①に定める事由によって被保険者が被る損害に対する当会社の保険金支払責任は、その爆発が生じた時に自動的に終了します。
（注）時、場所および被保険航空機の被災の有無を問いません。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、(1)および(2)に規定する事実が生じた時に被保険航空機が飛行中の場合には、当会社の保険金支払責任はその飛行が終了し、乗客の降機が完了した時に自動的に終了します。
- (4) この特約が終了となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第6条 (特約の任意終了)

- (1) 前条(2)に定める戦争兵器の敵対行為としての爆発が生じた時以降、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、第2条（保険金を支払う場合）②から⑦までに定める事由によって被保険者が被る損害に対する当会社の保険金支払責任のいずれかまたはすべてを、任意に終了させることができます。
- (2) (1)の任意終了は、当会社が保険契約者に対する書面による通知を発送した日から48時間後の日の午前零時から、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) この特約が終了となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第7条 (保険料または担保地域の変更)

- (1) 当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約に関する保険料または担保地域を変更することができます。
- (2) (1)の変更は、当会社が保険契約者に対する書面による通知を発送した日から7日後の日の午前零時から、将来に向かってのみその効力を生じます。

第8条 (解除)

- (1) 当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。当会社がこの特約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) (1)の解除は、当会社が保険契約者に対する書面による通知を発送した日から7日後の日の午前零時から、将来に向かってのみその効力を生じます。

第9条（普通保険約款および他の特約の適用除外）

第2条（保険金を支払う場合）に規定する当会社の支払責任が生じた場合、次のいずれかの規定は適用しません。ただし、②から④までについては、この特約が付帯される航空機保険契約において、②から④までに定める特約が付帯されている場合に限ります。

- ① 普通保険約款第2章第三者賠償責任条項第5条（保険金を支払わない場合－その2 対人・対物賠償共通）(1)①から⑤までおよび(2)②の規定
- ② インダストリアル・エイド特約第2条（保険金を支払わない場合）
- ③ 航空測量専用機特約第2条（保険金を支払わない場合）
- ④ リージョナルエアライン機特約第2条（保険金を支払わない場合）

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

14 第三者賠償責任条項における他の保険契約に係る特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第5章基本条項第25条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、当会社所定の念書（注）の存在を確認した場合には、普通保険約款第2章第三者賠償責任条項に関して他の保険契約がないものとみなして、この保険契約の保険金額を限度として保険金を支払うものとします。

（注）他の保険契約の被保険者が、他の保険契約に基づく保険金の請求を放棄することが記載され、かつ、他の保険契約の被保険者の住所の記載および署名もしくは記名押印のあるものを指します。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

15 主催者賠償責任のみ補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第2章第三者賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合－対人賠償）および同第3条（保険金を支払う場合－対物賠償）の規定にかかわらず、被保険者がエアショーその他被保険航空機を使用する興行を主催することに起因し、被保険航空機の偶然な事故によって、他人の生命もしくは身体を害することまたは他人の財物を滅失、破損もしくは汚損することにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対してのみ、普通保険約款第2章第三者賠償責任条項および第5章基本条項に従い、保険金を支払います。

第3条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）

当会社は、普通保険約款第2章第三者賠償責任条項第8条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）の規定にかかわらず、同条②および③に定める者を被保険者とはみなしません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

3. 第三者・乗客包括賠償責任条項(乗客賠償責任部分)に付帯される特約

16 吊下げ危険補償特約（乗客賠償責任条項用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款第3章乗客賠償責任条項第1条（用語の定義）における「対人事故」および「対物事故」の定義にかかわらず、被保険航空機の所有、使用もしくは管理に起因し、または運送契約の履行に起因して、救助その他の目的で被保険航空機に装着されたウインチその他これに準ずる用具により、運航中の被保険航空機外において移送されている者の生命もしくは身体を害することまたは手荷物を滅失、破損もしくは汚損することにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、普通保険約款第3章乗客賠償責任条項および第5章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

17 追加被保険者特約（乗客賠償責任条項用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
追加被保険者	保険証券の賠償追加被保険者欄に記載の者をいいます。
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第3章乗客賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合－対人賠償）、同第3条（保険金を支払う場合－対物賠償）または同第8条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）の規定にかかわらず、被保険航空機の所有、使用、管理、運航委託、被保険航空機を使用する業務の発注その他被保険航空機に関連して、偶然な事故によって他人の生命もしくは身体を害することまたは他人の財物を滅失、破損もしくは汚損することにより、追加被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、普通保険約款第3章乗客賠償責任条項、第5章基本条項およびこの特約の規定に従い、保険金を支払います。

第3条（記名被保険者と追加被保険者間の損害賠償責任）

- (1) 当会社は、追加被保険者の生命もしくは身体が害され、または、追加被保険者の所有、使用もしくは管理する財物が滅失、破損もしくは汚損された場合に、それによって記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、普通保険約款第3章乗客賠償責任条項第6条（保険金を支払わない場合－その3 対人賠償）①および同第7条（保険金を支払わない場合－その4 対物賠償）①の規定にかかわらず、記名被保険者の生命もしくは身体が害され、または、記名被保険者の所有、使用もしくは管理する財物が滅失、破損もしくは汚損された場合に、それによって追加被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第4条（被保険者の範囲）

第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、航空機取扱業者が製造、修理、販売または賃貸等をした被保険航空機の欠陥または航空機取扱業者が行った仕事の結果に起因して、航空機取扱業者の占有を離れた後または仕事の完了もしくは放棄の後に航空機取扱業者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害については、その航空機取扱業者を被保険者とはみなしません。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

18 暴動・ハイジャック・悪意による加害行為危険等補償特約（乗客賠償責任条項用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款第3章乗客賠償責任条項第4条（保険金を支払わない場合－その1 対人・対物賠償共通）(1)④から⑧までおよび(2)の規定ならびに悪意による加害行為危険補償対象外特約の規定にかかわらず、被保険航空機の所有、使用または管理に起因し、または運送契約の履行に起因して次のいずれかに該当する事由によって他人の生命もしくは身体を害することまたは他人の財物を滅失、破損もしくは汚損することにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、普通保険約款第3章乗客賠償責任条項および第5章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ② ストライキ、暴動（注1）、社会的騒乱または労働争議
- ③ 政治的暴力行為またはテロを目的とした行為
- ④ 悪意による加害行為（注2）
- ⑤ 差押え、収用、没収、破壊など国（注3）または公共団体の公権力の行使
- ⑥ ハイジャック（注4）
- ⑦ ①から⑥までのいずれかの事由によって、被保険航空機が運航者等の支配下にない間に生じた事故。この場合において、被保険航空機が保険証券記載の担保地域内の飛行場で発動機を停止して駐機し、いかなる脅迫下にもない状態で運航者等に返還され、かつ、運航に完全に適していると認められた時に、被保険航空機は運航者等の支配下に復したものとみなします。

（注1）群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注2）正当な理由なく、他人の生命、身体もしくは財物に対して危害を加える意思またはそれらが危険にさらされる予見をもってなされた行為をいいます。

（注3）外国を含みます。この場合日本国が承認していると否とを問いません。

（注4）被保険航空機の搭乗者等によって行われた被保険航空機、乗組員または客室乗務員に対する不法なだ捕または不当な支配をいいます。この場合において、不法なだ捕または不当な支配にはその企てを含みます。

第3条（特約の自動終了）

- (1) 次の事実が生じた場合、この特約は、その事実が生じた時に自動的に終了します。
 - ① 英国、米国、仏国、ロシア連邦または中国のいずれかの間における開戦（注）
 - ② 被保険航空機が所有権または用益権の徴発を受けた場合
 - （注）宣戦布告の有無を問いません。
- (2) 原子力、核分裂もしくは核融合、他の同種の反応、放射能もしくは放射性物質等を用いた戦争兵器の敵対行為としての爆発（注）が生じた場合、第2条（保険金を支払う場合）①に定める事由によって被保険者が被る損害に対する当会社の保険金支払責任は、その爆発が生じた時に自動的に終了します。
 - （注）時、場所および被保険航空機の被災の有無を問いません。

- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、(1)および(2)に規定する事実が生じた時に被保険航空機が飛行中の場合には、当会社の保険金支払責任はその飛行が終了し、乗客の降機が完了した時に自動的に終了します。
- (4) この特約が終了となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第4条（特約の任意終了）

- (1) 前条(2)に定める戦争兵器の敵対行為としての爆発が生じた時以降、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、第2条（保険金を支払う場合）②から⑦までに定める事由によって被保険者が被る損害に対する当会社の保険金支払責任のいずれかまたはすべてを、任意に終了させることができます。
- (2) (1)の任意終了は、当会社が保険契約者に対する書面による通知を発送した日から48時間後の日の午前零時から、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) この特約が終了となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第5条（保険料または担保地域の変更）

- (1) 当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約に関する保険料または担保地域を変更することができます。
- (2) (1)の変更は、当会社が保険契約者に対する書面による通知を発送した日から7日後の日の午前零時から、将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（解除）

- (1) 当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。当会社がこの特約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) (1)の解除は、当会社が保険契約者に対する書面による通知を発送した日から7日後の日の午前零時から、将来に向かってのみその効力を生じます。

第7条（普通保険約款および他の特約の適用除外）

第2条（保険金を支払う場合）に規定する当会社の支払責任が生じた場合、次のいずれかの規定は適用しません。ただし、②から④までについて、この特約が付帯される航空機保険契約において、②から④までに定める特約が付帯されている場合に限ります。

- ① 普通保険約款第3章乗客賠償責任条項第5条（保険金を支払わない場合－その2 対人・対物賠償共通）(1)①から⑤までおよび(2)②の規定
- ② インダストリアル・エイド特約第2条（保険金を支払わない場合）
- ③ 航空測量専用機特約第2条（保険金を支払わない場合）
- ④ リージョナルエアライン機特約第2条（保険金を支払わない場合）

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

19 訓練生賠償責任補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
訓練生	他人の需要に応じ、事業として操縦訓練を行っている被保険者の監督下での有償訓練（注1）において、被保険航空機を自ら操縦中の者（注2）をいいます。ただし、訓練生の行う単独飛行の訓練については、資格等の取得が目的である場合に限ります。 （注1）航空機の販売、修理等の付帯サービスとして無償で行われる訓練を含みます。 （注2）被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人を除きます。
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。

第2条（乗客の範囲－対人・対物賠償共通）

当会社は、この特約により、被保険航空機を操縦中の訓練生を普通保険約款第3章乗客賠償責任条項第1条（用語の定義）および第5章基本条項第1条（用語の定義）の乗客とみなし、普通保険約款第3章乗客賠償責任条項および第5章基本条項の規定を適用します。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

20 乗組員賠償責任補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第3章乗客賠償責任条項第1条（用語の定義）における「乗客」の定義にかかわらず、乗組員（注）が、被保険航空機に飛行の目的をもって搭乗中または乗降のための作業中に、生命または身体が害され、または、手荷物を滅失、破損もしくは汚損された場合には、それによって被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、普通保険約款第3章乗客賠償責任条項および第5章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

（注）普通保険約款第3章乗客賠償責任条項第6条（保険金を支払わない場合－その3 対人賠償）③の規定に該当する乗組員を除きます。

第3条（被保険者の範囲）

航空機取扱業者が製造、修理、販売または貸与等をした被保険航空機の欠陥または航空機取扱業者が行った仕事の結果に起因して、航空機取扱業者の占有を離れた後または仕事の終了もしくは放棄の後に航空機取扱業者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害については、その航空機取扱業者を被保険者とはみなしません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

㉑ 乗客賠償責任条項の補償範囲の拡大に関する特約（リージョナルエアライン用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
乗客	被保険航空機に飛行の目的をもって搭乗中または乗降中の者で、被保険航空機に乗機する以前の者および降機した後の者を含みます。 ただし、被保険航空機の乗組員または客室乗務員としての職務に従事する者を除きます。
代替航空機	被保険者が被保険航空機の代替として乗客に提供した他の航空運送事業者の航空機をいいます。
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。

第2条（適用条件）

- (1) この特約は、次の①および②の条件をすべて満たしている場合に適用されます。
- ① 保険証券の記載の使用目的がリージョナルエアライン（注）であること
 - ② 普通保険約款第3章乗客賠償責任条項が適用されていること
- （注）リージョナルエアライン機特約第1条（この特約の適用条件）(2)に定義するリージョナルエアラインをいいます。
- (2) (1)①の規定にかかわらず、次条④から⑦までの規定については、被保険航空機が、国際航空運送事業または国内定期航空運送事業の目的で使用されている場合に限り適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款第3章乗客賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合－対人賠償）および同第3条（保険金を支払う場合－対物賠償）に定めるもののほか、次の①から⑦までに規定した間に生じた対人事故または対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払います。

- ① 航空機の搭乗者に限り入場が許される場所またはこれに準ずる場所において、被保険者の管理の下で、乗客が飛行の目的をもって被保険航空機に乗機する作業の途上にある間
- ② 航空機の搭乗者に限り入場が許される場所またはこれに準ずる場所において、被保険者の管理の下で、乗客が飛行の終了後に被保険航空機から降機する作業の途上にある間
- ③ 被保険航空機が不時着陸した場合において、乗客が被保険者の提供する交通乗用具に搭乗または乗降している間
- ④ 代替航空機に、乗客が搭乗または乗降している間
- ⑤ 航空機の搭乗者に限り入場が許される場所またはこれに準ずる場所において、乗客が飛行の目的をもって代替航空機に乗機する作業の途上にある間
- ⑥ 航空機の搭乗者に限り入場が許される場所またはこれに準ずる場所において、乗客が飛行の終了後に代替航空機から降機する作業の途上にある間
- ⑦ 被保険航空機による乗客の運送に関連して、被保険者が乗客に対して臨時の宿泊サービ

スを提供している間

第4条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額についての特例）

普通保険約款第5章基本条項第25条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、この特約に関して、他の保険契約（注）がある場合においては、他の保険契約（注）による保険金の支払いを優先するものとします。

（注）この特約と全部または一部について支払責任が同じである他の保険契約をいいます。

第5条（支払保険金の限度）

この特約に基づく当会社の保険金支払責任は、1回の事故につき普通保険約款第3章乗客賠償責任条項第11条（支払保険金の計算－対人・対物賠償共通）(1)で計算された保険金の額と合計し、保険証券記載の保険金額を限度とします。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

㉒ 乗客賠償責任条項の補償範囲の拡大に関する特約（一般用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
乗客	被保険航空機に飛行の目的をもって搭乗中または乗降中の者で、被保険航空機に乗機する以前の者および降機した後の者を含みます。 ただし、被保険航空機の乗組員または客室乗務員としての職務に従事する者を除きます。
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。

第2条（適用条件）

この特約は、次の①から③までの条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- ① 保険証券記載の使用目的がリージョナルエアライン（注）以外であること
- ② 被保険航空機が人員輸送の目的で使用されていること
- ③ 普通保険約款第3章乗客賠償責任条項が適用されていること
(注) 普通保険約款に添付されている、リージョナルエアライン機特約第1条（この特約の適用条件）(2)の定義によります。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款第3章乗客賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合－対人賠償）および同第3条（保険金を支払う場合－対物賠償）に定めるもののほか、次の①から③までに規定した間に生じた対人事故または対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払います。

- ① 航空機の搭乗者に限り入場が許される場所またはこれに準ずる場所において、被保険者の管理の下で、乗客が飛行の目的をもって被保険航空機に乗機する作業の途上にある間
- ② 航空機の搭乗者に限り入場が許される場所またはこれに準ずる場所において、被保険者の管理の下で、乗客が飛行の終了後に被保険航空機から降機する作業の途上にある間

- ③ 被保険航空機が不時着陸した場合において、乗客が被保険者の提供する交通乗用具に搭乗または乗降している間

第4条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額についての特例）

普通保険約款第5章基本条項第25条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、この特約に関して、他の保険契約（注）がある場合においては、他の保険契約（注）による保険金の支払いを優先するものとします。

（注）この特約と全部または一部について支払責任が同じである他の保険契約をいいます。

第5条（支払保険金の限度）

この特約に基づく当会社の保険金支払責任は、1回の事故につき普通保険約款第3章乗客賠償責任条項第11条（支払保険金の計算－対人・対物賠償共通）(1)で計算された保険金の額と合計し、保険証券記載の保険金額を限度とします。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

㉓ 乗客賠償責任条項における他の保険契約に係る特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第5章基本条項第25条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、当会社所定の念書（注）の存在を確認した場合には、普通保険約款第3章乗客賠償責任条項に関して他の保険契約がないものとみなして、この保険契約の保険金額を限度として保険金を支払うものとします。

（注）他の保険契約の被保険者が、他の保険契約に基づく保険金の請求を放棄することが記載され、かつ、他の保険契約の被保険者の住所の記載および署名もしくは記名押印のあるものを指します。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

4. 搭乗者傷害条項に付帯される特約

㉔ 吊下げ危険補償特約（搭乗者傷害条項用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。

第2条（被保険者の範囲）

当会社は、この特約により、普通保険約款第4章搭乗者傷害条項第6条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、救助その他の目的で被保険航空機に装着されたウインチその他これに準ずる用具により、運航中の被保険航空機外において移送されている者を被保険者に含め、普通保険約款第4章搭乗者傷害条項および第5章基本条項を適用します。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

㉕ 暴動・ハイジャック・悪意による加害行為危険等補償特約（搭乗者傷害条項用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
被保険者	被保険航空機の正規の搭乗用構造装置またはその装置のある室内に搭乗中または乗降中の者をいいます。
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金または医療保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款第4章搭乗者傷害条項第4条（保険金を支払わない場合－その2）(1)①から⑤までおよび(2)の規定ならびに悪意による加害行為危険補償対象外特約の規定にかかわらず、被保険者が次の事由により生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合も、普通保険約款第4章搭乗者傷害条項および第5章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ② ストライキ、暴動（注1）、社会的騒乱または労働争議
- ③ 政治的暴力行為またはテロを目的とした行為
- ④ 悪意による加害行為（注2）
- ⑤ 差押え、収用、没収、破壊など国（注3）または公共団体の公権力の行使
- ⑥ ハイジャック（注4）
- ⑦ ①から⑥までのいずれかの事由によって、被保険航空機が運航者等の支配下にない間に生じた事故。この場合において、被保険航空機が保険証券記載の担保地域内の飛行場で発動機を停止して駐機し、いかなる脅迫下にもない状態で運航者等に返還され、かつ、運航に完全に適していると認められた時に、被保険航空機は運航者等の支配下に復したものとみなします。

（注1）群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平

穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 正当な理由なく、他人の生命、身体もしくは財物に対して危害を加える意思またはそれらが危険にさらされる予見をもってなされた行為をいいます。

(注3) 外国を含みます。この場合日本国が承認していると否とを問いません。

(注4) 被保険航空機の搭乗者等によって行われた被保険航空機、乗組員または客室乗務員に対する不法なだ捕または不当な支配をいいます。この場合において、不法なだ捕または不当な支配にはその企てを含みます。

第3条（特約の自動終了）

(1) 次の事実が生じた場合、この特約は、その事実が生じた時に自動的に終了します。

① 英国、米国、仏国、ロシア連邦または中国のいずれかの間における開戦（注）

② 被保険航空機が所有権または用益権の徴発を受けた場合

（注）宣戦布告の有無を問いません。

(2) 原子力、核分裂もしくは核融合、他の同種の反応、放射能もしくは放射性物質等を用いた戦争兵器の敵対行為としての爆発（注）が生じた場合、第2条（保険金を支払う場合）①に定める事由によって被保険者が被る損害に対する当会社の保険金支払責任は、その爆発が生じた時に自動的に終了します。

（注）時、場所および被保険航空機の被災の有無を問いません。

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、(1)および(2)に規定する事実が生じた時に被保険航空機が飛行中の場合には、当会社の保険金支払責任はその飛行が終了し、乗客の降機が完了した時に自動的に終了します。

(4) この特約が終了となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第4条（特約の任意終了）

(1) 前条(2)に定める戦争兵器の敵対行為としての爆発が生じた時以降、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、第2条（保険金を支払う場合）②から⑦までに定める事由によって被保険者が被る損害に対する当会社の保険金支払責任のいずれかまたはすべてを、任意に終了させることができます。

(2) (1)の任意終了は、当会社が保険契約者に対する書面による通知を発送した日から48時間後の日の午前零時から、将来に向かってのみその効力を生じます。

(3) この特約が終了となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第5条（保険料または担保地域の変更）

(1) 当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約に関する保険料または担保地域を変更することができます。

(2) (1)の変更は、当会社が保険契約者に対する書面による通知を発送した日から7日後の日の午前零時から、将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（解除）

(1) 当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。当会社がこの特約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) (1)の解除は、当会社が保険契約者に対する書面による通知を発送した日から7日後の日の午前零時から、将来に向かってのみその効力を生じます。

第7条（普通保険約款および他の特約の適用除外）

第2条（保険金を支払う場合）に規定する当会社の支払責任が生じた場合、次のいずれかの規定は適用しません。ただし、②から④までについて、この特約が付帯される航空機保険契約において、②から④までに定める特約が付帯されている場合に限ります。

- ① 普通保険約款第4章搭乗者傷害条項第5条（保険金を支払わない場合－その3）(1)(1)から(5)までおよび(2)(2)の規定
- ② インダストリアル・エイド特約第2条（保険金を支払わない場合）
- ③ 航空測量専用機特約第2条（保険金を支払わない場合）
- ④ リージョナルエアライン機特約第2条（保険金を支払わない場合）

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

㉖ 医療保険金を補償対象外とする特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。

第2条（搭乗者傷害条項の読み替え（用語の定義））

普通保険約款第4章搭乗者傷害条項第1条（用語の定義）における「保険金」の定義にかかわらず、保険金は死亡保険金または後遺障害保険金のみをいうものとし、医療保険金は保険金に含みません。

第3条（適用除外）

この特約において、普通保険約款第4章搭乗者傷害条項第10条（医療保険金の支払）は適用しません。

㉗ 申告搭乗者数を超過した場合に補償対象外とする特約

第1条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、航空機保険普通保険約款第4章搭乗者傷害条項第12条（保険証券記載の搭乗者数を超過する場合の支払保険金）(1)の規定にかかわらず、実搭乗者数（注1）が、申告搭乗者数（注2）を超過する場合は、保険金を支払いません。

（注1）事故発生時に被保険航空機に搭乗していた被保険者の数をいいます。

（注2）保険証券記載の搭乗者数をいいます。

(2) (1)の規定は、保険証券記載の被保険者の分類ごとに適用するものとします。

第2条（適用除外）

保険証券記載の被保険者の分類が「操縦士」「従業員」または「操縦士および従業員」で

ある場合は、前条の規定は適用しません。

㉙ 搭乗者傷害条項の実績精算に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。

第2条（保険料）

普通保険約款第4章搭乗者傷害条項の保険料のうち、死亡保険金額（注1）が5,000万円を超過する部分に相当する保険料については、保険期間中の被保険者の搭乗実績によって、第4条（保険料の精算）に定める方法により計算します。実搭乗者数（注2）が申告搭乗者数（注3）を超過する場合は、申告搭乗者数をもって搭乗実績とみなします。

（注1）重複して契約する被保険者の分類については、それぞれの死亡保険金額を合算した金額とします。

（注2）被保険航空機に搭乗した被保険者の数をいいます。

（注3）保険証券記載の搭乗者数をいいます。

第3条（実績の通知）

保険契約者は、保険契約終了後遅滞なく、この特約の対象となる搭乗者について、保険料を確定するために必要な以下の資料を当会社に提出しなければなりません。

① 保険期間中の実搭乗日

② 搭乗日ごとおよび被保険者の分類ごとの搭乗者数

第4条（保険料の精算）

（1）当会社は、保険期間の終了後、前条の資料に基づいて、搭乗日数から短期率を用いて保険料を算出し、保険契約者に通知します。

（2）（1）で通知した保険料が既に領収した保険料を下回る場合は、当会社はその差額を返還します。

第5条（書類の閲覧）

当会社は、保険料を算出するために必要と認めるときは、保険期間中および保険契約終了後1年間に限り、いつでも保険契約者または被保険者の搭乗実績に関する書類を閲覧することができます。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

5. 各条項共通に付帯される特約

㉚ 保険料分割払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割追加保険料	追加保険料を分割した1回分の金額をいいます。
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。

第2条（保険料の払い込み）

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第3条（追加保険料の払い込み）

- (1) 当会社が普通保険約款第5章基本条項第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合－その1）および同第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合－その2）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、当会社の定めるところにより、追加保険料を分割して払い込むことができます。
- (2) 追加保険料を分割して払い込む場合、第1回分割追加保険料は当会社が保険料の請求を行うと同時に、第2回以降の分割追加保険料については、当会社が保険料の請求を行った日以後に到来する、当会社の定める払込期日に分割保険料とあわせて払い込まなければなりません。

第4条（航空機条項保険金支払時の未払込保険料の払い込み）

普通保険約款第1章航空機条項第12条（保険契約の終了）の規定により、この保険契約の航空機条項が終了する場合は、保険契約者は、航空機条項に基づく保険金の支払を受ける以前に、被保険航空機にかかる未払込保険料（注）の全額を一時に払い込まなければなりません。ただし、当会社の定めるところにより、当会社の承認を得た場合を除きます。

（注）未払込保険料とは、この保険契約の航空機条項において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第5条（保険料の返還）

当会社が普通保険約款第5章基本条項第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合－その1）および同第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合－その2）の規定により保険料を返還する場合は、当会社は、当会社の定めるところにより、分割して返還することができます。

第6条（保険契約の解除一分割保険料または分割追加保険料不払いの場合）

- (1) 当会社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当会社が保険契約を解除できる場合	<p>ア. 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき分割保険料または分割追加保険料の払込みがない場合 イ. 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料または分割追加保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合</p>
② 解除の効力が生じる時	<p>ア. ①ア.による解除の場合は、その分割保険料または分割追加保険料を払い込むべき払込期日 イ. ①イ.による解除の場合は、次回払込期日</p>

(2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

第7条（分割保険料または分割追加保険料領収前の事故）

- (1) 当会社は、保険期間が始まった後であっても、第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 第6条（保険契約の解除－分割保険料または分割追加保険料不払いの場合）(1)の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (3) 当会社は、保険契約者が普通保険約款第5章基本条項第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合－その1）(8)または同第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合－その2）(7)の規定による追加保険料を分割して払い込む場合、払込期日までに分割追加保険料（注1）の支払を怠った場合（注2）は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および被保険航空機について適用される特約に従い、保険金を支払います。

（注1）第1回分割追加保険料を含みます。

（注2）当会社が、保険契約者に対し分割追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第8条（保険契約の解除の場合の保険料の請求または返還）

- (1) 普通保険約款第5章基本条項第14条（保険契約の解除）の規定により、この保険契約が解除される場合は、普通保険約款第5章基本条項第22条（保険料の返還－解除の場合）の規定に関わらず、当会社は、既経過期間に対し当会社の定めるところにより計算した保険料を請求または返還します。
- (2) 第6条（保険契約の解除－分割保険料または分割追加保険料不払いの場合）(1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、当会社の定めるところにより算出した額を返還します。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

30 米軍に対する求償権不行使特約

当会社は、航空機保険普通保険約款第5章基本条項第30条（代位）の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者による米軍基地もしくは施設の使用、または米軍からのサービスもしくは供

給物の購入に起因する損害に関するものについては、アメリカ合衆国に対して有する権利を行使しません。

31 薬剤散布危険・物輸危険補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第1章航空機条項第4条（保険金を支払わない場合－その2）(1)④もしくは⑤、第2章第三者賠償責任条項第5条（保険金を支払わない場合－その2 対人・対物賠償共通）(1)②もしくは③、第3章乗客賠償責任条項第5条（保険金を支払わない場合－その2 対人・対物賠償共通）(1)②もしくは③、第4章搭乗者傷害条項第5条（保険金を支払わない場合－その3）(1)②もしくは③、または被保険航空機について適用される他の特約における同趣旨の規定にかかわらず、被保険航空機が薬剤散布または物輸に使用されている間に生じた損害または傷害に対して、保険金を支払います。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

32 物輸危険補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第1章航空機条項第4条（保険金を支払わない場合－その2）(1)⑤、第2章第三者賠償責任条項第5条（保険金を支払わない場合－その2 対人・対物賠償共通）(1)③、第3章乗客賠償責任条項第5条（保険金を支払わない場合－その2 対人・対物賠償共通）(1)③、第4章搭乗者傷害条項第5条（保険金を支払わない場合－その3）(1)③、または被保険航空機について適用される他の特約における同趣旨の規定にかかわらず、被保険航空機が物輸に使用されている間に生じた損害または傷害に対して、保険金を支払います。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

33 曲技危険補償特約（レジャー曲技用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第1章航空機条項第4条（保険金を支払わない場合－その2）(1)⑥、第2章第三者賠償責任条項第5条（保険金を支払わない場合－その2 対人・対物賠償共通）(1)④、第3章乗客賠償責任条項第5条（保険金を支払わない場合－その2 対人・対物賠償共通）(1)④、第4章搭乗者傷害条項第5条（保険金を支払わない場合－その3）(1)④または被保険航空機について適用される他の特約における同趣旨の規定にかかわらず、被保険航空機が航空法（昭和27年法律第231号）第91条（曲技飛行等）第1項の国土交通大臣の許可を必要としない曲技に使用されている間に生じた損害または傷害に対しても、保険金を支払います。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

34 曲技危険補償特約（エアショー用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第1章航空機条項第4条（保険金を支払わない場合－その2）(1)⑥、第2章第三者賠償責任条項第5条（保険金を支払わない場合－その2 対人・対物賠償共通）(1)④、第3章乗客賠償責任条項第5条（保険金を支払わない場合－その2 対人・対物賠償共通）(1)④、第4章搭乗者傷害条項第5条（保険金を支払わない場合－その3）(1)④または被保険航空機について適用される他の特約における同趣旨の規定にかかわらず、被保険航空機が曲技に使用されている間に生じた損害または傷害に対しても、保険金を支払います。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

35 飛行訓練危険補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第1章航空機条項第4条（保険金を支払わない場合－その2）(1)⑦、第2章第三者賠償責任条項第5条（保険金を支払わない場合－その2 対人・対物賠償共通）(1)⑤、第3章乗客賠償責任条項第5条（保険金を支払わない場合－その2 対人・対物賠償共通）(1)⑤、第4章搭乗者傷害条項第5条（保険金を支払わない場合－その3）(1)⑤または被保険航空機について適用される他の特約における同趣旨の規定にかかわらず、被保険航空機が飛行訓練に使用されている間に生じた損害または傷害に対しても、保険金を支払います。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

36 官公庁特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

- (1) この特約は、官公庁契約について適用されます。
- (2) 「官公庁契約」とは、国、地方公共団体またはこれらに準ずるものとして当会社が特別に認めた団体が契約者となり、その使用する航空機を被保険航空機とする契約をいいます。

第3条（官公庁契約の特例）

当会社は、官公庁契約については、普通保険約款第1章航空機条項第4条（保険金を支払わない場合－その2）(1)⑤、第2章第三者賠償責任条項第5条（保険金を支払わない場合－その2 対人・対物賠償共通）(1)③、第3章乗客賠償責任条項第5条（保険金を支払わない場合－その2 対人・対物賠償共通）(1)③、第4章搭乗者傷害条項第5条（保険金を支払わない場合－その3）(1)③または被保険航空機について適用される他の特約における同趣旨の規定にかかわらず、被保険航空機が物輸もしくは空中消火活動に伴う放水・消火剤散布に使用されている間に生じた損害または傷害に対して、保険金を支払います。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款

および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

37 インダストリアル・エイド特約

第1条（この特約の適用条件）

- (1) この特約は、保険証券記載の使用目的がインダストリアル・エイドである場合に適用されます。
 - (2) (1)の「インダストリアル・エイド」とは、次の条件をすべて満たしている場合をいいます。
 - ① 被保険航空機が、保険契約者（注1）の役員・従業員および招待客の無償の輸送（注2）のみに使用されること。
 - ② 被保険航空機が、専ら航空機の操縦を業とし1,000時間以上の通算操縦経験時間（注3）を有する保険証券記載の操縦士によって操縦されること。
- (注1) 被保険航空機につき、その運航が保険契約者に委託されているときは、その委託者とします。
- (注2) 商品、サービス等の販売における付帯サービスとして行われる無償の輸送を除きます。
- (注3) 固定翼・回転翼別とします。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、被保険航空機が前条(2)のインダストリアル・エイドの条件に違反して使用されている間に生じた損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する損害または傷害については、保険金を支払います。
 - ① 耐空証明取得その他耐空性の維持または航行の安全性に関する法律、命令、規則、条例等により必要とされる措置等を行うため、被保険航空機を整備工場等に輸送する間に生じた損害または傷害
 - ② 航空機の整備業者または修理業者が業務として被保険航空機を受託し管理している間に生じた損害または傷害
 - ③ 被保険航空機と同一の型式の操縦士育成のための型式限定拡張訓練飛行、新たに購入した被保険航空機における操縦士の慣熟飛行または計器飛行証明取得のための訓練飛行に使用されている間に生じた損害または傷害。ただし、前条(2)②の条件を満たしている場合に限ります。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、航空機保険普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

38 航空測量専用機特約

第1条（この特約の適用条件）

- (1) この特約は、保険証券記載の使用目的が航空測量である場合に適用されます。
- (2) (1)の「航空測量」とは、次の条件をすべて満たしている場合をいいます。
 - ① 被保険航空機が、専ら垂直写真撮影（注）に使用されること。
 - ② 被保険航空機が、専ら航空機の操縦を業とし1,000時間以上の固定翼の通算操縦経験時

間を有する保険証券記載の操縦士によって操縦されること。

(注) 磁気探査を目的とする垂直写真撮影を除きます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、被保険航空機が前条(2)の航空測量の条件に違反して使用されている間に生じた損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する損害または傷害については、保険金を支払います。
 - ① 耐空証明取得その他耐空性の維持または航行の安全性に関する法律、命令、規則、条例等により必要とされる措置等を行うため、被保険航空機を整備工場等に輸送する間に生じた損害または傷害
 - ② 航空機の整備業者または修理業者が業務として被保険航空機を受託し管理している間に生じた損害または傷害
 - ③ 被保険航空機と同一の型式の操縦士育成のための型式限定拡張訓練飛行、新たに購入した被保険航空機における操縦士の慣熟飛行または計器飛行証明取得のための訓練飛行に使用されている間に生じた損害または傷害。ただし、前条(2)②の条件を満たしている場合に限ります。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、航空機保険普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

⑨ リージョナルエアライン機特約

第1条（この特約の適用条件）

- (1) この特約は、保険証券記載の使用目的がリージョナルエアラインである場合に適用されます。
 - (2) (1)の「リージョナルエアライン」とは、被保険航空機が、国際航空運送事業または国内定期航空運送事業の旅客輸送に供する乗客席数100席以下の航空機である場合、または国際航空運送事業、国内定期航空運送事業以外の人員輸送であって、次の条件をすべて満たす輸送に使用する乗客席数100席以下の航空機である場合をいいます。
 - ① 国際航空運送事業または国内定期航空運送事業者によって運航管理されること。
 - ② 被保険航空機の耐空類別が、固定翼にあっては「輸送T」（注1）、回転翼にあっては、「輸送TA級」であること。
 - ③ 1,500時間以上の通算操縦経験時間（注2）を有する操縦士によって操縦されること。
- (注1) 乗客席数9席以下の多発機、ターボプロップ機またはジェット機の場合は、「輸送C」または「普通N」でも可とします。
- (注2) 固定翼・回転翼別とします。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、被保険航空機が前条(2)のリージョナルエアラインの条件に違反して使用されている間に生じた損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する損害または傷害については、保険金を支払います。ただし、国際航空運送事業者または国内定期航空運送事業者によって運航管理さ

れている場合に限ります。

- ① 耐空証明取得その他耐空性の維持または航行の安全性に関する法律、命令、規則、条例等により必要とされる措置等を行うため、被保険航空機を整備工場等に輸送する間に生じた損害または傷害
- ② 航空機の整備業者または修理業者が業務として被保険航空機を受託し、管理している間に生じた損害または傷害
- ③ 被保険航空機と同一の型式の操縦士育成のための型式限定拡張訓練飛行、新たに購入した被保険航空機における操縦士の慣熟飛行、計器飛行証明取得のための訓練飛行または国際航空運送事業もしくは国内定期航空運送事業に従事する操縦士に必要な技術証明を取得するための訓練飛行に使用されている間に生じた損害または傷害
- ④ 日本国において被保険航空機を空輸する間に生じた損害または傷害

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、航空機保険普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

40 共同保険に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
幹事保険会社	保険契約者が、保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社をいいます。
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第2条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帶することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条（幹事保険会社の行う事項）

幹事保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩までの事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知ならびに通知に基づく契約内容の変更の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領および質権の設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書等の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査

- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までの事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

④ 捜索救助費用等包括補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運航者等	保険契約者、被保険航空機の所有者その他被保険航空機の使用について正当な権利を有する者をいいます。
屋外設備装置	屋外設備装置とは、建物の外部にあって、地面等に固着されている設備、装置、機械等をいいます。門、扉、垣、タンク、サイロ、井戸、物干、外灯その他これらに類する土地に固着、固定されたものを含みます。
貨物	運航者等が航空機で運送することを目的として乗客以外の者から受託した財物をいいます。
救援者	被害者の捜索、救助もしくは移送、看護または事故処理を行う目的をもって現地に赴いた被害者の法定相続人またはその代理人をいいます。
曲技	宙返り、横転、反転、背面、きりもみ、ヒップストールその他航空機の姿勢の急激な変化、航空機の異常な姿勢または航空機の速度の異常な変化を伴う一連の飛行をいいます。(注) (注) 曲技のための練習を含みます。
現地	事故発生地または被害者の収容地等をいいます。
乗客	被保険航空機に飛行の目的をもって搭乗中または乗降中の者で、被保険航空機の乗組員または客室乗務員としての職務に従事する者を除くすべての者をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱もしくは壁を有する物をいいます。ただし、屋外設備装置は含みません。
担保地域	保険証券の「担保地域」欄に記載された地域をいいます。担保地域が「日本国内」とされている場合は、日本領土および領海の上空をいいますが、一時的に公海上空へ出ることがあっても、外国の領海上空を経由せずに日本国領海上空へ戻るときは、公海上空も「日本国内」に含まれるものとします。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。

配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
親族	6 親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
被害者	被保険航空機に搭乗していた者および被保険航空機に起因して身体障害を被った者をいいます。
飛行訓練	操縦技能証明を受けていない者であって、固定翼、回転翼別の通算操縦経験時間が200時間に満たない者が、操縦の練習をする飛行をいいます。操縦教育証明を受けている者が同乗していると否とを問いません。
被災世帯	被保険航空機によって建物または屋外設備装置の滅失または破損が生じた世帯または法人をいいます。
被保険航空機	保険証券記載の航空機をいいます。被保険航空機の部品が取り替えられる場合は、代替部品が被保険航空機に装着された時点をもって、その代替部品を被保険航空機に含め、取り替えのため被保険航空機から取り外された部品を被保険航空機から除外します。ただし、代替部品を将来にわたってまたはその部品の取り替えに通常要する期間を超えて装着することなく被保険航空機が運航または定置される場合には、被保険航空機から取り外された部品は、その取り外された時点をもって、被保険航空機から除外します。
被保険航空機等	被保険航空機、被保険航空機の一部、装備品、貨物または吊下げ物件をいいます。
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。
物輸	航空機外に吊り下げた用具を用いて、資材、貨物等の輸送を行うことをいいます。航空機外に吊り下げた用具から薬剤等（注）の散布を行う場合であって、当会社が特別に認めるときを含みます。 （注）肥料、種子、水、消火剤等を含みます。
薬剤散布	航空機の運航中に、航空機または装備品から薬剤等（注）の散布を行うことをいいます。ただし、航空機外に吊り下げた用具から薬剤等（注）の散布を行う場合等、当会社が特別に認めるときを除きます。 （注）肥料、種子、水、消火剤等を含みます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、被保険航空機に、次のいずれかに該当する事故が発生した場合、被保険者が第6条（費用の範囲）に定める費用を負担したことによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 普通保険約款第1章航空機条項第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故
- ② 被保険航空機の一部、装備品、貨物または吊下げ物件の被保険航空機からの落下（注）
（注）偶然な事故による落下に限ります。

第3条（保険金を支払わない場合ーその1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失

- ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受取るべき者（注1）
 - イ. 上記ア.に定める者の法定代理人
 - ウ. 上記ア.に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
 - ② ①に定める者による被保険航空機の耐空性の維持または航行の安全性に関する法律、命令、規則、条例等に対する故意の違反
 - ③ 詐欺または横領
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
 - ⑤ ストライキ、暴動（注2）、社会的騒乱または労働争議
 - ⑥ 政治的暴力行為またはテロを目的とした行為
 - ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国（注3）または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - ⑧ ハイジャック（注4）
 - ⑨ 核燃料物質（注5）または核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑩ ⑨に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3) 外国を含みます。この場合日本国が承認していると否とを問いません。
- (注4) 被保険航空機の搭乗者等によって行われた被保険航空機、乗組員または客室乗務員に対する不法なだ捕または不当な支配をいいます。この場合において、不法なだ捕または不当な支配にはその企てを含みます。
- (注5) 使用済燃料を含みます。
- (注6) 原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、(1)④から⑧までのいずれかに該当する事由によって、被保険航空機が運航者等の支配下にない間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、被保険航空機が保険証券記載の担保地域内の飛行場で発動機を停止して駐機し、いかなる脅迫下にもない状態で運航者等に返還され、かつ、運航に完全に適していると認められた時に、被保険航空機は運航者等の支配下に復したものとみなします。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険航空機が違法な目的で使用されている間に生じた事故
 - ② 被保険航空機が薬剤散布に使用されている間に生じた事故
 - ③ 被保険航空機が物輸に使用されている間に生じた事故
 - ④ 被保険航空機が曲技に使用されている間に生じた事故
 - ⑤ 被保険航空機が飛行訓練に使用されている間に生じた事故
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、あらかじめ当会社の承認を得た場合を除きます。

- ① 被保険航空機が保険証券記載の担保地域外で運航されている間に生じた事故。ただし、不可抗力により担保地域外で運航されている場合を除きます。
- ② 被保険航空機が保険証券記載の操縦士以外の者によって操縦されている間に生じた事故

第5条（被保険者の範囲）

- この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 保険契約者
 - ② 普通保険約款第1章航空機条項第5条（被保険者の範囲）に規定する被保険者
 - ③ 普通保険約款第2章第三者賠償責任条項第8条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）に規定する被保険者
 - ④ 普通保険約款第3章乗客賠償責任条項第8条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）に規定する被保険者
 - ⑤ 普通保険約款に付帯する特約により追加された被保険者

第6条（費用の範囲）

- 第2条（保険金を支払う場合）にいう費用とは、次の費用をいいます。
- ① 被保険航空機等または被害者の捜索に要した費用
 - ② 被害者を救助し、最寄りの医療機関または公共輸送機関を利用できる場所まで移送する費用および被害者が死亡した場合にはその遺体輸送費用または治療を継続中の被害者を医師の指示に従って他の医療機関に移転するために要した費用（注1）
 - ③ 救援者の現地までの船舶、航空機等の往復運賃（注2）、現地および現地までの行程における救援者のホテル等の宿泊施設（注3）の客室料（注4）、救援者の渡航手続費および被害者または救援者が現地において支出した交通費、電話料等通信費
 - ④ 被害者または被害者の法定相続人に対して支払われた次の費用。ただし、弔慰金の場合は被害者1名当たり50万円限度、見舞金の場合は被害者1名当たり10万円限度とし、かつ、弔慰金と見舞金が重複した場合は50万円限度とします。
 - ア. 弔慰金（被害者が死亡した場合）
 - イ. 見舞金（被害者が死亡以外の場合）

ただし、第2条に定める事故が特定の者の故意に起因する場合で、その者が被害者となったときにはその者に対する弔慰金および見舞金は支払いません。
 - ⑤ 第2条に定める事故が発生したことにより、被保険者が負担した次の費用。ただし、ア.からウ.までの費用については、事故発生の日から180日以内に負担した費用に限ります。
 - ア. 被保険者がその役員、使用人またはこれらの代理人を現地に派遣したときの次の費用
 - (ア) 現地までの船舶、航空機等の往復運賃および現地において支出した交通費
 - (イ) 現地および現地までの行程におけるホテル等の宿泊施設（注3）の客室料
 - (ウ) 渡航手續費
 - イ. 電話料など通信費
 - ウ. 被害者もしくは被害者の法定相続人またはこれらの代理人と応対した場合の次の緊急応対関係費用
 - (ア) ホテル、事務所等の応対施設借り上げ費用
 - (イ) 被害者もしくは被害者の法定相続人またはこれらの代理人が被保険者の指定する現地以外の連絡場所を訪問したときの交通費および宿泊費（注5）

- (ウ) 被保険者がその役員、使用人またはこれらの代理人を連絡場所に派遣したときの交通費および宿泊費（注5）
- イ. 被害者が死亡した場合の遺体処理費用
- オ. 被保険者が被害者のうち死亡した者のために行う合同葬祭費用。ただし、次の算式によって算出した額を限度とします。
- 500万円 + 30万円 × (被害者のうち死亡した者の数)
- ⑥ 被保険航空機等について、普通保険約款第5章基本条項第23条（事故発生時の義務）(1)
- ①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ⑦ 被保険航空機等の残存物の撤去または廃棄に要した費用
- ⑧ 事故調査等の目的で、公の機関の指示またはやむを得ない状況により、被保険航空機等を保管または保存するために要した費用
- ⑨ 被災世帯に支払われた建物および屋外設備装置の滅失または破損に対する見舞金。ただし、1被災世帯当たり50万円を限度とします。
- (注1) 治療のため医師または職業看護師が付き添うことを要する場合には、その費用を含みます。
- (注2) 被害者1名について救援者2名分を限度とします。
- (注3) 居住施設を除きます。
- (注4) 救援者1名につき14日分を限度とします。
- (注5) 宿泊費については1名につき14日分を限度とします。

第7条（保険金の支払い）

当会社は、前条に定める費用のうち、被保険者が負担することが必要かつやむを得ないものとして当会社が正当と認めた損害についてのみ、保険金を支払います。ただし、この損害の全部または一部に対して支払責任が同じである普通保険約款がある場合は、その普通保険約款による保険金の支払いを優先するものとします。

第8条（支払保険金の限度）

前条により支払われる保険金の額の合計額は、保険期間を通じ、保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

第9条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、第6条（費用の範囲）に定める費用を被保険者が負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

第10条（時効）

保険金請求権は、前条に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款第5章基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
第1条（用語の定義）保険金	または搭乗者傷害条項	、搭乗者傷害条項または搜索救助費用等包括補償特約
第4条（通知義務－その1）(1)	および乗客賠償責任条項	、乗客賠償責任条項および搜索救助費用等包括補償特約
第15条（重大事由による解除）(2)(①)（注1）	または搭乗者傷害条項	、搭乗者傷害条項または搜索救助費用等包括補償特約
第15条（重大事由による解除）(4)(②)	航空機条項	航空機条項または搜索救助費用等包括補償特約
第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合－その1）(1)	および乗客賠償責任条項	、乗客賠償責任条項および搜索救助費用等包括補償特約
第25条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）(2)(②)		

④2 暴動・ハイジャック・悪意による加害行為危険等補償特約（搜索救助費用等包括補償特約用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
主契約	搜索救助費用等包括補償特約をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、主契約第3条（保険金を支払わない場合－その1）(1)(④)から⑧までおよび(2)の規定ならびに悪意による加害行為危険補償対象外特約の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由により被保険航空機に生じた事故によって、被保険者が負担する費用に対しても、主契約の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ② ストライキ、暴動（注1）、社会的騒乱または労働争議
- ③ 政治的暴力行為またはテロを目的とした行為
- ④ 悪意による加害行為（注2）
- ⑤ 差押え、収用、没収、破壊など国（注3）または公共団体の公権力の行使
- ⑥ ハイジャック（注4）
- ⑦ ①から⑥までのいずれかの事由によって、被保険航空機が運航者等の支配下にない間に生じた事故。この場合において、被保険航空機が保険証券記載の担保地域内の飛行場で発動機を停止して駐機し、いかなる脅迫下にもない状態で運航者等に返還され、かつ、運航に完全に適していると認められた時に、被保険航空機は運航者等の支配下に復したものと

みなします。

- (注1) 群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 正当な理由なく、他人の生命、身体もしくは財物に対して危害を加える意思またはそれらが危険にさらされる予見をもってなされた行為をいいます。
- (注3) 外国を含みます。この場合日本国が承認していると否とを問いません。
- (注4) 被保険航空機の搭乗者等によって行われた被保険航空機、乗組員または客室乗務員に対する不法なだ捕または不当な支配をいいます。この場合において、不法なだ捕または不当な支配にはその企てを含みます。

第3条 (この特約の自動終了)

- (1) 次の事実が生じた場合、この特約は、その事実が生じた時に自動的に終了します。
 - ① 英国、米国、仏国、ロシア連邦または中国のいずれかの間における開戦（注）
 - ② 被保険航空機が所有権または用益権の徴発を受けた場合

（注）宣戦布告の有無を問いません。
- (2) 原子力、核分裂もしくは核融合、他の同種の反応、放射能もしくは放射性物質等を用いた戦争兵器の敵対行為としての爆発（注）が生じた場合、第2条（保険金を支払う場合）①に定める事由によって被保険者が被る損害に対する当会社の保険金支払責任は、その爆発が生じた時に自動的に終了します。

（注）時、場所および被保険航空機の被災の有無を問いません。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、(1)および(2)に規定する事実が生じた時に被保険航空機が飛行中の場合には、当会社の保険金支払責任はその飛行が終了し、乗客の降機が完了した時に自動的に終了します。
- (4) この特約が終了となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第4条 (特約の任意終了)

- (1) 前条(2)に定める戦争兵器の敵対行為としての爆発が生じた時以降、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、第2条（保険金を支払う場合）②から⑦までに定める事由によって被保険者が被る損害に対する当会社の保険金支払責任のいずれかまたはすべてを、任意に終了させることができます。
- (2) (1)の任意終了は、当会社が保険契約者に対する書面による通知を発送した日から48時間後の日の午前零時から、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) この特約がすべて終了となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第5条 (保険料または担保地域の変更)

- (1) 当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約に関する保険料または担保地域を変更することができます。
- (2) (1)の変更は、当会社が保険契約者に対する書面による通知を発送した日から7日後の日の午前零時から、将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条 (解除)

- (1) 当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

ます。当会社がこの特約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) (1)の解除は、当会社が保険契約者に対する書面による通知を発送した日から7日後の日の午前零時から、将来に向かってのみその効力を生じます。

第7条 (捜索救助費用等包括補償特約および他の特約の適用除外)

第2条(保険金を支払う場合)に規定する当会社の支払責任が生じた場合、次のいずれかの規定は適用しません。ただし、②から④までの規定については、この特約が付帯される航空機保険契約において、②から④までの規定に定める特約が付帯されている場合に限ります。

- ① 主契約第4条(保険金を支払わない場合－その2)(1)①から⑤までおよび(2)②の規定
- ② インダストリアル・エイド特約第2条(保険金を支払わない場合)
- ③ 航空測量専用機特約第2条(保険金を支払わない場合)
- ④ リージョナルエアライン機特約第2条(保険金を支払わない場合)

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、航空機保険普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

④3 受託物賠償責任補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運航者等	保険契約者、被保険航空機の所有者その他被保険航空機の使用について正当な権利を有する者をいいます。
貨物	運航者等が航空機で運送することを目的として乗客以外の者から受託した財物をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
曲技	宙返り、横転、反転、背面、きりもみ、ヒップストールその他航空機の姿勢の急激な変化、航空機の異常な姿勢または航空機の速度の異常な変化を伴う一連の飛行をいいます。(注) (注) 曲技のための練習を含みます。
航空機取扱業者	航空機の製造業、修理業、保管業、給油業、販売業、賃貸業、空輸業等航空機を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
受託物	被保険者が管理する保険証券記載の受託物をいいます。
受託物の事故	被保険航空機の所有、使用または管理に起因し、偶然な事故によって受託物を滅失、破損、汚損もしくは紛失し、または盗取されることをいいます。
乗客	被保険航空機に飛行の目的をもって搭乗中または乗降中の者で、被保険航空機の乗組員または客室乗務員としての職務に従事する者を除くすべての者をいいます。

乗客の手荷物	乗客が携行しもしくは装着する機内持込手荷物または運航者等が原則として乗客の搭乗する航空機で運送することを目的として乗客から受託した受託手荷物（注1）のうち、身回品（注2）等の財物をいいます。 （注1）積載中、積み込み中または積みおろし中の物に限ります。 （注2）日常生活の用に供する動産をいいます。
担保地域	保険証券の「担保地域」欄に記載された地域をいいます。担保地域が「日本国内」とされている場合は、日本領土および領海の上空をいいますが、一時的に公海上空へ出ることがあっても、外国の領海上空を経由せずに日本国領海上空へ戻るときは、公海上空も「日本国内」に含まれるものとします。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
飛行訓練	操縦技能証明を受けていない者であって、固定翼、回転翼別の通算操縦経験時間が200時間に満たない者が、操縦の練習をする飛行をいいます。操縦教育証明を受けている者が同乗していると否とを問いません。
被保険航空機	保険証券記載の航空機をいいます。
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。
物輸	航空機外に吊り下げた用具を用いて、資材、貨物等の輸送を行うことをいいます。航空機外に吊り下げた用具から薬剤等（注）の散布を行う場合であって、当会社が特別に認めるときを含みます。 （注）肥料、種子、水、消火剤等を含みます。
法定代理人	保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
薬剤散布	航空機の運航中に、航空機または装備品から薬剤等（注）の散布を行うことをいいます。ただし、航空機外に吊り下げた用具から薬剤等（注）の散布を行う場合等、当会社が特別に認めるときを除きます。 （注）肥料、種子、水、消火剤等を含みます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、受託物の事故により、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意

- ② 記名被保険者以外の被保険者（注1）の故意
 - ③ ①または②に定める者による被保険航空機の耐空性の維持または航行の安全性に関する法律、命令、規則、条例等に対する故意の違反
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
 - ⑤ ストライキ、暴動（注2）、社会的騒乱または労働争議
 - ⑥ 政治的暴力行為またはテロを目的とした行為
 - ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国（注3）または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - ⑧ ハイジャック（注4）
 - ⑨ 核燃料物質（注5）または核燃料物質によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性
その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑩ ⑨に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- （注1）被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注3）外国を含みます。この場合日本国が承認していると否とを問いません。
- （注4）被保険航空機の搭乗者等によって行われた被保険航空機、乗組員または客室乗務員に対する不法なだ捕または不当な支配をいいます。この場合において、不法なだ捕または不当な支配にはその企てを含みます。
- （注5）使用済燃料を含みます。
- （注6）原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、(1)④から⑧までのいずれかに該当する事由によって、被保険航空機が運航者等の支配下にない間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、被保険航空機が保険証券記載の担保地域内の飛行場で発動機を停止して駐機し、いかなる脅迫下にもない状態で運航者等に返還され、かつ、運航に完全に適していると認められた時に、被保険航空機は運航者等の支配下に復したものとみなします。
 - (3) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、被保険航空機の墜落、衝突、火災、爆発その他偶然な事故による場合または異常な運航につながる緊急事態による場合を除きます。
 - ① 騒音（注）、振動、衝撃波、電気的妨害または電磁気の妨害
 - ② 被保険航空機から散布、噴霧、投下もしくは放出され、または流出もしくは落下した農薬、肥料、種子、有毒物質、細菌、燃料、油脂、排出ガスその他化学製品による汚染または汚濁
- （注）人の耳に知覚されるか否かを問いません。
- (4) 当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に契約を締結している場合は、その契約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その契約があらかじめ当会社の書面による同意を得たものである場合を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、次のいずれかに該当する者の所有する財物を滅失、破損、汚損もしくは紛失し、または盗取された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子
- ③ 被保険者の使用者。ただし、被保険者が被保険航空機をその使用者の業務（注）に使用している場合に限ります。

（注）家事を除きます。

第5条（保険金を支払わない場合－その3）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険航空機が違法な目的で使用されている間に生じた損害
 - ② 被保険航空機が薬剤散布に使用されている間に生じた損害
 - ③ 被保険航空機が物輸に使用されている間に生じた損害
 - ④ 被保険航空機が曲技に使用されている間に生じた損害
 - ⑤ 被保険航空機が飛行訓練に使用されている間に生じた損害
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、あらかじめ当会社の承認を得た場合を除きます。
 - ① 被保険航空機が保険証券記載の担保地域外で運航されている間に生じた損害。ただし、不可抗力により担保地域外で運航されている場合を除きます。
 - ② 被保険航空機が保険証券記載の操縦士以外の者によって操縦されている間に生じた損害

第6条（保険金を支払わない場合－その4）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 受託物が被保険航空機に搭載、定着または装備されていない間に生じた滅失、破損、汚損、紛失または盗取
- ② 被保険航空機もしくはその部品、乗客の手荷物または貨物の滅失、破損、汚損、紛失または盗取
- ③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勳章、き章、稿本、設計書、ひな形その他これらに類する受託物の滅失、破損、汚損、紛失または盗取
- ④ 保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の法定代理人またはこれらの者の使用人が行い、または加担した盗取
- ⑤ 原因がいかなる場合でも、自然発火または自然爆発した受託物の滅失、破損または汚損
- ⑥ 自然の消耗もしくは性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等による受託物の滅失、破損または汚損
- ⑦ 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による受託物の滅失、破損または汚損
- ⑧ 雨、雪等による受託物の滅失、破損または汚損

- ⑨ 受託物が委託者に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した日以降に発見された受託物の破損または汚損

第7条（被保険者の範囲）

この特約において、被保険者とは次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 被保険航空機を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
 - ア. 記名被保険者の配偶者
 - イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ③ 記名被保険者の承諾を得て被保険航空機を使用または管理中の者。ただし、航空機取扱業者が製造、修理、販売または貸与等をした被保険航空機の欠陥または航空機取扱業者が行った仕事の結果に起因して、航空機取扱業者の占有を離れた後または仕事の終了もしくは放棄の後に航空機取扱業者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害については、その航空機取扱業者を被保険者とはみなしません。

第8条（個別適用）

- (1) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第3条（保険金を支払わない場合－その1）(1)①の規定を除きます。
- (2) (1)の規定によって、第10条（支払保険金の計算）(1)に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第9条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

- ① 普通保険約款基本条項第23条（事故発生時の義務）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 普通保険約款基本条項第23条(1)⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ③ 受託物の事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ④ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

（注）収入の喪失を含みません。

第10条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して + 前条①から③までの費用 = 保険金の額
負担する法律上の損害賠償責任の額

- (2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、前条④の費用を支払います。この場合、(1)の保険金

との合計額が保険金額を超えるときでも支払います。

第11条（支払保険金の限度）

当会社がこの特約に基づいて支払うべき保険金の額は、第9条（費用）④の費用を除き、保険期間を通じ、保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

第12条（先取特権）

- (1) 受託物の事故にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
(注) 第9条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。
 - (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注1）
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注2）
- (注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。
- (注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)(3)の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 第9条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款第5章基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
第1条（用語の定義）保険金	または搭乗者傷害条項	、搭乗者傷害条項または受託物賠償責任補償特約
第4条（通知義務－その1）(1)	および乗客賠償責任条項	、乗客賠償責任条項および受託物賠償責任補償特約
第15条（重大事由による解除）(2)①（注1）	または搭乗者傷害条項	、搭乗者傷害条項または受託物賠償責任補償特約
第15条（重大事由による解除）(4)①	または乗客賠償責任条項	、乗客賠償責任条項または受託物賠償責任補償特約

第15条（重大事由による解除） (4)(1)（注）および(5)(1)（注）	または乗客賠償責任条項第10条（費用－対人・対物賠償共通）	、乗客賠償責任条項第10条（費用－対人・対物賠償共通） または受託物賠償責任補償特約第9条（費用）
第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合－その1）(1)	および乗客賠償責任条項	、乗客賠償責任条項および受託物賠償責任補償特約
第25条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）(2)(2)		
第26条（保険金の請求）(1)(2)、(2)(7)および(8)		

44 追加被保険者特約（受託物賠償責任補償特約用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
主契約	受託物賠償責任補償特約をいいます。
追加被保険者	保険証券に記載の受託物賠償追加被保険者をいいます。
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、主契約第2条（保険金を支払う場合）または同第7条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、被保険航空機の所有、使用、管理、運航委託、被保険航空機を使用する業務の発注その他被保険航空機に関連して、偶然な事故によって受託物を滅失、破損、汚損もしくは紛失し、または盗取されたことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し、追加被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、主契約、普通保険約款第5章基本条項およびこの特約の規定に従い、保険金を支払います。

第3条（記名被保険者と追加被保険者間の損害賠償責任）

- (1) 当会社は、追加被保険者の所有、使用もしくは管理する受託物が滅失、破損、汚損もしくは紛失し、または盗取されたことにより、追加被保険者に対し、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、記名被保険者の所有、使用もしくは管理する受託物が滅失、破損、汚損もしくは紛失し、または盗取されたことにより、記名被保険者に対し、追加被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第4条（被保険者の範囲）

第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、航空機取扱業者が製造、修理、販売、または貸与等をした被保険航空機の欠陥または航空機取扱業者が行った仕事の結果に起因して、航空機取扱業者の占有を離れた後または仕事の完了もしくは放棄の後に航空機取扱業者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害については、その航空機取扱業

者を被保険者とはみなしません。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

④⁵ 暴動・ハイジャック・悪意による加害行為危険等補償特約（受託物賠償責任補償特約用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
主契約	受託物賠償責任補償特約をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、主契約第3条（保険金を支払わない場合－その1）(1)④から⑧までおよび(2)の規定ならびに悪意による加害行為危険補償対象外特約の規定にかかわらず、被保険航空機の所有、使用または管理に起因し、次のいずれかに該当する事由によって被保険航空機に生じた事故によって、被保険者が管理する保険証券記載の受託物を滅失、破損、汚損もしくは紛失し、または盗取されたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、主契約の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ② ストライキ、暴動（注1）、社会的騒乱または労働争議
- ③ 政治的暴力行為またはテロを目的とした行為
- ④ 悪意による加害行為（注2）
- ⑤ 差押え、収用、没収、破壊など国（注3）または公共団体の公権力の行使
- ⑥ ハイジャック（注4）
- ⑦ ①から⑥までのいずれかの事由によって、被保険航空機が運航者等の支配下にない間に生じた事故。この場合において、被保険航空機が保険証券記載の担保地域内の飛行場で発動機を停止して駐機し、いかなる脅迫下にもない状態で運航者等に返還され、かつ、運航に完全に適していると認められた時に、被保険航空機は運航者等の支配下に復したものとみなします。

（注1）群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注2）正当な理由なく、他人の生命、身体もしくは財物に対して危害を加える意思またはそれらが危険にさらされる予見をもってなされた行為をいいます。

（注3）外国を含みます。この場合日本国が承認していると否とを問いません。

（注4）被保険航空機の搭乗者等によって行われた被保険航空機、乗組員または客室乗務員に対する不法なだ捕または不当な支配をいいます。この場合において、不法なだ捕または不当な支配にはその企てを含みます。

第3条（特約の自動終了）

- (1) 次の事実が生じた場合、この特約は、その事実が生じた時に自動的に終了します。
 - ① 英国、米国、仏国、ロシア連邦または中国のいずれかの間における開戦（注）
 - ② 被保険航空機が所有権または用益権の徴収を受けた場合
(注) 宣戦布告の有無を問いません。
- (2) 原子力、核分裂もしくは核融合、他の同種の反応、放射能もしくは放射性物質等を用いた戦争兵器の敵対行為としての爆発（注）が生じた場合、第2条（保険金を支払う場合）①に定める事由によって被保険者が被る損害に対する当会社の保険金支払責任は、その爆発が生じた時に自動的に終了します。
(注) 時、場所および被保険航空機の被災の有無を問いません。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、(1)および(2)に規定する事実が生じた時に被保険航空機が飛行中の場合には、当会社の保険金支払責任はその飛行が終了し、乗客の降機が完了した時に自動的に終了します。
- (4) この特約が終了となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第4条（特約の任意終了）

- (1) 前条(2)に定める戦争兵器の敵対行為としての爆発が生じた時以降、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、第2条（保険金を支払う場合）②から⑦までに定める事由によって被保険者が被る損害に対する当会社の保険金支払責任のいずれかまたはすべてを、任意に終了させることができます。
- (2) (1)の任意終了は、当会社が保険契約者に対する通知を発送した日から48時間後の日の午前零時から、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) この特約がすべて終了となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第5条（保険料または担保地域の変更）

- (1) 当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約に関する保険料または担保地域を変更することができます。
- (2) (1)の変更は、当会社が保険契約者に対する書面による通知を発送した日から7日後の日の午前零時から、将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（解除）

- (1) 当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。当会社がこの特約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) (1)の解除は、当会社が保険契約者に対する書面による通知を発送した日から7日後の日の午前零時から、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

第7条（受託物賠償責任補償特約および他の特約の適用除外）

第2条（保険金を支払う場合）に規定する当会社の支払責任が生じた場合、次のいずれかの規定は適用しません。ただし、②から④までについて、この特約が付帯される航空機保険契約において、②から④までに定める特約が付帯されている場合に限ります。

- ① 主契約第5条（保険金を支払わない場合－その3）(1)①から⑤までおよび(2)②の規定
- ② インダストリアル・エイド特約第2条（保険金を支払わない場合）

- ③ 航空測量専用機特約第2条（保険金を支払わない場合）
- ④ リージョナルエアライン機特約第2条（保険金を支払わない場合）

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、航空機保険普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

46 消防・防災用航空機特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
消防・防災活動	消防・防災訓練を含みます。ただし、第5条（通知義務の緩和および追加保険料支払の免除）においては消防・防災訓練を含みません。
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。
参加地方公共団体	消防・防災活動に参加する他の地方公共団体をいいます。
追加被保険者	参加地方公共団体をいいます。

第2条（この特約の適用範囲）

この特約は、地方公共団体が所有または使用する被保険航空機が、他の地方公共団体の消防・防災活動のために貸与される場合または支援を行う場合に適用されます。ただし、第5条（通知義務の緩和および追加保険料支払の免除）の規定は、被保険航空機が消防・防災活動の訓練に従事している場合には適用されません。

第3条（参加地方公共団体に対する求償権不行使）

当会社は、普通保険約款第5章基本条項第30条（代位）の規定に基づき取得する権利のうち、消防・防災活動に参加する地方公共団体が消防・防災活動に従事している間に生じた被保険航空機に関わる損害については、参加地方公共団体に対して有する権利行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害の場合を除きます。

- ① 参加地方公共団体の故意または重大な過失によって生じた損害
- ② 被保険航空機と参加地方公共団体が所有または使用している航空機の間の衝突または接触によって生じた損害

第4条（被保険者の範囲）

- (1) 当会社は、普通保険約款第2章第三者賠償責任条項第8条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）および第3章乗客賠償責任条項第8条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）に規定された被保険者のほか、参加地方公共団体を被保険者として普通保険約款およびこの特約の規定を適用します。
- (2) 当会社は、追加被保険者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合に、それによって記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。
- (3) 当会社は、記名被保険者の所有、使用または管理する財物を滅失、破損または汚損された

場合に、それによって追加被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第5条（通知義務の緩和および追加保険料支払の免除）

- (1) 当会社は、被保険航空機が消防・防災活動従事中に限り、普通保険約款第5章基本条項第4条（通知義務－その1）(2)および(5)の規定にかかるらず、第4条（通知義務－その1）(2)
①および②の事実の発生については、保険契約者または被保険者が遅滞なく書面をもって当会社に通知し、その承認を得た場合には、事実が生じた時から当会社の承認を得るまでの間に生じた損害または傷害に対しても、普通保険約款およびこの特約の規定に従い、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、普通保険約款第5章基本条項第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合－その1）(3)および第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合－その2）(3)の規定にかかるらず、追加保険料の支払を免除します。

第6条（普通保険約款の適用除外）

消防・防災活動従事中に限り、普通保険約款第1章航空機条項第4条（保険金を支払わない場合－その2）(2)、第2章第三者賠償責任条項第5条（保険金を支払わない場合－その2
対人・対物賠償共通）(2)、第3章乗客賠償責任条項第5条（保険金を支払わない場合－その2 対人・対物賠償共通）(2)、第4章搭乗者傷害条項第5条（保険金を支払わない場合－
その3）(2)または被保険航空機について適用される他の特約における同趣旨の規定にかかる
らず、保険金を支払います。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款
および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

47 日付変更に関する損害等補償対象外特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
コンピュータ等	コンピュータ・ハードウェア、ソフトウェア、集積回路、チップ、情報機器、情報システム等をいいます。被保険者または第三者のいずれの所有であるかを問いません。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じた、または次のいずれかに該当する事由に関連した請求、損害、傷害（注1）、損失、費用または責任（注2）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 年、日付または時刻のデータまたは情報の処理、変換または置換に関連してコンピュータ等に生じた誤動作または機能喪失。なお、いずれの場合も、コンピュータ等の誤動作または機能喪失の発生時期については、それぞれの年、日付または時刻の変更時の前後を問いません。
- ② 年、日付もしくは時刻の変更に備え、もしくは対処するためにコンピュータ等に施した修正（注3）またはその修正に関連して与えたアドバイスもしくは行ったサービス

- ③ 年、日付または時刻の変更に関する被保険者または第三者による作為、不作為または決定に起因して発生した財物または機器の不使用または利用不能
 (注1) 傷害による死亡を含みます。
 (注2) 契約、不法行為、生産物賠償、その他責任の発生要因を問いません。
 (注3) 試行を含みます。

48 医療行為等に関する賠償責任補償対象外特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
医療行為等	医療行為または救急救命行為をいい、応急手当を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、航空機保険普通保険約款第2章第三者賠償責任条項および第3章乗客賠償責任条項の規定にかかわらず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 原因がいかなる場合でも、被保険航空機内において、または被保険航空機による搬送後に行なうべき医療行為等または臓器の移植術の全部もしくは一部を行うことができなかつたことに起因する損害賠償責任
- ② 原因がいかなる場合でも、医療行為等または臓器の移植術の開始が遅延したことに起因する損害賠償責任
- ③ ①および②のほか、直接であると間接であるとを問わず、医療行為等または臓器の移植術に起因する損害賠償責任
- ④ 嘔吐物、血液、体液、細菌、ウイルス、微生物、酸、アルカリ、薬物、有毒物質等による汚染、汚濁、中毒または感染に起因する損害賠償責任。ただし、被保険航空機の墜落、衝突、火災、爆発その他偶然な事故による場合を除きます。
- ⑤ 医師等による医学的判断の過失に起因する損害賠償責任

49 悪意による加害行為危険補償対象外特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
悪意による加害行為	正当な理由がなく、他人の生命、身体または財物に対して危害を加える意思またはそれらが危険にさらされる予見をもってなされた行為をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、この特約により、悪意による加害行為によって生じた損害、傷害または費用に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、この特約により、悪意による加害行為によって被保険航空機が運航者等の支配下にない間に生じた損害、傷害または費用に対しては、保険金を支払いません。この場合において、被保険航空機が保険証券記載の担保地域内の飛行場で発動機を停止して駐機し、いかなる脅迫下にもない状態で運航者等に返還され、かつ、運航に完全に適していると認められたときに、被保険航空機は運航者等の支配下に復したものとみなします。

50 機体戦争保険特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、次のいずれかに該当する事由によって被保険航空機に生じた損害に対して、保険金を支払います。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ② ストライキ、暴動（注1）、社会的騒乱または労働争議
- ③ 政治的暴力行為またはテロを目的とした行為
- ④ 悪意による加害行為（注2）
- ⑤ 差押え、収用、没収、破壊など国（注3）または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑥ ハイジャック（注4）
- ⑦ ①から⑥までのいずれかの事由によって、被保険航空機が運航者等の支配下にない間に生じた事故。この場合において、被保険航空機が保険証券記載の担保地域内の飛行場で発動機を停止して駐機し、いかなる脅迫下にもない状態で運航者等に返還され、かつ、運航に完全に適していると認められた時に、被保険航空機は運航者等の支配下に復したものとみなします。

（注1）群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注2）正当な理由なく、他人の生命、身体もしくは財物に対して危害を加える意思またはそれらが危険にさらされる予見をもってなされた行為をいいます。

（注3）外国を含みます。この場合日本国が承認していると否とを問いません。

（注4）被保険航空機の搭乗者等によって行われた被保険航空機、乗組員または客室乗務員に対する不法なだ捕または不当な支配をいいます。この場合において、不法なだ捕または不当な支配にはその企てを含みます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかの事由によって生じた損害、支出または費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 英国、米国、仏国、ロシア連邦または中国のいずれかの間における戦争（注1）。ただし、その戦争の開始時に被保険航空機が飛行中の場合には、被保険航空機が開戦後初めて着陸するまでの間は、この規定を適用しません。
- ② 被保険航空機の登録国またはその管轄下にある公共団体による差押え、収用、没収、破壊などの公権力の行使
- ③ 金銭債務の不履行その他の経済的事由
- ④ 被保険航空機の所有者による被保険航空機の回収（注2）
- ⑤ 被保険者が当事者の一方である契約または協定によってなされた被保険航空機の回収（注2）
- ⑥ 遅延または使用不能
 - （注1）宣戦布告の有無を問いません。
 - （注2）その企てを含みます。
- (2) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、原子力、核分裂もしくは核融合、他の同種の反応、放射能もしくは放射性物質等を用いた戦争兵器の爆発（注）によって生じた損害、支出または費用に対しては、保険金を支払いません。
 - （注）敵意の有無を問いません。

第4条（特約の自動終了）

この特約は、英国、米国、仏国、ロシア連邦または中国のいずれかの間における戦争（注）が開始した時に自動的に終了します。ただし、その戦争の開始時に被保険航空機が飛行中の場合には、被保険航空機が開戦後初めて着陸した時に終了します。この特約が終了となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

（注）宣戦布告の有無を問いません。

第5条（保険料または担保地域の変更）

- (1) 当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約に関わる保険料または担保地域を変更することができます。
- (2) (1)の変更は、当会社が保険契約者に対する書面による通知を発送した日から7日後の日の午前零時から、将来に向かってのみその効力を生じます。保険料または担保地域の変更について保険契約者が承諾しない場合は、当会社が保険契約者に対する書面による通知を発送した日から7日後の日の午前零時に、この特約は解除されます。この特約が解除となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (3) (2)の規定にかかわらず、原子力、核分裂もしくは核融合、他の同種の反応、放射能もしくは放射性物質等を用いた戦争兵器の敵対行為としての爆発（注）が生じた場合は、その爆発が生じた日から7日後の日の午前零時から、保険料または担保地域の変更はその効力を生じます。保険料または担保地域の変更について保険契約者が承諾しない場合は、その爆発が生じた日から7日後の日の午前零時に、この特約は解除されます。この特約が解除となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

（注）時、場所および被保険航空機の被災の有無を問いません。

第6条（解除）

- (1) 当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、保険証券記載の保険期間の初日から3ヶ月毎の応当日に、この特約を解除することができます。

- (2) 当会社は、この特約を解除する場合には、解除日の7日前までに書面によって通知します。
- (3) 当会社がこの特約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第7条（適法な手段による解決義務）

- (1) 保険契約者および被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）①から⑦までに定める事態に対して、適法な手段によって、または関係当局の承認の下に、その解決を図らなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（他の特約の適用除外）

この保険契約にインダストリアル・エイド特約、航空測量専用機特約またはリージョナルエアライン機特約が付帯されている場合には、これらの特約の次の規定を適用しません。

- (1) インダストリアル・エイド特約第2条（保険金を支払わない場合）
- (2) 航空測量専用機特約第2条（保険金を支払わない場合）
- (3) リージョナルエアライン機特約第2条（保険金を支払わない場合）

第9条（準用規定－その1）

普通保険約款第1章航空機条項の次の規定を準用します。なお、同条項中「損害」とあるのは「損害、支出または費用」と読み替えます。

- (1) 第1条（用語の定義）
- (2) 第2条（保険金を支払う場合）(2)から(4)まで
- (3) 第3条（保険金を支払わない場合－その1）(1)①、②、③、⑨および⑩
- (4) 第4条（保険金を支払わない場合－その2）(1)①、②および(2)①
- (5) 第5条（被保険者の範囲）
- (6) 第6条（損害額の決定）
- (7) 第7条（修理費）
- (8) 第8条（費用）
- (9) 第9条（支払保険金の計算）
- (10) 第10条（協定価額が保険価額を著しく超える場合）
- (11) 第11条（現物による支払）
- (12) 第12条（保険契約の終了）
- (13) 第13条（被害物についての当会社の権利）

第10条（準用規定－その2）

前条に定めるもののほか、この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款第5章基本条項の規定を準用します。この場合において、普通保険約款第5章基本条項の規定を次のとおり読み替えるほか、同条項中「損害」とあるのは「損害、支出または費用」と読み替えます。

読み替える規定	読替前	読替後
第13条（保険契約の失効）	航空機条項	航空機条項または機体戦争保険特約

第15条（重大事由による解除） (1)(3)（注1）および(2)(1)（注1）	航空機条項	航空機条項もしくは機体戦争保険特約
第15条（重大事由による解除） (4)および(5)	航空機条項	航空機条項または機体戦争保険特約
第25条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）(2)(1)	航空機条項	航空機条項および機体戦争保険特約
第26条（保険金の請求）(1)(1)		

51 保険料の精算に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
暫定保険料	予定飛行時間または予定保険期間に基づく保険料をいいます。
確定保険料	第3条（通知）の規定における通知による確定飛行時間または確定保険期間に基づく保険料をいいます。なお、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定める最低保険料に達しない場合は最低保険料とします。

第2条（暫定保険料）

- (1) 当会社は、この特約により、暫定保険料を算出します。
- (2) 当会社は、保険期間が始まった後であっても、暫定保険料領収前に生じた事故による損害、傷害または費用に対しては、保険金を支払いません。

第3条（通知）

保険契約者は、保険契約終了後遅滞なく、確定飛行時間または確定保険期間を当会社に通知しなければなりません。

第4条（保険料の精算）

- (1) 当会社は、保険期間の終了後、確定保険料を算出し、保険契約者に通知するものとします。
- (2) 保険契約者と当会社は、確定保険料と当会社が既に領収した暫定保険料との間に過不足がある場合は、当会社による確定保険料の通知後遅滞なく、その差額を精算するものとします。

第5条（書類の閲覧）

当会社は、保険期間中および保険契約終了後1年間に限り、いつでも、保険料を算出するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、航空機保険普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

52 アスペクト損害等補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、(2)に定める事由によってもしくはその結

果として生じた、または(2)に定める事由に関する損害、損失、傷害または費用（注）に対しては、保険金を支払いません。ただし、被保険航空機の墜落、衝突、火災、爆発その他被保険航空機に生じた偶然な事故による場合または異常な運航につながる緊急事態による場合を除きます。

（注）以下「損害等」といいます。

(2) (1)の事由とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① いかなる形状であるとを問わず、実際のアスベスト（注1）の存在（注2）
- ② いかなる形状であるとを問わず、アスベスト（注1）を含む物質または製品の存在（注3）
- ③ ①または②に関し、あらゆる被保険者または第三者が負う検査、監視、洗浄、除去、密閉、処理、中和、保護またはその他の方法に対するあらゆる義務、請求、要求、命令、または法的もしくは規則による要請

（注1）発ガン性その他のアスベストと同種の有害な特性を有する代替物質を含みます。

（注2）存在の申立および存在の疑いを含みます。

（注3）アスベスト（注1）を含むと申立のあった物質または製品の存在を含みます。

第2条（当会社の義務）

航空機保険普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定にかかわらず、当会社は、前条の規定に、その全部または一部が該当するあらゆる損害等に関する調査、防御

（注）または防御（注）のための費用の支払に対しては、いかなる義務も負いません。

（注）損害賠償請求に対する防御等をいいます。

53 貨物賠償責任補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運航者等	保険契約者、被保険航空機の所有者その他被保険航空機の使用について正当な権利を有する者をいいます。
貨物	運航者等が航空機で運送することを目的として乗客以外の者から受託した財物をいいます。
貨物の事故	被保険航空機の所有、使用もしくは管理に起因し、または運送契約の履行に起因し、偶然な事故によって貨物を滅失、破損、汚損もしくは紛失し、または盗取されたことをいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
曲技	宙返り、横転、反転、背面、きりもみ、ヒップストールその他航空機の姿勢の急激な変化、航空機の異常な姿勢または航空機の速度の異常な変化を伴う一連の飛行をいいます。（注） （注）曲技のための練習を含みます。

航空機取扱業者	航空機の製造業、修理業、保管業、給油業、販売業、賃貸業、空輸業等航空機を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
乗客	被保険航空機に飛行の目的をもって搭乗中または乗降中の者で、被保険航空機の乗組員または客室乗務員としての職務に従事する者を除くすべての者をいいます。
乗客の手荷物	乗客が携行しもしくは装着する機内持込手荷物または運航者等が原則として乗客の搭乗する航空機で運送することを目的として乗客から受託した受託手荷物（注1）のうち、身回品（注2）等の財物をいいます。 (注1) 積載中、積み込み中または積みおろし中の物に限ります。 (注2) 日常生活の用に供する動産をいいます。
担保地域	保険証券の「担保地域」欄に記載された地域をいいます。担保地域が「日本国内」とされている場合は、日本領土および領海の上空をいいますが、一時的に公海上空へ出ることがあっても、外国の領海上空を経由せずに日本国領海上空へ戻るときは、公海上空も「日本国内」に含まれるものとします。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
飛行訓練	操縦技能証明を受けていない者であって、固定翼、回転翼別の通算操縦経験時間が200時間に満たない者が、操縦の練習をする飛行をいいます。操縦教育証明を受けている者が同乗していると否とを問いません。
被保険航空機	保険証券記載の航空機をいいます。
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。
物輸	航空機外に吊り下げた用具を用いて、資材、貨物等の輸送を行うことをいいます。航空機外に吊り下げた用具から薬剤等（注）の散布を行う場合であって、当会社が特別に認めるときを含みます。 (注) 肥料、種子、水、消火剤等を含みます。
法定代理人	保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
薬剤散布	航空機の運航中に、航空機または装備品から薬剤等（注）の散布を行うことをいいます。ただし、航空機外に吊り下げた用具から薬剤等（注）の散布を行う場合等、当会社が特別に認めるときを除きます。 (注) 肥料、種子、水、消火剤等を含みます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、貨物の事故により、貨物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を

支払います。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 記名被保険者以外の被保険者（注1）の故意
 - ③ ①または②に定める者による被保険航空機の耐空性の維持または航行の安全性に関する法律、命令、規則、条例等に対する故意の違反
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
 - ⑤ ストライキ、暴動（注2）、社会的騒乱または労働争議
 - ⑥ 政治的暴力行為またはテロを目的とした行為
 - ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国（注3）または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - ⑧ ハイジャック（注4）
 - ⑨ 核燃料物質（注5）または核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑩ ⑨に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3) 外国を含みます。この場合日本国が承認していると否とを問いません。
- (注4) 被保険航空機の搭乗者等によって行われた被保険航空機、乗組員または客室乗務員に対する不法なだ捕または不当な支配をいいます。この場合において、不法なだ捕または不当な支配にはその企てを含みます。
- (注5) 使用済燃料を含みます。
- (注6) 原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、(1)④から⑧までのいずれかに該当する事由によって、被保険航空機が運航者等の支配下にない間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、被保険航空機が保険証券記載の担保地域内の飛行場で発動機を停止して駐機し、いかなる脅迫下にもない状態で運航者等に返還され、かつ、運航に完全に適していると認められた時に、被保険航空機は運航者等の支配下に復したものとみなします。
- (3) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、被保険航空機の墜落、衝突、火災、爆発その他偶然な事故による場合または異常な運航につながる緊急事態による場合は除きます。
- ① 騒音（注）、振動、衝撃波、電気的妨害または電磁気的妨害
 - ② 被保険航空機から散布、噴霧、投下もしくは放出され、または流出もしくは落下した農薬、肥料、種子、有毒物質、細菌、燃料、油脂、排出ガスその他化学製品による汚染または汚濁

(注) 人の耳に知覚されるか否かを問いません。

- (4) 当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に契約を締結している場合は、その契約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その契約があらかじめ当会社の書面による同意を得たものである場合を除きます。

第4条 (保険金を支払わない場合ーその2)

当会社は、次のいずれかに該当する者の所有する財物を滅失、破損、汚損もしくは紛失し、または盗取された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子
- ③ 被保険者の使用者。ただし、被保険者が被保険航空機をその使用者の業務（注）に使用している場合に限ります。

(注) 家事を除きます。

第5条 (保険金を支払わない場合ーその3)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険航空機が違法な目的で使用されている間に生じた損害
 - ② 被保険航空機が薬剤散布に使用されている間に生じた損害
 - ③ 被保険航空機が物輸に使用されている間に生じた損害
 - ④ 被保険航空機が曲技に使用されている間に生じた損害
 - ⑤ 被保険航空機が飛行訓練に使用されている間に生じた損害
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、あらかじめ当会社の承認を得た場合は除きます。
 - ① 被保険航空機が保険証券記載の担保地域外で運航されている間に生じた損害。ただし、不可抗力により担保地域外で運航されている場合を除きます。
 - ② 被保険航空機が保険証券記載の操縦士以外の者によって操縦されている間に生じた損害

第6条 (保険金を支払わない場合ーその4)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険航空機もしくはその部品、乗客の手荷物または被保険者が管理する受託物（注1）の滅失、破損、汚損、紛失または盗取
- ② 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雑形その他これらに類する貨物の滅失、破損、汚損、紛失または盗取（注2）
- ③ 保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の法定代理人またはこれらの者の使用人が行い、または加担した盗取
- ④ 原因がいかなる場合でも、自然発火または自然爆発した貨物の滅失、破損または汚損
- ⑤ 自然の消耗もしくは性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等による貨物の滅失、破損または汚損
- ⑥ 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、

水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による貨物の滅失、破損または汚損

- ⑦ 雨、雪等による貨物の滅失、破損または汚損
- ⑧ 貨物が委託者に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した日以降に発見された貨物の破損または汚損
- ⑨ 荷造りの不完全
 - (注1) 貨物を除きます。
 - (注2) 当会社の事前の承認を得た場合を除きます。

第7条（被保険者の範囲）

この特約において、被保険者とは次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 被保険航空機を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
 - ア. 記名被保険者の配偶者
 - イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ③ 記名被保険者の承諾を得て被保険航空機を使用または管理中の者。ただし、航空機取扱業者が製造、修理、販売または貸与等をした被保険航空機の欠陥または航空機取扱業者が行った仕事の結果に起因して、航空機取扱業者の占有を離れた後または仕事の終了もしくは放棄の後に航空機取扱業者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害については、その航空機取扱業者を被保険者とはみなしません。

第8条（個別適用）

- (1) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第3条（保険金を支払わない場合－その1）(1)(①)の規定を除きます。
- (2) (1)の規定によって、第10条（支払保険金の計算）(1)に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第9条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

- ① 普通保険約款基本条項第23条（事故発生時の義務）(1)(①)に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ② 普通保険約款基本条項第23条(1)(⑥)に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
 - ③ 貨物の事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
 - ④ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
- （注）収入の喪失を含みません。

第10条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して + 前条①から③ = 保険金の額
負担する法律上の損害賠償責任の額 までの費用

- (2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、前条④の費用を支払います。この場合、(1)の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも支払います。

第11条（支払保険金の限度）

当会社がこの特約に基づいて支払うべき保険金の額は、第9条（費用）④の費用を除き、保険期間を通じ、保険証券記載の保険金額の2倍の額をもって限度とします。

第12条（先取特権）

- (1) 貨物の事故にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

（注）第9条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注1）

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注2）

（注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。

（注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)(3)の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）第9条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款第5章基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
第1条（用語の定義）保険金	または搭乗者傷害条項	、搭乗者傷害条項または貨物 賠償責任補償特約

第4条（通知義務－その1） (1)	および乗客賠償責任条項	、乗客賠償責任条項および貨物賠償責任補償特約
第15条（重大事由による解除） (2)(1)（注1）	または搭乗者傷害条項	、搭乗者傷害条項または貨物賠償責任補償特約
第15条（重大事由による解除） (4)(1)	または乗客賠償責任条項	、乗客賠償責任条項または貨物賠償責任補償特約
第15条（重大事由による解除） (4)(1)（注）および(5)(1)（注）	または乗客賠償責任条項第10条（費用－対人・対物賠償共通）	、乗客賠償責任条項第10条（費用－対人・対物賠償共通） または貨物賠償責任補償特約第9条（費用）
第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合－その1）(1)	および乗客賠償責任条項	、乗客賠償責任条項および貨物賠償責任補償特約
第25条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）(2)(2)		
第26条（保険金の請求）(1)(2)、 (2)(7)および(8)		

54 暴動・ハイジャック・悪意による加害行為危険等補償特約（貨物賠償責任補償特約用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
主契約	貨物賠償責任補償特約をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、主契約第3条（保険金を支払わない場合－その1）(1)(4)から⑧までおよび(2)の規定ならびに悪意による加害行為危険補償対象外特約の規定にかかわらず、被保険航空機の所有、使用または管理に起因し、または運送契約の履行に起因し、次のいずれかに該当する事由によって貨物を滅失、破損、汚損もしくは紛失し、または盗取されたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、主契約の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ② ストライキ、暴動（注1）、社会的騒乱または労働争議
- ③ 政治的暴力行為またはテロを目的とした行為
- ④ 悪意による加害行為（注2）
- ⑤ 差押え、収用、没収、破壊など国（注3）または公共団体の公権力の行使
- ⑥ ハイジャック（注4）
- ⑦ ①から⑥までのいずれかの事由によって、被保険航空機が運航者等の支配下にない間に生じた事故。この場合において、被保険航空機が保険証券記載の担保地域内の飛行場で発

動機を停止して駐機し、いかなる脅迫下にもない状態で運航者等に返還され、かつ、運航に完全に適していると認められた時に、被保険航空機は運航者等の支配下に復したものとみなします。

(注1) 群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 正当な理由なく、他人の生命、身体もしくは財物に対して危害を加える意思またはそれらが危険にさらされる予見をもってなされた行為をいいます。

(注3) 外国を含みます。この場合日本国が承認していると否とを問いません。

(注4) 被保険航空機の搭乗者等によって行われた被保険航空機、乗組員または客室乗務員に対する不法なだ捕または不当な支配をいいます。この場合において、不法なだ捕または不当な支配にはその企てを含みます。

第3条（特約の自動終了）

(1) 次の事実が生じた場合、この特約は、その事実が生じた時に自動的に終了します。

① 英国、米国、仏国、ロシア連邦または中国のいずれかの間における開戦（注）

② 被保険航空機が所有権または用益権の徴発を受けた場合

（注）宣戦布告の有無を問いません。

(2) 原子力、核分裂もしくは核融合、他の同種の反応、放射能もしくは放射性物質等を用いた戦争兵器の敵対行為としての爆発（注）が生じた場合、第2条（保険金を支払う場合）①に定める事由によって被保険者が被る損害に対する当会社の保険金支払責任は、その爆発が生じた時に自動的に終了します。

（注）時、場所および被保険航空機の被災の有無を問いません。

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、(1)および(2)に規定する事実が生じた時に被保険航空機が飛行中の場合には、当会社の保険金支払責任はその飛行が終了し、貨物の取り下ろしが完了した時に自動的に終了します。

(4) この特約が終了となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第4条（特約の任意終了）

(1) 前条(2)に定める戦争兵器の敵対行為としての爆発が生じた時以降、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、第2条（保険金を支払う場合）②から⑦までに定める事由によって被保険者が被る損害に対する当会社の保険金支払責任のいずれかまたはすべてを、任意に終了させることができます。

(2) (1)の任意終了は、当会社が保険契約者に対する書面による通知を発送した日から48時間後の日の午前零時から、将来に向かってのみその効力を生じます。

(3) この特約が終了となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第5条（保険料または担保地域の変更）

(1) 当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約に関する保険料または担保地域を変更することができます。

(2) (1)の変更は、当会社が保険契約者に対する書面による通知を発送した日から7日後の日の午前零時から、将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（解除）

- (1) 当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。当会社がこの特約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) (1)の解除は、当会社が保険契約者に対する書面による通知を発送した日から7日後の日の午前零時から、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

第7条（貨物賠償責任補償特約および他の特約の適用除外）

第2条（保険金を支払う場合）に規定する当会社の支払責任が生じた場合、次のいずれかの規定は適用しません。ただし、②から④までについては、この特約が付帯される航空機保険契約において、②から④までに定める特約が付帯されている場合に限ります。

- ① 主契約第5条（保険金を支払わない場合－その3）(1)(①から⑤までおよび)(2)(②)の規定
- ② インダストリアル・エイド特約第2条（保険金を支払わない場合）
- ③ 航空測量専用機特約第2条（保険金を支払わない場合）
- ④ リージョナルエアライン機特約第2条（保険金を支払わない場合）

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、航空機保険普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

55 残存物撤去費用等に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
対物事故	被保険航空機の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。 ただし、他人の財物には被保険航空機、乗客、乗組員、客室乗務員および救助その他の目的で被保険航空機に装着されたウインチその他これに準ずる用具により、運航中の被保険航空機外において移送されている者の手荷物または貨物を含みません。
被害者	被保険航空機に搭乗していた者および被保険航空機に起因して身体障害を被った者をいいます。
被保険航空機等	被保険航空機、被保険航空機の一部、装備品、貨物または吊り下げ物件をいいます。
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。

第2条（費用一対人・対物共通）

- (1) 当会社は、普通保険約款第2章第三者賠償責任条項第1条（用語の定義）に規定する対物事故が発生した場合において、同条項第10条（費用一対人・対物賠償共通）の規定に加え、保険契約者はまたは被保険者の支出した次の費用（注1）は、これを損害の一部とみなします。
 - ① 対物事故が発生した場合において、被保険航空機等の残存物を撤去するために要した費用。（注2）
 - ② ①に定める撤去費用のほか、被保険航空機等の残存物を撤去のために移送した場所から

廃棄場所まで運搬するために要した費用。

(③) 被害者が死亡した場合の遺体輸送費用。(注2)

(注1) 収入の喪失を含みません。

(注2) 捜索費用を含みません。

(2) (1)に規定する費用は、被保険航空機等の残存物に撤去義務が生じた場合に限ります。

第3条 (支払保険金の計算－対人・対物賠償共通)

(1) 普通保険約款第2章第三者賠償責任条項第11条（支払保険金の計算－対人・対物賠償共通）

(1)の規定にかかわらず、1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\begin{array}{l} \text{被保険者が損害賠償請求} \quad \text{普通保険約款第2章第三者賠償責任条項} \\ \text{権者に対して負担する法} + \text{第10条(費用－対人・対物賠償共通) ①} = \text{保険金の額} \\ \text{律上の損害賠償責任の額} \quad \text{から③まで、および前条(1)①の費用} \end{array}$$

(2) 普通保険約款第2章第三者賠償責任条項第11条（支払保険金の計算－対人・対物賠償共通）

(2)の規定にかかわらず、当会社は、(1)に定める保険金のほか、普通保険約款第2章第三者賠償責任条項第10条（費用－対人・対物賠償共通）④、前条(1)②および③の費用を支払います。この場合、(1)の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも支払います。

ただし、前条(1)②と③については、合計額で300万円を限度とします。

第4条 (保険金の支払い)

(1) 当会社は、第2条（費用－対人・対物共通）に定める費用のうち、保険契約者または被保険者が負担することが必要かつやむを得ないものとして、当会社が正当と認めた損害についてのみ、保険金を支払います。

(2) 当会社は、(1)の損害の全部または一部に対して支払責任が同じである普通保険約款がある場合は、その普通保険約款による保険金の支払いを優先するものとします。

(3) 当会社は、(1)の損害の全部または一部に対して支払責任が同じである捜索救助費用等包括補償特約が被保険航空機に対して適用される場合は、この特約による保険金の支払いを優先するものとします。

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款第5章基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
第15条（重大事由による解除） (4)①(注)、(5)①(注)	または乗客賠償責任条項第10条（費用－対人・対物賠償共通）	、乗客賠償責任条項第10条（費用－対人・対物賠償共通） または残存物撤去費用等に関する特約第2条（費用－対人・対物共通）

56 輸入機一貫特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	航空機保険普通保険約款をいいます。

第2条（保険責任の始期および終期）

- (1) 普通保険約款第5章基本条項第2条（保険責任の始期および終期）の規定にかかわらず、当会社の保険責任は、保険期間が始まった後であって、次のいずれか早い時に始まります。
- ① 保険契約者が出発地において被保険航空機に係る危険負担を開始した時
 - ② 現地において引き渡しのための試験飛行を開始する時
- (2) 普通保険約款第5章基本条項第2条（保険責任の始期および終期）の規定にかかわらず、当会社の保険責任は、次のいずれか早い時に終わります。
- ① 保険契約者が目的地において被保険航空機を引き渡した時
 - ② 売却先が決まっていない場合は、引き渡しが行える状態になった時（注1）
 - ③ 保険期間の末日の午後4時（注2）
- （注1）引き渡しが行える状態になった時とは、被保険航空機の試験飛行を終了した時をいいます。
- （注2）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

第3条（保険責任から除外する期間）

前条の規定にかかわらず、下記の期間については、当会社の保険責任の期間から除外します。

証券記載の通り

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および被保険航空機について適用される他の特約の規定を準用します。

ご契約の内容により、下記の特約が適用されます。

基本となる条項	適用される特約
航空機条項	① 求償権不行使特約 ② 比例支払特約 ③ 地上危険のみ補償特約（作業輸送危険補償用） ④ 地上危険のみ補償特約（作業輸送危険補償対象外用） ⑤ 飛行危険のみ補償特約（航空機条項用） ⑥ 追加被保険者特約（航空機条項用） ⑦ 航空機条項における他の保険契約に係る特約 ⑧ 新価払特約 ⑨ 航空機事業継続費用補償特約 ⑩ 構成部品特約
第三者賠償責任条項	⑪ 飛行危険のみ補償特約（第三者賠償責任条項用） ⑫ 追加被保険者特約（第三者賠償責任条項用） ⑬ 暴動・ハイジャック・悪意による加害行為危険等補償特約（第三者賠償責任条項用） ⑭ 第三者賠償責任条項における他の保険契約に係る特約 ⑮ 主催者賠償責任のみ補償特約
乗客賠償責任条項	⑯ 吊下げ危険補償特約（乗客賠償責任条項用） ⑰ 追加被保険者特約（乗客賠償責任条項用） ⑱ 暴動・ハイジャック・悪意による加害行為危険等補償特約（乗客賠償責任条項用） ⑲ 訓練生賠償責任補償特約 ⑳ 乗組員賠償責任補償特約 ㉑ 乗客賠償責任条項の補償範囲の拡大に関する特約（リージョナルエアライン用） ㉒ 乗客賠償責任条項の補償範囲の拡大に関する特約（一般用） ㉓ 乗客賠償責任条項における他の保険契約に係る特約
搭乗者傷害条項	㉔ 吊下げ危険補償特約（搭乗者傷害条項用） ㉕ 暴動・ハイジャック・悪意による加害行為危険等補償特約（搭乗者傷害条項用） ㉖ 医療保険金を補償対象外とする特約 ㉗ 申告搭乗者数を超過した場合に補償対象外とする特約 ㉘ 搭乗者傷害条項の実績精算に関する特約

基本となる条項	適用される特約
各条項に共通	<p>29 保険料分割払特約</p> <p>30 米軍に対する求償権不行使特約</p> <p>31 薬剤散布危険・物輸危険補償特約</p> <p>32 物輸危険補償特約</p> <p>33 曲技危険補償特約（レジャー曲技用）</p> <p>34 曲技危険補償特約（エアショーや用）</p> <p>35 飛行訓練危険補償特約</p> <p>36 官公庁特約</p> <p>37 インダストリアル・エイド特約</p> <p>38 航空測量専用機特約</p> <p>39 リージョナルエアライン機特約</p> <p>40 共同保険に関する特約</p> <p>41 捜索救助費用等包括補償特約</p> <p>42 暴動・ハイジャック・悪意による加害行為危険等補償特約（検索救助費用等包括補償特約用）</p> <p>43 受託物賠償責任補償特約</p> <p>44 追加被保険者特約（受託物賠償責任補償特約用）</p> <p>45 暴動・ハイジャック・悪意による加害行為危険等補償特約（受託物賠償責任補償特約用）</p> <p>46 消防・防災用航空機特約</p> <p>47 日付変更に関する損害等補償対象外特約</p> <p>48 医療行為等に関する賠償責任補償対象外特約</p> <p>49 悪意による加害行為危険補償対象外特約</p> <p>50 機体戦争保険特約</p> <p>51 保険料の精算に関する特約</p> <p>52 アスベスト損害等補償対象外特約</p> <p>53 貨物賠償責任補償特約</p> <p>54 暴動・ハイジャック・悪意による加害行為危険等補償特約（貨物賠償責任補償特約用）</p> <p>55 残存物撤去費用等に関する特約</p> <p>56 輸入機一貫特約</p>



事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

0120-119-110

事故は119番・110番

受付時間: 24時間365日

お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

0120-868-100

受付時間: 平日午前9時~午後8時、土日祝日午前9時~午後6時
(年末・年始は休業させていただきます)

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>